

宅地造成及び特定盛土等規制法による 許可制度の手引き

目次

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1
1.1 法の目的	1
1.2 用語の定義	2
1.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	9
第2章 工事の許可等	11
2.1 手続きの要否の判断	11
2.2 許可を要する工事	12
2.2.1 規制対象行為の考え方（土地の形質変更）	14
2.3 届出を要する工事	16
2.4 工事を行う土地が2つの区域にまたがる場合の取り扱い	17
2.5 許可又は届出が不要となる工事	18
2.5.1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事	18
2.6 工事の一体性	23
2.6.1 土地の形質変更の一体性	23
2.6.2 土石の堆積の一体性	24
2.6.3 公共施設用地における工事に伴う公共施設用地外の造成	24
2.7 国又は都道府県の特例	25
2.8 みなし許可・届出	27
2.9 法に適合していることの証明書の交付	29
2.10 関係法令等	30
第3章 土地の保全	31
3.1 土地の保全	31
3.1.1 維持管理の主体	31
3.1.2 維持管理の方法	31
第4章 許可申請の手続き	32
4.1 手続きの流れ	32
4.2 許可申請又は届出に必要な書類等	34
4.2.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等	34
4.2.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等	38
4.3 申請手数料	41
4.4 許可又は不許可の通知	43
4.4.1 標準処理期間	43
4.5 許可情報の公表	44
第5章 許可基準	45
5.1 住民への周知	45
5.2 技術的基準への適合	48
5.2.1 地盤に関する技術的基準	50

5.2.2 擁壁に関する技術的基準	59
5.2.3 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	75
5.2.4 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	76
5.2.5 排水施設の設置に関する技術的基準	78
5.2.6 土石の堆積に関する技術的基準	80
5.2.7 太陽光発電事業に関する工事における技術基準等	84
5.3 資力・信用	88
5.4 工事施行者の能力	88
5.5 土地所有者等の同意	89
5.6 設計者の資格	91
5.7 土石の堆積に関する工事の期間	94
第6章 その他の手続き	95
6.1 規制区域指定時に行われている工事の届出	95
6.2 擁壁等を除却する工事の届出	97
6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	98
6.4 届出工事の変更届出（6.1又は6.2の届出工事の変更）	98
第7章 工事施行に係る手続き	99
7.1 着手の届出	99
7.2 変更の許可又は届出	100
7.2.1 変更の許可	100
7.2.2 変更の届出（特定盛土等規制区域における届出工事の変更）	101
7.3 軽微な変更	102
7.4 工事の中止等の届出	103
7.5 地位の承継	103
第8章 検査等	104
8.1 中間検査	104
8.2 完了検査等	107
8.2.1 土地の形質変更に関する工事における完了検査	108
8.2.2 土石の堆積に関する工事における除却の確認	110
第9章 工事状況の報告	111
9.1 定期報告	111
9.1.1 定期報告事項等	112
9.2 段階報告	114
9.3 その他の報告	114

本手引きにおいては、次の略称を用いる。

法律 … 宅地造成及び特定盛土等規制法

政令 … 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令 … 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

規則 … 福島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

1.1 法の目的

【法律】

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

1.2 用語の定義

(1) 宅地

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

【政令】

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

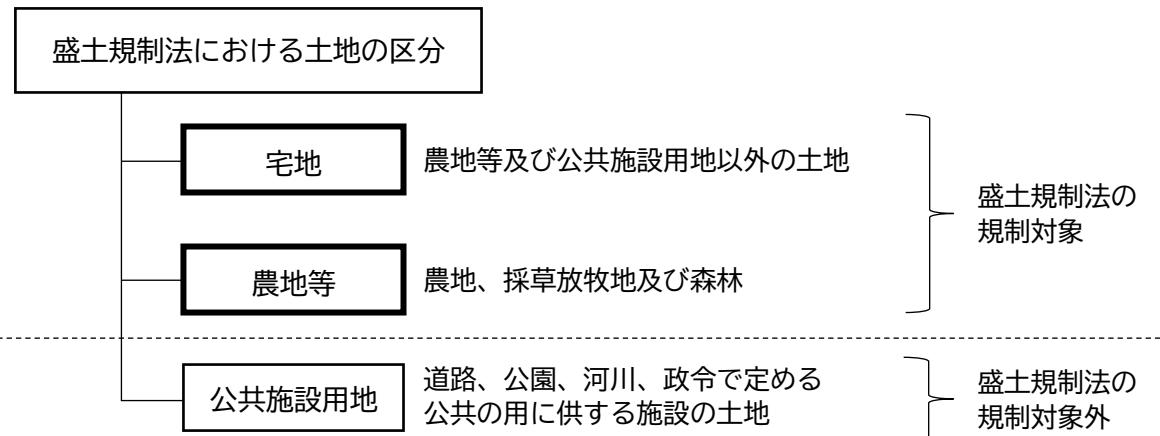
【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

盛土規制法における「宅地」の定義は、次のようになります。



【公共の用に供する施設】

【法律】道路、公園、河川

【政令】砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設

【省令】雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設（第1条第1項）

国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（第1条第2項）

(2) 土地の形質変更

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。

【政令】

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

盛土規制法における「宅地造成」及び「特定盛土等」の定義は、次のとおりです。

宅地造成 …宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更で、表 1.2.1 に示すもの

特定盛土等…宅地又は農地等において行う土地の形質の変更で、近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして表 1.2.1 に示すもの

本手引きにおいては、「宅地造成」と「特定盛土等」を合わせて「土地の形質変更」と記載します。

また、「土地の形質変更に関する工事」と「土石の堆積に関する工事」を合わせて単に「工事」と記載します。

表 1.2.1 土地の形質変更

工事の内容	模式図
ア 盛土で高さが 1 m 超の崖を生ずるもの	
イ 切土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	
ウ 盛土と切土を同時にい、高さが 2 m 超の崖を生ずるもの（ア・イを除く）	
エ 盛土で高さが 2 m 超となるもの（ア・ウを除く）	
オ 盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² を超えるもの（ア～エを除く）	

(3) 崖

【政令】

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

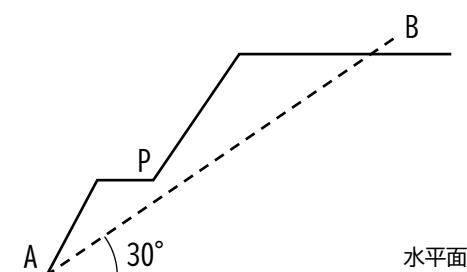
3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 摊壁の前面の上端と下端（摊壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を摊壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を摊壁の高さとする。

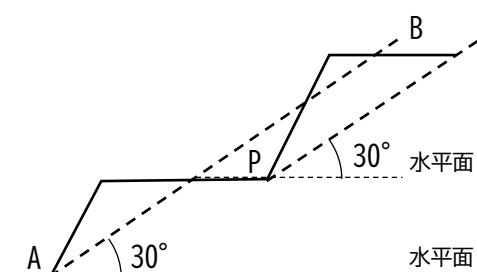
「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

なお、崖の途中に小段等の水平面があり、崖が分離されている場合であつても、一体の崖とみなすことあります。

【分離された崖の考え方】



下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB
よりも上層の崖面の下端 P が上方にある場合
⇒ 一体の崖とみなす



下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB
よりも上層の崖面の下端 P が下方にある場合
⇒ 別の崖とみなす

(4) 土石の堆積

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

【政令】

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが二メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

「土石の堆積」とは宅地又は農地等において行う、表 1.2.2 に示すものをいいます。

表 1.2.2 土石の堆積

工事の内容	模式図
ア 最大時に堆積する高さが2mを超えるもの	
イ 土石の堆積を行う土地の面積が 500 m²となるもの（アを除く）	

「土石」とは、土砂もしくは岩石又はこれらの混合物のことをいいます。盛土規制法においては、植物遺骸由来の有機物や改良材を含む土砂、土石と同様の性状にした建設副産物も土石として取扱います。

「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。

- ① 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 mm 未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- ② 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 mm 以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの

⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の形状にしたものといいます。

「土石の堆積」は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限ります。残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱います。一定期間は許可日から5年以内とします。

なお、次に掲げるものについては規制対象なりません。

- ① 試験、検査等のための試料の堆積
- ② 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ③ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
- ④ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

ただし、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、規制対象となります。

(5) 工事主・工事施行者

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

盛土規制法における「工事主」とは、工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者をいいます。

また、「工事施行者」とは、工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者をいいます。

1.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域

【法律】

(宅地造成等工事規制区域)

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

(特定盛土等規制区域)

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、渓流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

盛土規制法では、盛土等の崩落により人家等に危害を及ぼしうる区域を規制区域に指定することとしています。

宅地造成等工事規制区域…市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を指定。

特定盛土等規制区域 …市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を指定。

福島市における盛土規制法に基づく規制区域は図 1.3.1 のとおりです。なお、規制区域は福島市のホームページでも公表しています。

福島市ホームページ「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」URL

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kaihatsu-kaihatsu/machizukuri/kenchiku/moridokiseihou.html>



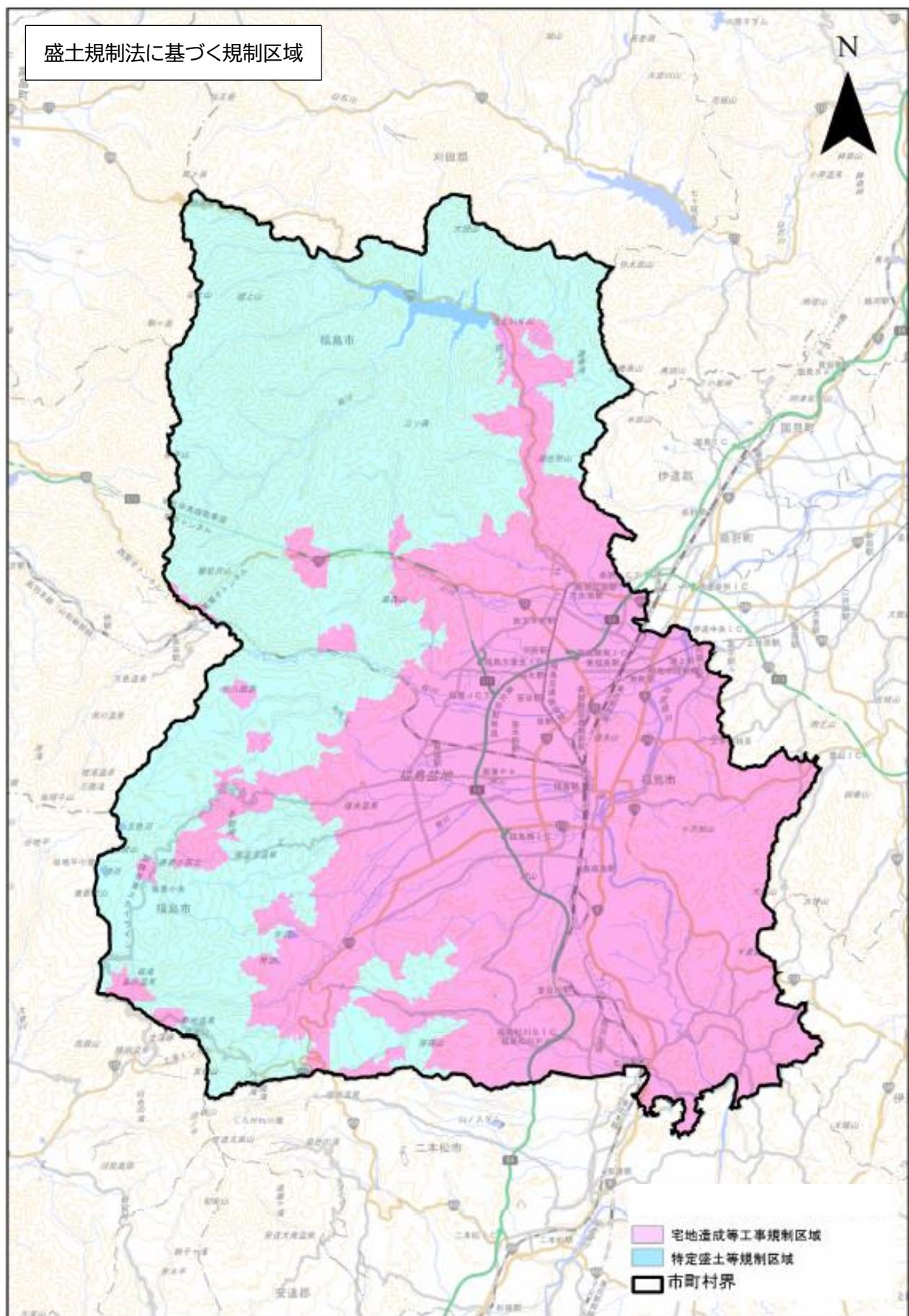
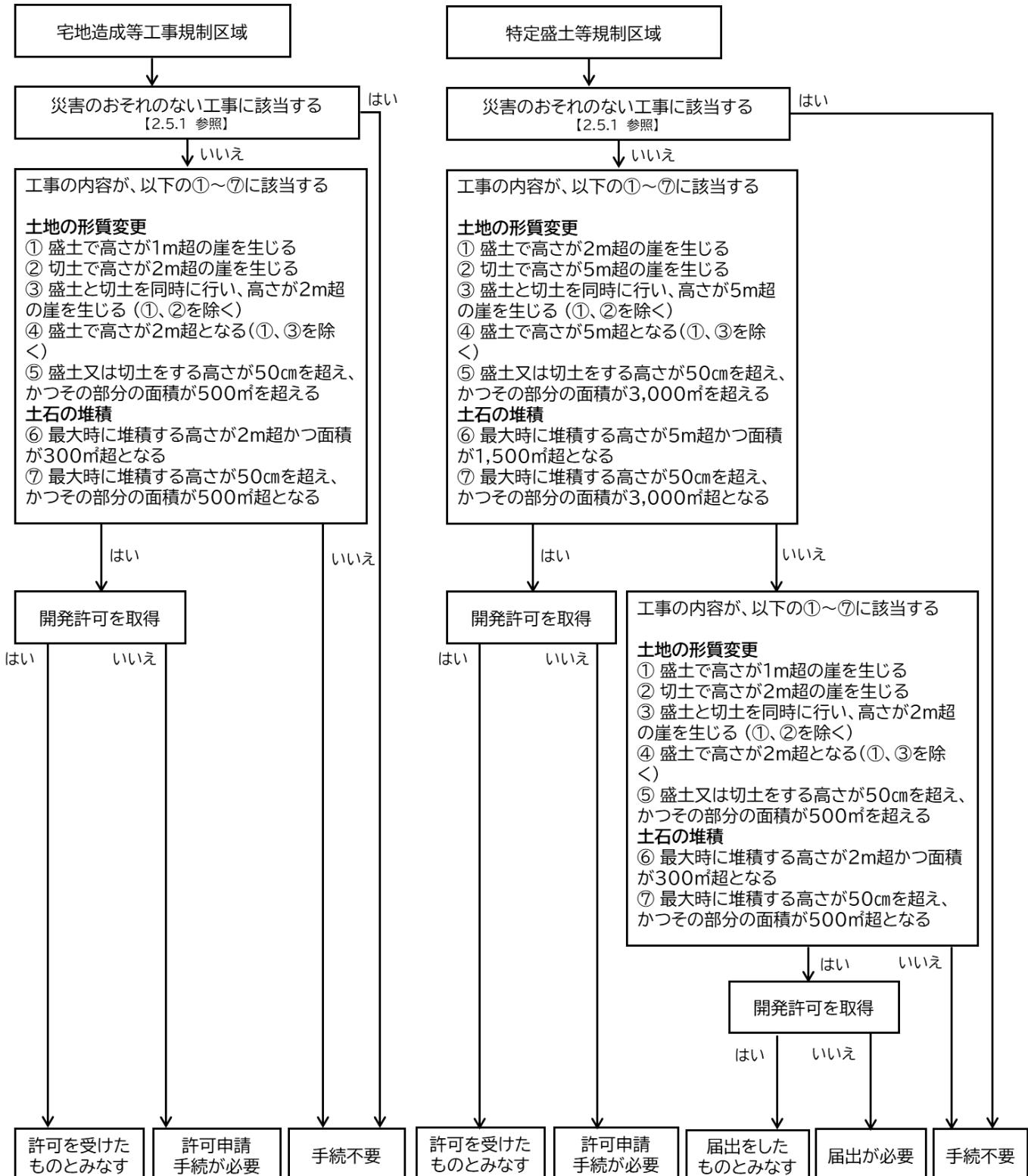


図 1.3.1 盛土規制法に基づく規制区域（福島市）

第2章 工事の許可等

2.1 手続きの要否の判断

図 2.1.1により、手続きの要否を判断してください。



2.2 許可を要する工事

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

【政令】

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第二十八条

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

【規則】

(許可の申請)

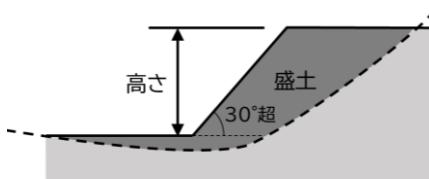
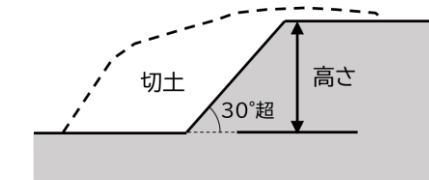
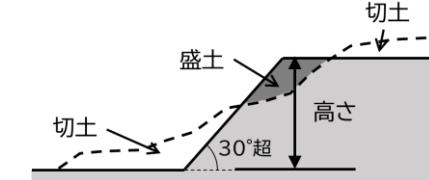
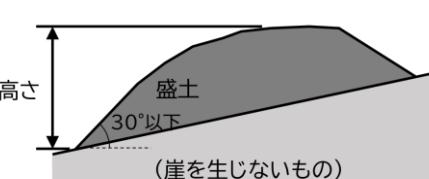
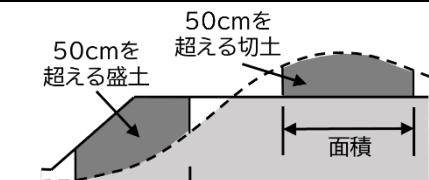
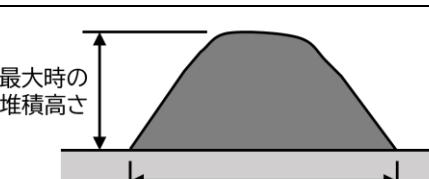
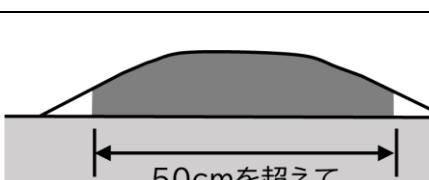
第5条 法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事の実施区域を工区に分けたときは、省令第7条又は第63条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示するものとする。

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

許可を要する工事は、表 2.2.1 に示すとおりです。

なお、盛土規制法の許可対象となる規模の都市計画法第29条第1項又は第2項に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法の基準を引用し技術基準の審査を行いますので、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。そのため、別途、盛土規制法による許可を受ける必要はありません。ただし、許可後の標識の設置、中間検査、定期報告等は必要となります。（【2.8 みなし許可・届出】参照）

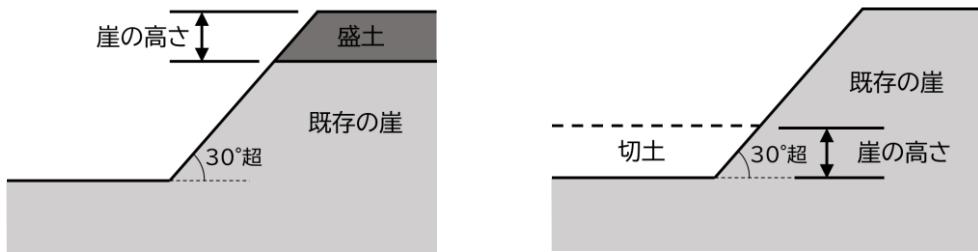
表 2.2.1 許可又は届出を要する行為

行為	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等規制区域		模式図
手 続	許可	許可	届出	
土地 の形 質 変 更	ア 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	ア 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	ア 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
	イ 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	イ 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	イ 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
	ウ 盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（ア・イを除く）	ウ 盛土と切土を同時にを行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（ア・イを除く）	ウ 盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（ア・イを除く）	
	エ 盛土で高さが2m超となるもの（ア・ウを除く）	エ 盛土で高さが5m超となるもの（ア・ウを除く）	エ 盛土で高さが2m超となるもの（ア・ウを除く）	
	オ 50cm※を超える盛土又は切土をする部分の面積が500m²を超えるもの（ア～エを除く）	オ 50cm※を超える盛土又は切土をする部分の面積が3,000m²を超えるもの（ア～エを除く）	オ 50cm※を超える盛土又は切土をする部分の面積が500m²を超えるもの（ア～エを除く）	
土 石 の 堆 積	カ 最大時に堆積する高さが2mを超え、かつ面積が300m²を超えるもの。	カ 最大時に堆積する高さが5mを超え、かつ面積が1,500m²を超えるもの。	カ 最大時に堆積する高さが2mを超え、かつ面積が300m²を超えるもの。	
	キ 最大時に堆積する高さが50cm※を超えて、かつその部分の面積が500m²を超えるものの。	キ 最大時に堆積する高さが50cm※を超えて、かつその部分の面積が3,000m²を超えるものの。	キ 最大時に堆積する高さが50cm※を超えて、かつその部分の面積が500m²を超えるものの。	

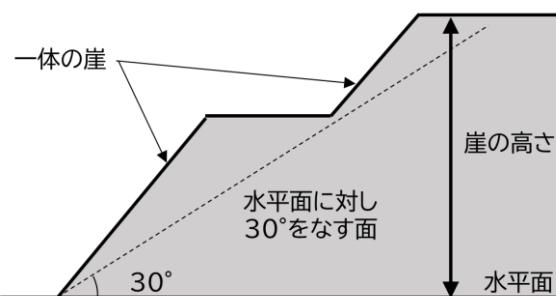
※盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差

2.2.1 規制対象行為の考え方(土地の形質変更)

(1) 既存の崖に盛土又は切土を行う場合には、下図のとおり、盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さにより、規制対象となるか否かを判断します。

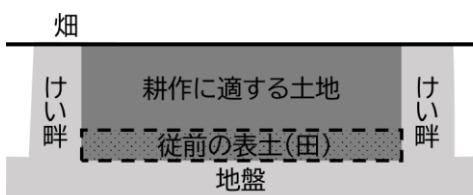


(2) 分離された崖が一体の崖である場合には、下図のとおり、一体の崖としての高さで規制対象となるか否かを判断します。



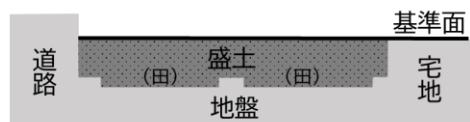
(3) 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせてかさ上げを行い平坦になる場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合で、明らかに災害のおそれがないと認められるものについては、規制対象とはならないものと扱います。

(例)田にけい畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合



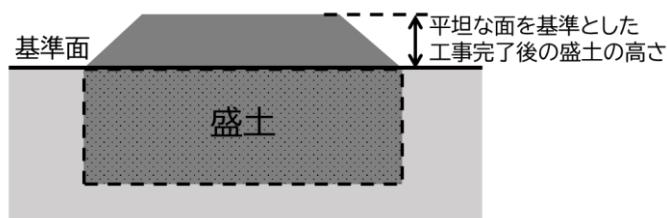
⇒ 規制対象外

(例)四方の土地で最も低い土地の高さまでかさ上げする場合



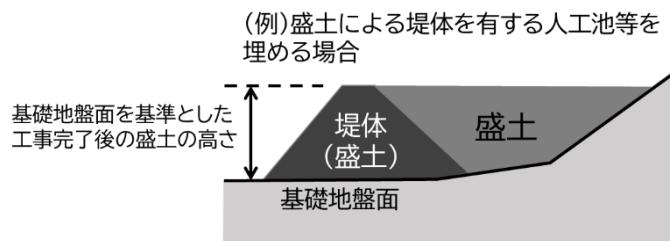
⇒ 規制対象外

(例)四方の土地より高く盛土をする場合

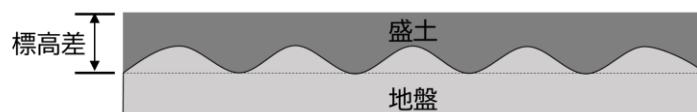


⇒ 平坦な面を基準とした工事完了後の盛土の高さや面積で判断

(4) 盛土による堤体を有する貯水池等の人工池を埋める際は、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規定対象規模を超える場合は、規制対象となります。



(5) 凸凹が続いている地盤面の高さを変更する場合、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の考え方は下図のとおり扱います。



(6) 土地利用のため土地の形質を維持する行為

土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、盛土規制法の規制対象外とします。これらに該当する行為として通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等が挙げられます。

農地に関する取扱いについては以下のとおりです。

表 2.2.2 土地の形質を維持する行為

区分	土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為） →規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 →盛土等の規模によって規制対象
行為の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 耕起、代かき、整地、畝立て ● けい畔の新設・補修・除去 ● 土壤改良材（基肥、たい肥等）の投入 ● 表土の補充（規制対象規模以下のもの） ● 表土の入れ替え ● 農業用暗きよ排水の新設・改修 ● 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● ほ場の大区画化・均平・勾配修正 ● 盛土を伴う田畠転換 ● 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 ● 農道の整備 ● 農業用施設用地の整備

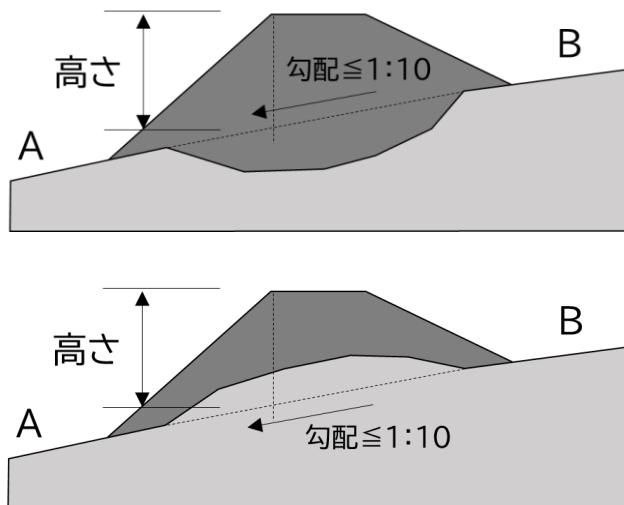
なお、農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復する行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため規制対象外となります。

また、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事については、許可等は不要です。（【2.5.1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事】参照）

(7) 建築物の建築自体と不可分な一体の工事と認められる基礎地業、土地の掘削等の行為は盛土又は切土には該当しません。

(8) 堆積する地盤の一部に凹凸がある場合

堆積する地盤の一部に凹凸がある場合、「土石の堆積を行う土地」の外側に設ける「空地」の両端(A-B)をつなぐ直線を仮想の地盤面とし、当該地盤面からの堆積の高さを測ります。凹凸が連続している地盤に土石を堆積する場合も同様の扱いとなります。



2.3 届出を要する工事

【法律】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、表 2.2.1 に示す届出対象の規模に該当する工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する日の 30 日前までに、届出を行う必要があります。

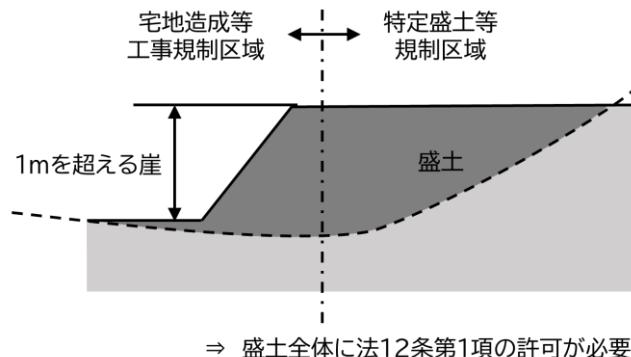
届出を受理した工事は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などを公表します。

なお、盛土規制法の届出対象となる規模の都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による届出をしたものとみなされます。そのため、別途届出は不要です。

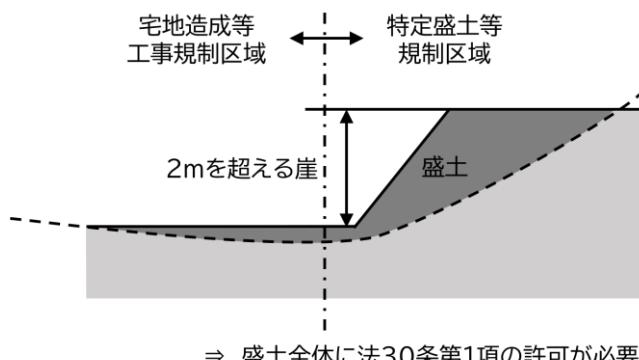
2.4 工事を行う土地が2つの区域にまたがる場合の取り扱い

工事を行う土地が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域にまたがる場合の取り扱いは以下の①～③のとおりです。

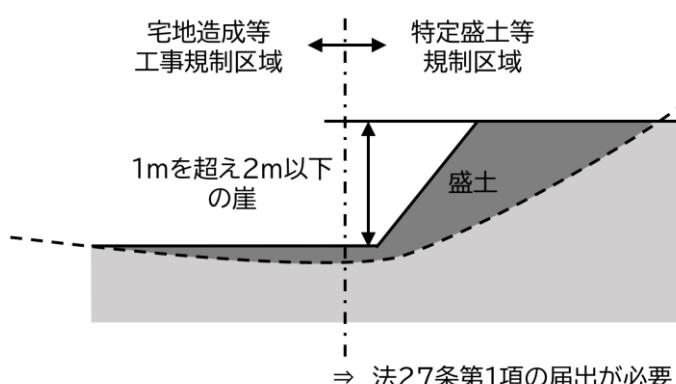
- ① 盛土等の工事のうち宅地造成等工事規制区域内の部分が宅地造成等工事規制区域の許可が必要な工事に該当する場合には、当該盛土全体について法第12条第1項の許可が必要



- ② ①に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の許可が必要な工事に該当する場合には、当該盛土全体について法第30条第1項の許可が必要



- ③ ①、②に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の届出が必要な工事に該当する場合には、当該盛土全体について法第27条第1項の届出が必要



なお、工事を行う土地が他自治体にまたがる場合は、それぞれの許可権者で扱いが異なることがありますので、関係するすべての許可権者と協議してください。

2.5 許可又は届出が不要となる工事

2.5.1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事 又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業 保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を 受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受 けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省 令で定めるもの

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規 定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二 項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しく は同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の 許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一 項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染 病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の 許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一 項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る 工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性 物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規 定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定 による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壤の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壤等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ホ 独立行政法人水資源機構
- ヘ 独立行政法人都市再生機構

九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

【規則】

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第8条 省令第8条第9号及び第10号口の規定により規則で定める値は、50 センチメートルとする。

許可又は届出の対象規模となる工事であっても、以下の工事については災害の発生のおそれがないと認められるため、許可又は届出は不要です。

ただし、許可又は届出が不要となった工事であっても、土地所有者等に対して土地を保全する責務が発生し、危険な場合には改善命令等の対象となります。

【他の法令等により確認が行われるもの】

以下の法令等に規定する工事は、災害の発生を防止するために当該工事の実施に当たって従うべき一定の基準や行為制限が設けられているため、許可又は届出は不要です。

- 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業※
- 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- 土壤汚染対策法に基づく汚染土壤の搬出又は処理等
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壤等の保管又は処分

※土地改良法の手続きには基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当します。なお、当該事業は土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要であり、また、該当する国、都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要です。

【森林施業に必要な作業路網の整備工事】

森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事に付随する盛土等は、国が定める「森林作業等作設指針」等に即して一定の安全基準を満たすように行われることや、市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られ一定の安定性が担保されるものとして許可又は届出は不要としています。

【応急措置工事】

非常災害時には事前の手続きを行うことが難しいことを考慮し、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事は、盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして、許可又は届出を不要としています。

- 国、地方公共団体
- 地方住宅供給公社
- 土地開発公社
- 日本下水道事業団
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 独立行政法人水資源機構
- 独立行政法人都市再生機構

【一定規模以下の工事】

省令第8条第9号及び10号イ・ロに該当する工事については、災害の発生のおそれがないものと認められるため、許可等は不要です。なお、福島市では、規則第8条において災害の発生のおそれがないものと認められる工事前後の地盤面の標高差を、従前の旧宅地造成等規制法による規制の運用と同様に50cmとしています。

【工事の施行に付随して行う土石の堆積】

「工事の施行に付随して行う土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。



図 2.5.1 工事の施行に付随して行う土石の堆積

「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。

「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

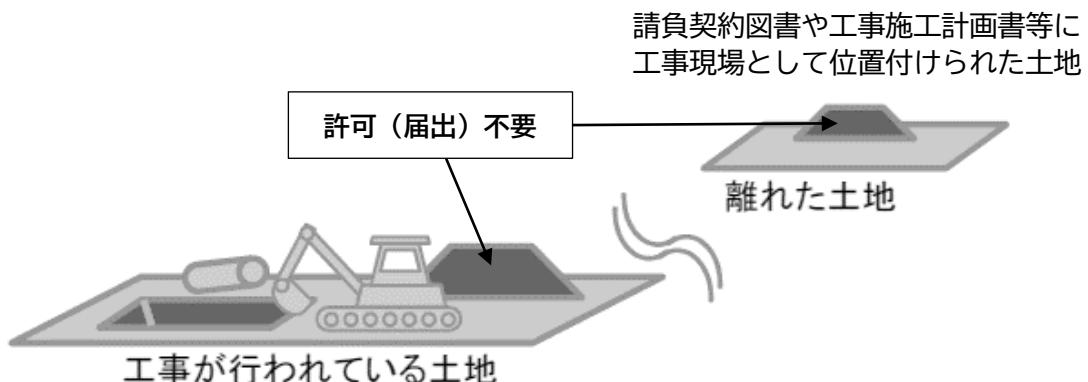


図 2.5.2 工事の現場

「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

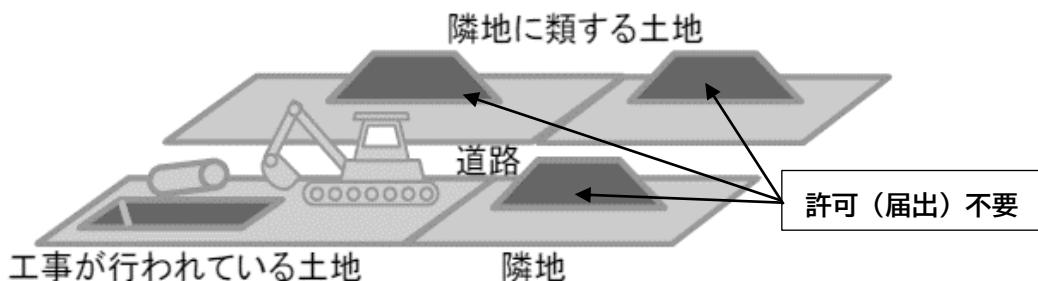


図 2.5.3 工事現場の付近

土石の堆積については、一定期間の経過後に当該土石を除却するものとしていますが、工事の施行に付随して行われる土石の堆積についてはこれにかかわらず、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可又は届出は不要とします。

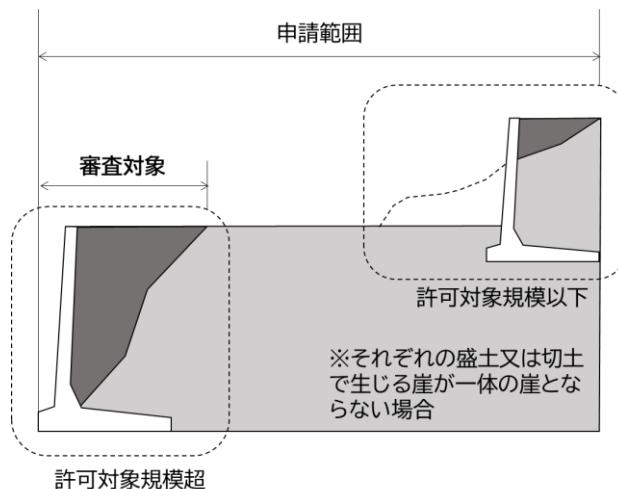
なお、工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可又は届出不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、堆積期間、管理体制、土石の搬出予定先などを記した看板を現場に掲示することが望ましいです。

2.6 工事の一体性

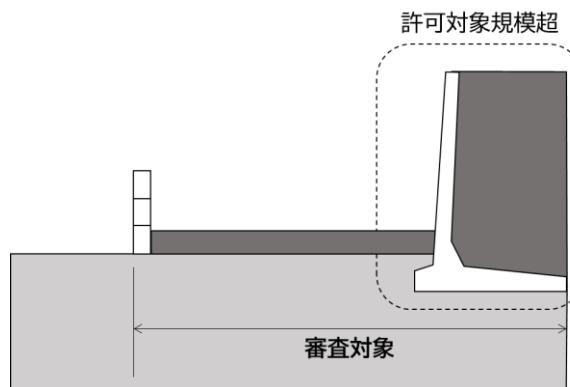
工事の一体性の判断は、「工事主等の同一性」「物理的一体性」「機能的一体性」の観点から総合的に判断します。物理的に一体とは、災害防止の観点から一体的に技術審査すべきと判断される場合を指します。機能的に一体とは、事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の堆積が行われ、相互に関連している場合を指します。

2.6.1 土地の形質変更の一体性

許可申請又は届出の範囲について、一体的に土地利用をする範囲を申請の範囲としますが、その範囲内において、分離された複数の盛土又は切土がある場合、規制対象規模を超えるもののみを審査の対象とします。(それぞれの盛土又は切土で生じる崖が一体の崖となる場合は一体の崖となる範囲全てを審査の対象とします。)

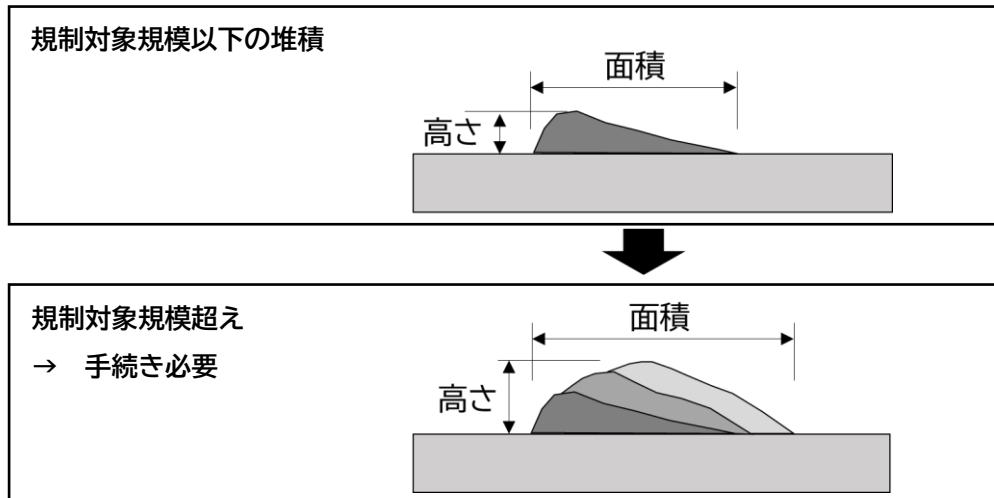


規制対象規模の盛土又は切土と一体性がある規制対象規模以下の盛土又は切土は審査の対象となります。



2.6.2 土石の堆積の一体性

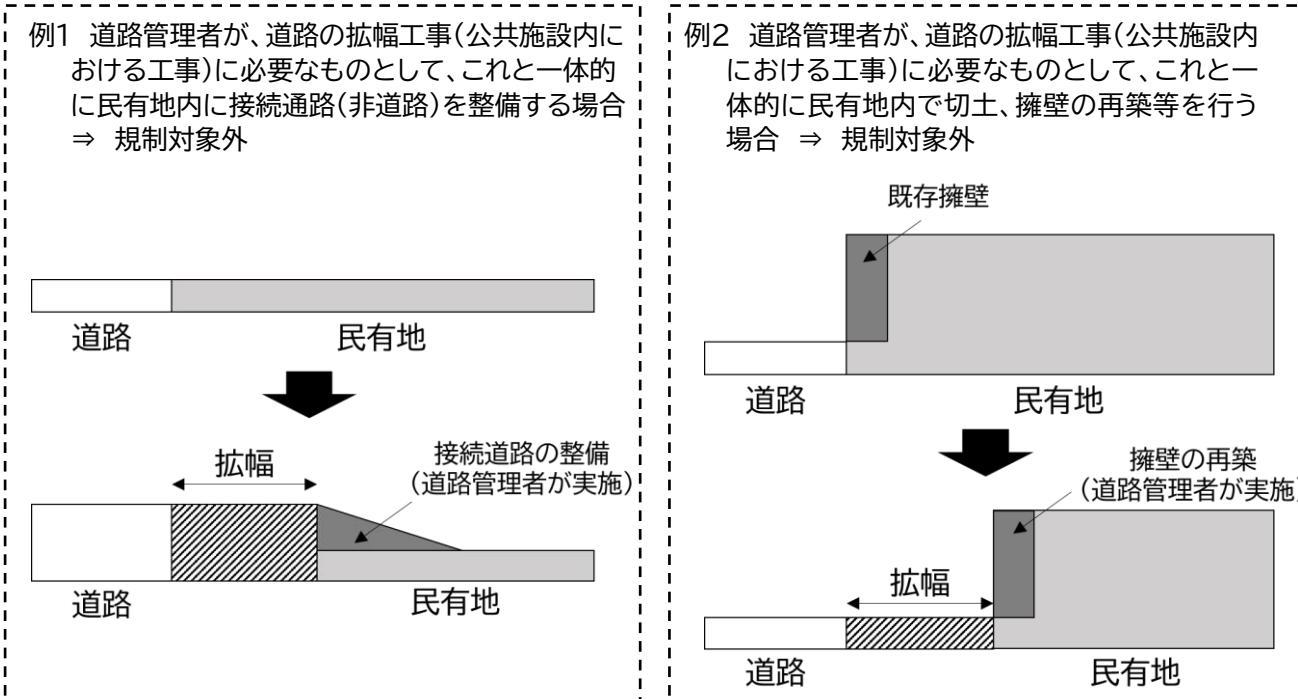
規制対象規模以下の堆積行為が繰り返され、これらの堆積が機能的に一体と認められる場合で、従前の堆積も含めた堆積行為が、規制対象規模を超える場合は、従前の堆積も含めて許可又は届出が必要です。



2.6.3 公共施設用地における工事に伴う公共施設用地外の造成

公共施設管理者が、公共施設用地内における工事（道路の拡幅工事等）に必要なものとして、公共施設用地外である民有地等で工事を一体的に行う場合、その規模等から当該工事を行う範囲を含めて公共施設用地における工事として取り扱うことが妥当である場合は、規制対象外となります。

ただし、竣工後は民有地等の部分は公共施設用地として取り扱われないことから、既存盛土等として規制対象となり、災害等のおそれがある場合には改善命令等の対象となります。



2.7 国又は都道府県の特例

【法律】

(許可の特例)

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

【規則】

(協議)

第20条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により市長と協議しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第17号）の正本及び副本に省令第7条第1項又は第63条第1項に規定する図書を添付して市長に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により市長と協議しようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第18号）の正本及び副本に省令第7条第2項又は第63条第2項に規定する図書を添付して市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の協議が成立したときは、協議をした者に対し、前2項の協議書の副本に所要事項を記載した上その旨を通知する。

4 協議をした者は、協議が成立した宅地造成又は特定盛土等に関する工事に変更を生じたときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第19号）の正本及び副本に省令第37条第1項又は第67条第1項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、速やかに市長と協議しなければならない。

5 協議をした者は、協議が成立した土石の堆積に関する工事に変更を生じたときは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第20号）の正本及び副本に省令第37条第2項又は第67条第2項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、速やかに市長と協議しなければならない。

6 第11条、第13条及び第15条から第19条の規定は、協議が成立した工事について準用する。

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市（以下、「国等」という。）が行う工事については、許可権との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。これは、工事主である国等と許可権者である中核市長の地位から許可処分が適当でないと思われるからです。このため、協議が成立することによって許可があつたとみなすもので、協議成立後の標識の設置、中間検査、定期報告、完了検査等の規定は適用されます。

表 2.7.1 国等に準ずる機関

団体の名称	根拠法令
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法施行令第2条第1項第6号
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第9条第1項第3号
日本下水道事業団	日本下水道事業団法施行令第7条第1項第6号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第28条第1項第6号
独立行政法人水資源機構	独立行政法人水資源機構法施行令第56条第1項第6号
国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人)	国立大学法人法施行令第25条第1項20号
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第2条第1項第9号
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法施行令第34条第1項第7号
国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令第14条第1項第4号

2.8 みなし許可・届出

【法律】 (許可の特例)
第十五条 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。 ※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定
（変更の許可等）
第十六条 5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。 ※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定
【法律】 (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)
第二十七条 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

盛土規制法の許可又は届出対象となる規模の都市計画法第29条第1項又は第2項に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法の基準を引用し技術基準の審査を行いますので、盛土規制法による許可を受けたもの又は届出をしたものとみなされます。同様に、都市計画法第35条の2第1項に基づく変更開発許可又は同条第3項に基づく軽微な変更の届出についても、盛土規制法による変更許可又は軽微な変更の届出とみなします。

みなし許可となる場合、適用される盛土規制法の規定は次のとおりです。

表 2.8.1 盛土規制法の適用規定

内容	条項	盛土規制法	備考
住民への周知	第11条・第29条	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	第12条・第30条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	第13条・第31条	適用	都市計画法第33条第1項第7号により引用
許可証の交付又は不許可の通知	第14条・第33条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	第16条・第35条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	第17条・第36条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	第18条・第37条	適用	
定期の報告	第19条・第38条	適用	
監督処分	第20条・第39条	適用	
標識の掲示	第49条	適用	

なお、福島市開発行為等指導要綱第11条第1項に基づき、法令及び指導要綱への適合確認を受けた工事は都市計画法第29条第1項又は第2項に基づく開発許可を受けた工事ではありませんので、盛土規制法による許可を受けたもの、届出を行ったものとはみなされません。そのため、盛土規制法の規制対象規模を超える工事を行う場合は、別途、盛土規制法に基づく許可又は届出が必要となります。

2.9 法に適合していることの証明書の交付

【省令】

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

【規則】

（建築等に関する証明書）

第23条 省令第88条の書面の交付を求めようとする者は、建築等に関する証明書交付申請書（様式第21号）に建築確認申請書の写し又は畜舎建築利用計画認定申請書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

建築基準法において、盛土規制法が建築基準関係規定に位置付けられています。

建築確認に際し、盛土規制法に適合していることを証する書面が必要な場合は、適合証明書の交付を申請することができます。

なお、この適合証明書は、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面であるため、工事を行う土地が規制区域外である場合や、工事の内容が法第2条第2号～4号、政令第3条及び第4条に規定する「宅地造成」「特定盛土等」「土石の堆積」に該当しない場合は交付の対象とはなりません。（【1.2用語の定義（1）～（4）】参照）

適合証明書の交付を申請する場合は、表2.9.1の書類を2部提出してください。

表2.9.1 建築等に関する証明に必要な書類等

No.	書類の名称	備考
1	建築等に関する証明書	規則様式第21号
2	位置図	都市計画総括図（縮尺1/25,000）※用途地域が分かること。 申請地を明示すること。
3	区域図	都市計画図（縮尺1/2,500） 申請地を明示すること。
4	住宅地図	申請地を明示すること
5	公図（字限図）及び登記簿謄本	原本の写しを添付すること（取得から3ヶ月以内のもの）
6	建築確認申請書1式	1～6面、位置図、配置図、平・立面図等を添付すること。
7	現況平面図	現況写真の撮影の位置、方向を記載すること。
8	現況写真	現地の状況が分かるように複数方向から撮影すること。
9	造成計画平面図	盛土・切土の範囲を明示すること。
10	造成計画断面図	盛土・切土の範囲を明示すること。 現況地盤高、計画地盤高を図示すること。
11	給排水計画平面図	
12	その他市長が必要と認める書類	政令5条1～4号、省令8条1～7号に該当する場合は各号に定める工事に該当することを証する書類を添付

2.10 関係法令等

盛土規制法以外の法令等においても、手続きを要する場合があります。表 2.10.1 に関係する法令等を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令及び例規等を含めた違反がないよう、入念に確認をしてください。

なお、他法令及び例規等において用途及び盛土等の行為の制限が行われる場合は、盛土規制法においても許可となりません。

表 2.10.1 関係法令等の一例

法令
都市計画法
国土利用計画法
環境影響評価法
農業振興地域の整備に関する法律
農地法
森林法
文化財保護法
建築基準法
土壤汚染対策法
自然公園法
資源有効利用促進法
福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例

第3章 土地の保全

3.1 土地の保全

【法律】

(土地の保全等)

第二十二条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第二十三条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地所有者等（土地の所有者、管理者、占有者）は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。必要な措置が取られていない場合には、許可権者が土地所有者等に対し勧告又は改善命令を行うことがあります。

なお、規制区域の指定前に工事が行われた土地についても同様に、土地所有者等はその土地を保全する責務を有します。

3.1.1 維持管理の主体

盛土等が行われた土地では、過去の盛土等も含めて、土地所有者が常に安全な状態に維持する必要があります。

また、土地所有者等が複数に分かれる場合は、各所有者が自らの土地を維持管理するとともに、互いに連携しながら盛土等全体を維持管理することが重要です。

参考：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）

3.1.2 維持管理の方法

盛土等の維持管理として、日常的に点検や清掃を実施し、必要に応じて盛土等に伴う災害の防止のため必要な措置を行ってください。

点検については、目視により盛土や擁壁の変状や湧水等の発現、経時変化や進行性の有無等を適切な頻度で確認してください。また、清掃については、施設の機能維持のため排水溝の枯葉除去等を行ってください。

第4章 許可申請の手続き

4.1 手続きの流れ

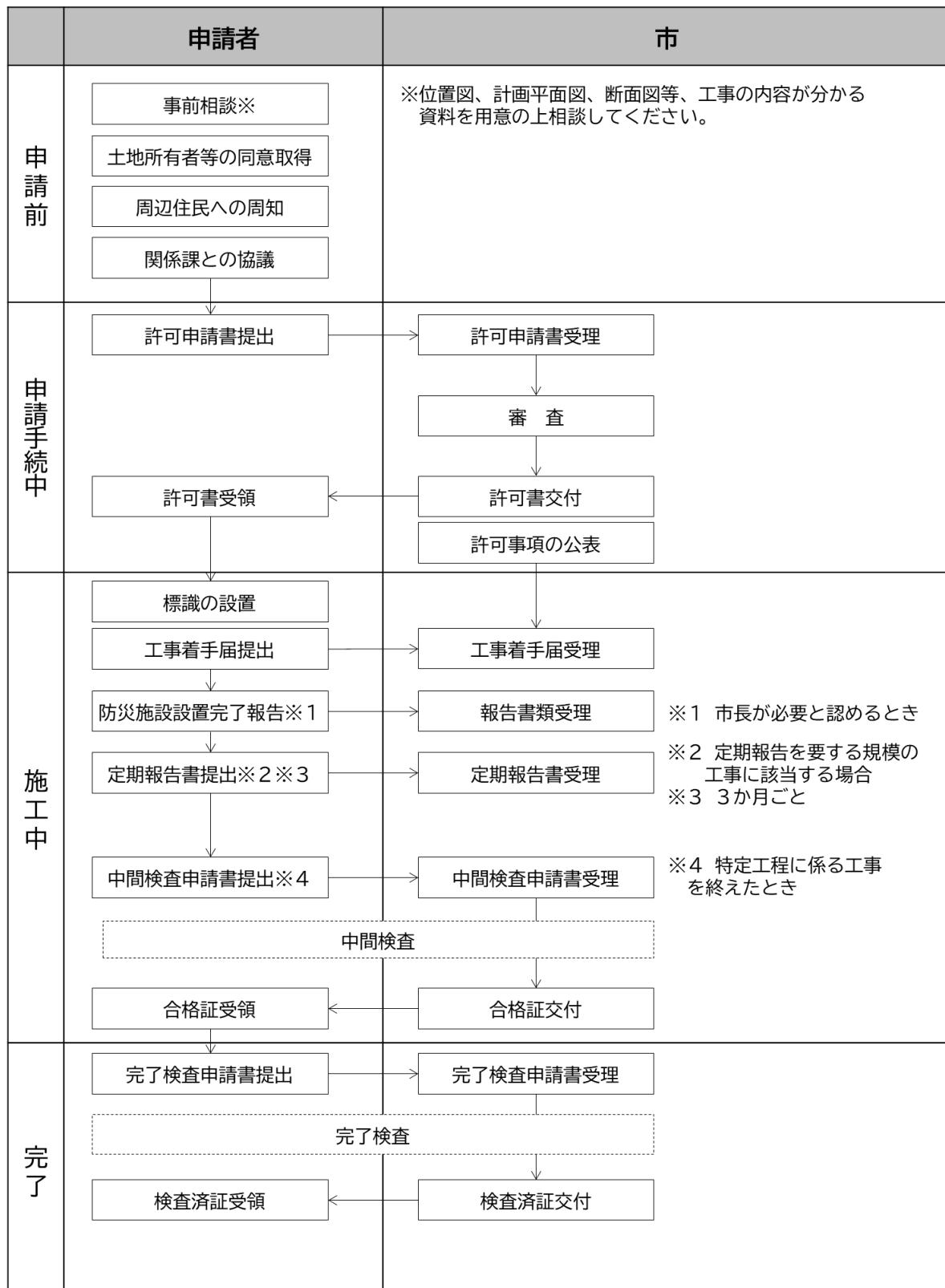


図 4.1.1 土地の形質変更に関する工事の手続きの流れ

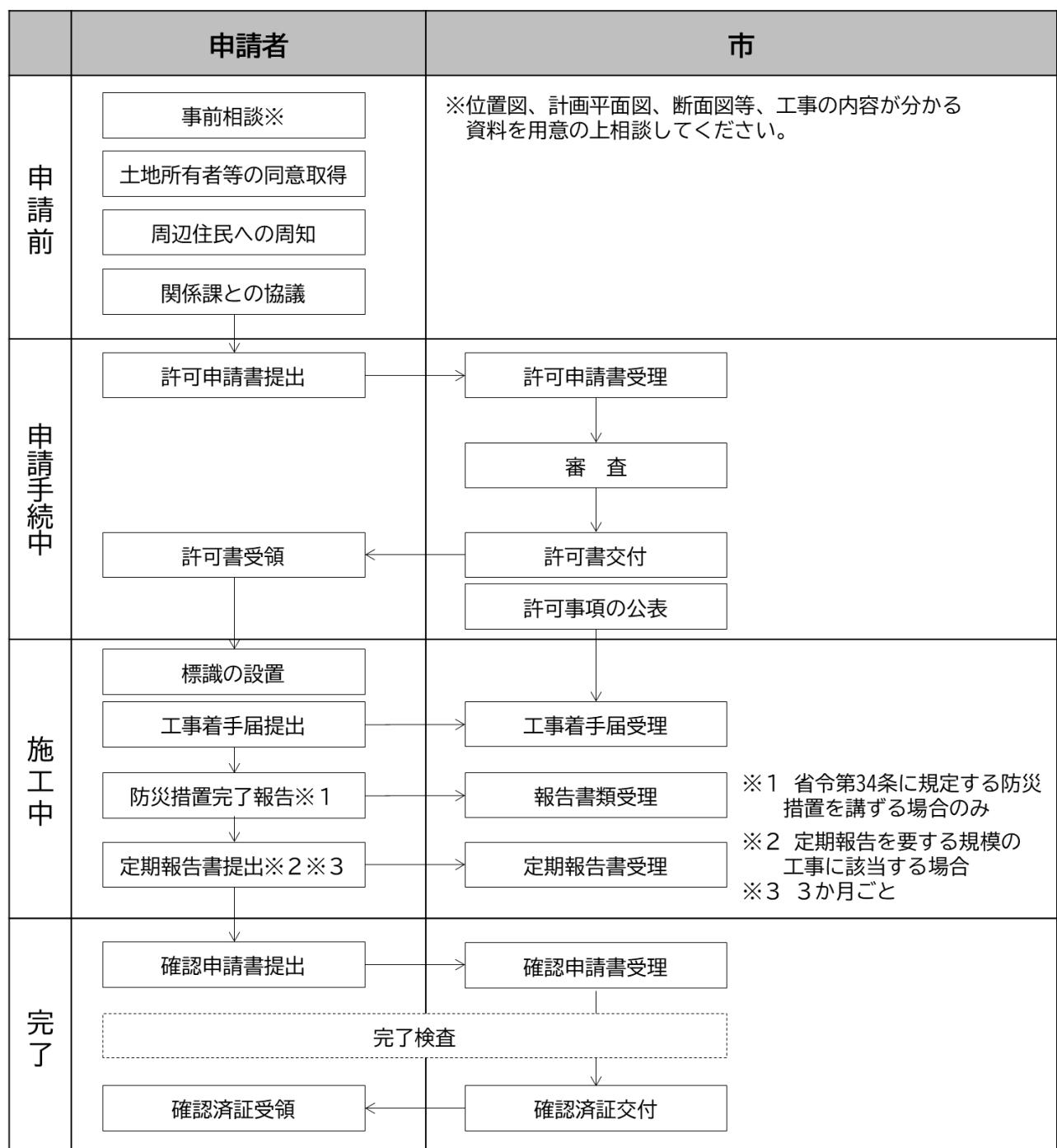


図 4.1.2 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ

4.2 許可申請又は届出に必要な書類等

許可申請又は届出は、所定の様式に必要書類等を添付し、正本1部、副本1部の計2部を提出してください。

4.2.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

表 4.2.1 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば 許可 届出		内容及び明示すべき事項	備考	根拠法令
		許可	届出			
1-1	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書	◎		様式内の必要項目	省令別記様式第2	省令7条1項 省令63条1項
1-2	特定盛土等に関する工事の届出書		◎	様式内の必要項目	省令別記様式第19	省令58条1項1号
2	位置図	◎	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号
3	地形図	◎	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・等高線は、2mの標高差を示すものとすること。	
4	土地の平面図	◎	◎	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500以上 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 ・太陽光発電事業の場合、残地森林の位置及び残地森林率を記載すること。	
5	土地の断面図	◎	◎	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500以上 ・測点間隔10mごとに作成すること。（太陽光発電事業及び原地盤が急峻な場合については5mごと） ・上記に加え、高低差の著しい箇所について作成すること。 ・市長が必要と認める場合はメッシュ図も作成すること。	
6	排水施設の平面図	◎	◎	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	縮尺：1/500以上 ・構造図、水利計算書を添付すること。（許可の場合のみ） ・雨水抑制施設（調整池等を含む）を設置する場合は、その設計に関する資料も提出すること。	
7	崖の断面図	○	○	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50以上 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば		内容及び明示すべき事項	備考	根拠法令
		許可	届出			
8	擁壁の断面図	○	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50 以上	
9	擁壁の背面図	○	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	○	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号
11	崖面崩壊防止施設の背面図	○	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。	
12	求積図(1)	◎	◎	盛土又は切土をする土地の部分		
13	求積図(2)	○	○	造成の目的用途における土地利用面積	盛土又は切土をする土地の部分と同一の場合は不要	
14	擁壁の構造計算書	○		擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合	省令7条1項2号 省令63条1項1号
15	盛土の安定計算書	○		土質試験等に基づく地盤の安定計算	渓流等において高さ15m超の盛土をする場合（政令7条2項2号）	省令7条1項3号 省令63条1項1号
16	崖面の安定計算書	○		土質試験等に基づく地盤の安定計算	崖面を擁壁で覆わない場合（政令8条1項1号口）	省令7条1項4号 省令63条1項1号
17	設計者資格	○		設計者が資格（政令22条各号）を有する者であることを証する書類	高さ5m超の擁壁又は面積1,500m ² 超の盛土・切土における排水施設（政令21条各号）を設置する場合	省令7条1項5号 省令63条1項1号
18	現況写真	◎	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		省令7条1項6号 省令63条1項1号 省令58条1項1号
19	申請者の証明書類	◎	◎	(個人の場合) 住民票の写しもしくは個人番号カードの写し、又はこれらに類するもの (法人の場合) 登記事項証明書 役員※の住民票の写しもしくは個人番号カードの写し、又はこれらに類するもの	※法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者	省令7条1項7号、8号 省令63条1項1号 省令58条1項1号
20	資金計画書	◎		工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第3	省令7条1項9号 省令63条1項1号
21	土地所有者等の同意を得たことを証する書類	◎		・公団の写し ・土地登記事項証明書 ・宅地造成等工事同意書 ・同意した者の本人確認資料※	運転免許証、個人番号カード又は旅券の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）	省令7条1項10号 省令63条1項1号

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば		内容及び明示すべき事項	備考	根拠法令
		許可	届出			
22	周辺地域住民への周知措置報告書	◎		周知措置報告書	※丘陵地における工事（土石の堆積を除く）で一定規模を超えるものは説明会の開催が必須（【5.1住民への周知】参照）	省令7条1項11号 省令63条1項1号
23	工事主の資力・信用を証する書類	◎		・資力信用調書 ・預金残高証明書又は融資証明書※1 ・納税証明書※2 ・事業経歴書 ・宅地建物取引業法による免許を受けていることを証する書類※3	※1 資金計画書の収入の欄に記載した事項を証するもの ※2 固定資産税及び都市計画税並びに法人にあつては法人税、事業所税及び法人住民税、個人にあつては所得税及び住民税に係るもの ※3 工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合	省令7条1項12号 省令63条1項2号
24	工事施行者の工事能力を証する書類	◎		・工事能力調書 ・事業経歴書 ・建設業等の許可証明書 ・法人の登記事項証明書		省令7条1項12号 省令63条1項2号
25	その他市長が必要と認める書類	○	○			

(備考)

1 工事主の資力及び信用の有無の確認のため、必要に応じて以下の書類を求める場合があります。

[申請者が法人である場合]

- (イ) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、次に掲げる書類
 - (a) これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - (b) 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類
- (ロ) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (ハ) 次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
 - (a) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (b) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（都道府県知事等（都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長。以下同じ。）が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - (c) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - (d) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

[申請者が個人である場合]

- (イ) 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (ロ) 次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
 - (a) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (b) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（都道府県知事等が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - (c) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - (d) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書及び実務経験証明書については、取得から3か月以内のものを提出してください。

許可申請書及び届出書の記載方法については、次の点に留意してください。

① 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）

位置を正確に表すため、秒について小数第一位まで記載すること。

② 土地の面積

造成の目的用途における土地利用面積を記載すること。

③ 工事着手前の土地利用状況及び工事完了後の土地利用

宅地造成又は特定盛土等のどちらに該当するかを判別するため、工事前後の土地利用について宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載すること。

また、計画されている擁壁等の施設が適切なものであることを確認するため、工事完了後の土地利用については、建築物等の建築の有無等の具体的な内容まで記載すること。

④ 土地の地形

渓流等において高さ 15mを超える盛土を行う場合には安定が保持されることを確かめる必要があるため、盛土のタイプによらず、盛土を実施する土地の渓流等の該当の有無を記載すること。

渓流等…山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして省令に定める以下のもの

- ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- ③ ①②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

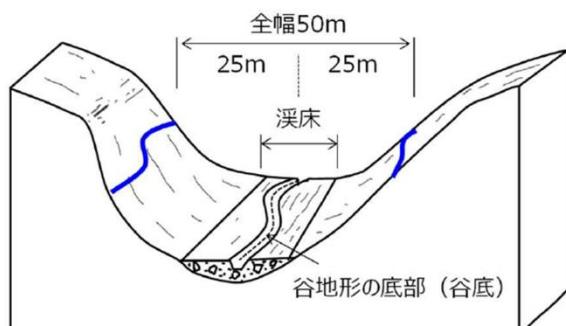


図 4.2.1 渓流等の概念図

4.2.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

表 4.2.2 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば		内容及び明示すべき事項	備考	根拠法令
		許可	届出			
1-1	土石の堆積に関する工事の許可申請書	◎		様式内の必要項目	省令別記様式第2	省令7条2項 省令63条2項
1-2	土石の堆積に関する工事の届出書		◎		省令別記様式第20	省令58条2項1号
2	位置図	◎	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令7条2項1号 省令63条2項1号 省令58条2項1号
3	地形図	◎	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・等高線は、2mの標高差を示すものとすること。	
4	土地の平面図	◎	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500以上 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。	
5	土地の断面図	◎	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500以上	
6	求積図(1)	◎	◎	土石の堆積を行う土地の部分		
7	求積図(2)	○	○	土石の堆積の目的用途における土地利用面積		
8	土石の崩壊防止措置の設計書	○		措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合（省令32条）	省令7条2項2号 省令63条2項1号
9	土砂流出防止措置の設計書	○		措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合（省令34条1項各号）	省令7条2項3号 省令63条2項1号
10	現況写真	◎	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		省令7条2項4号 省令63条2項1号 省令58条2項1号
11	申請者の証明書類	◎	◎	(個人の場合) 住民票の写しもしくは個人番号カードの写し、又はこれらに類するもの (法人の場合) 登記事項証明書 役員※の住民票の写しもしくは個人番号カードの写し、又はこれらに類するもの	※法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者	省令7条2項5号、 6号 省令63条2項1号 省令58条2項1号
12	資金計画書	◎		工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第3	省令7条2項7号 省令63条2項1号

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば		内容及び明示すべき事項	備考	根拠法令
		許可	届出			
13	土地所有者等の同意	◎		・公図の写し ・土地登記事項証明書 ・宅地造成等工事同意書 ・同意した者の本人確認資料※	運転免許証、個人番号カード又は旅券の写しその他の者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）	省令7条2項8号 省令63条2項1号
14	周辺地域住民への周知	◎		周知措置報告書		省令7条2項9号 省令63条2項1号
15	工事主の資力・信用を証する書類	◎		・資力信用調書 ・預金残高証明書又は融資証明書※1 ・納税証明書※2 ・事業経歴書 ・宅地建物取引業法による免許を受けていることを証する書類※3	※1 資金計画書の収入の欄に記載した事項を証するもの ※2 固定資産税及び都市計画税並びに法人にあっては法人税、事業所税及び法人住民税、個人にあっては所得税及び住民税に係るもの ※3 工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合	省令7条2項10号 省令63条2項2号
16	工事実行者の工事能力を証する書類	◎		・工事能力調書 ・事業経歴書 ・建設業等の許可証明書 ・法人の登記事項証明書		省令7条2項10号 省令63条2項2号
17	その他市長が必要と認める書類	○	○			

(備考)

1 工事主の資力及び信用の有無の確認のため、必要に応じて以下の書類を求める場合があります。

[申請者が法人である場合]

- (イ) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、次に掲げる書類
 - (a) これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - (b) 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類
- (ロ) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (ハ) 次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
 - (a) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (b) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（都道府県知事等（都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長。以下同じ。）が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - (c) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - (d) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

[申請者が個人である場合]

- (イ) 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (ロ) 次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
 - (a) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (b) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（都道府県知事等が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - (c) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - (d) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書及び実務経験証明書については、取得から3か月以内のものを提出してください。

許可申請書及び届出書の記載方法については次の点に留意してください。

① 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）

位置を正確に表すため、秒について小数第一位まで記載すること。

② 土地の面積

造成の目的用途における土地利用面積を記載すること。

③ 工事の目的

特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付隨せず一定期間運営するものか等について具体的に記載すること。土石の堆積が特定の工事に付隨する場合には、その工事の期間についても記載すること。

④ 工程の概要

土石の堆積がその目的に照らして適切な工程であることを確認するため、年間の搬入・搬出量等を記載すること。

⑤ 土石の堆積の期間

土石の堆積は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものであり、一定期間は許可日より5年以内としているため、工事の期間は5年以内で記載すること。やむを得ず、許可期間を超える場合は変更の手続きを行うこと。

4.3 申請手数料

【福島市手数料条例】

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する手数料のほか、特に費用を要する事務については、実費に相当する額を負担しなければならない。

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、申請又は請求（これらに相当する行為を含む。）の際徴収する。ただし、証明、謄本、抄本又は写しの交付を目的とするものについては、その交付の際徴収するものとする。

2 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の徴収しないものの範囲)

第4条

7 別表第1の10の表に掲げる手数料は、市長が規則で定める災害その他特別の事由があると認める場合については、その全部又は一部を徴収しない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

別表第1（第2条関係）

10 宅地造成及び特定盛土等規制法関係 （略）

【規則】

(許可申請手数料等の免除)

第21条 福島市手数料条例（昭和 49 年条例第 9 号）第4条第7項の規則で定める災害その他特別の事由及び徴収しない手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 宅地造成等（土石の堆積を除く）及び特定盛土等に関する工事が、災害を受けた者が自ら居住するために行う工事であって、当該工事の工事主が、当該災害が発生した日から 6 月以内に法第 12 条第 1 項本文及び第 30 条第 1 項本文又は法第 16 条第 1 項本文及び第 35 条第 1 項本文の許可を受けた者であるとき。 許可申請手数料若しくは変更許可申請手数料又は建築に関する証明手数料に相当する額

(2) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業であるとき。 許可申請手数料若しくは変更許可申請手数料又は建築に関する証明手数料の 2 分の 1 に相当する額

(3) 次のいずれかに該当する場合 許可申請手数料若しくは変更許可申請手数料又は建築に関する証明手数料に相当する額

ア 法令の規定により取り扱う場合

イ 官公署その他これに準ずる機関から申請があった場合

ウ 官公吏が職務上必要とする場合

エ アからウまでに掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合

許可申請に当たっては、福島市手数料条例（昭和 49 年条例第 9 号）別表第1の10の表に定める手数料が必要です。

別表第1の10の表は表 4.3.1 のとおりです。

表 4.3.1 許可申請手数料

種類		切土又は盛土をする土地の面積	金額
事務	名称		
1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この表において「法」という。）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成等に関する工事又は第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成等（土石の堆積を除く。）又は特定盛土等工事許可申請手数料	1件につき (1) 500m ² 以内 (2) 500m ² 超 1,000m ² 以内 (3) 1,000m ² 超 2,000m ² 以内 (4) 2,000m ² 超 3,000m ² 以内 (5) 3,000m ² 超 5,000m ² 以内 (6) 5,000m ² 超 1万m ² 以内 (7) 1万m ² 超 2万m ² 以内 (8) 2万m ² 超 4万m ² 以内 (9) 4万m ² 超 7万m ² 以内 (10) 7万m ² 超 10万m ² 以内 (11) 10万m ² 超	16,000円 27,000円 39,000円 57,000円 72,000円 96,000円 15万円 23万円 37万円 53万円 69万円
	宅地造成等（土石の堆積に限る。）又は土石の堆積工事許可申請手数料	1件につき (1) 500m ² 以内 (2) 500m ² 超 1,000m ² 以内 (3) 1,000m ² 超 2,000m ² 以内 (4) 2,000m ² 超 3,000m ² 以内 (5) 3,000m ² 超 5,000m ² 以内 (6) 5,000m ² 超 1万m ² 以内 (7) 1万m ² 超 2万m ² 以内 (8) 2万m ² 超 4万m ² 以内 (9) 4万m ² 超 7万m ² 以内 (10) 7万m ² 超 10万m ² 以内 (11) 10万m ² 超	11,000円 13,000円 16,000円 19,000円 28,000円 31,000円 38,000円 52,000円 72,000円 10万円 13万円
2 法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更又は第35条第1項本文の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成等又は特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料	1件につき 変更に係る区域の面積に応じ前項に規定する額	
3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく建築に関する証明	建築に関する証明手数料		1件につき 470円

4.4 許可又は不許可の通知

【法律】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができます。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

4.4.1 標準処理期間

【規則】

(許可の申請)

第5条

2 市長は、法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の規定により宅地造成等に関する工事又は特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請を受けたときは、申請のあつた日より次に掲げる期間内に当該工事の許可又は不許可の通知を文書により行うものとする。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合 原則として30日以内

(2) 土石の堆積に関する工事の場合 原則として14日以内

許可申請に対する処分を行うにあたり、福島市では表 4.4.1 のとおり標準処理期間を定めています。

表 4.4.1 標準処理期間

事務	日数
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	30
土石の堆積に関する工事の許可	14

※標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。

※ 標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。

※ 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。

※ 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分されるとは限りません。

4.5 許可情報の公表

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第六十四条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

盛土規制法に基づく許可をしたときは、地域の住民等への周知や不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を公表します。

【公表する事項】

- 工事が施行される土地の位置図
- 工事の許可年月日及び許可番号
- 工事施行者の氏名又は名称
- 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第5章 許可基準

5.1 住民への周知

【法律】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

【規則】

(住民説明会開催の対象となる盛土等)

第4条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第6条ただし書の規則で定める場合は、丘陵地における工事（土石の堆積を除く。）であって、かつ盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が第8条に規定する値を超える面積が3,000平方メートルを超える場合とする。ただし、市長が不要と認める場合はこの限りではない。

工事の許可申請にあたっては、工事をする土地の周辺地域の住民等に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

周知は次のいずれかの方法により、行ってください。

【周知の方法】

- 説明会の開催
- 書面の配布
- 工事を行う土地又はその周辺での掲示＋ウェブページへの掲載

なお、周辺住民とのトラブル防止の観点から、必要に応じて、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

以下の場合は説明会の開催を必須とします。なお、この場合の説明会は「対象者が一堂に会する場」を設けて行うものとしてください。

- 溪流等において高さが15mを超える盛土を行う場合
- 丘陵地※における工事（土石の堆積を除く。）であって、かつ盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超える面積が3,000m²を超える場合

※この手引きにおいて「丘陵地」とは、勾配が15°を超える傾斜地が過半を占める土地を指します。

周知すべき内容は次のとおりです。

【周知する事項】

- 工事主の氏名又は名称
- 工事が施行される土地の所在地
- 工事実行者の氏名又は名称
- 工事の着手予定日及び完了予定日
- 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

周知は表 5.1.1 の区分に応じて必要な範囲に行ってください。なお、工事の内容に応じて表 5.1.1 に示す範囲外でも周知を求める場合があります。

表 5.1.1 周知の範囲

盛土等の区分	周知を行う範囲・参考図
ア 平地盛土 イ 切土 ウ 土石の堆積	<p>○盛土等の境界（のり尻、のり肩等）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（下図Lの範囲）</p> <p>○盛土等を行う土地の隣接地 ○盛土等を行う土地が属する町内会の会長及び支所</p>
エ 腹付け盛土	<p>○盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（下図 I の範囲）</p> <p>○盛土を行う土地の隣接地 ○盛土を行う土地が属する町内会の会長及び支所</p>
オ 溪流等における高さ 15mを超える盛土 カ 溪流等における盛土（オを除く） キ 谷埋め盛土（オ及びカを除く） ク 工の腹付け盛土のうち、参考図の I の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（オ及びカを除く）	<p>○下流の溪床勾配が2度以上の範囲（下図）</p> <p>○盛土を行う土地の隣接地 ○盛土を行う土地が属する町内会の会長及び支所</p>
<p>平地盛土 …勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 腹付け盛土…勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 谷埋め盛土…谷や沢を埋め立てて行う盛土をいいます。 溪流等 …山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして省令に定める以下のもの ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地 ③ ①②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地</p>	

5.2 技術的基準への適合

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【政令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

【省令】

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

【規則】

(技術的基準の特例)

第9条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第20条第1項の規定により令第8条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることができるもののは、次に掲げるものとする。

(1) 間(けん)知石空(から)積み工

(2) 前号の他市長が適當と認める工法

(技術的基準の付加)

第10条 令第20条第2項の規定により付加する必要な技術的基準として、第16条第1項第3号の技術的基準について、次表の左欄に掲げる事項を算定する際に、同表中欄に掲げる事項について、同表右欄に掲げる数値により計算するものとする。

排水施設の断面積を決定する場合の 計画流水量の算定	10分間当たりの降雨量	20ミリメートル
	流出係数	0.8

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。工事の計画に当たっては現地調査を入念に行なう上で、表 5.2.1 に示す盛土規制関係法令、国通知等、盛土等防災マニュアル及び同解説及びその他の関連する技術指針等を参考に計画してください。

調整池を含む排水施設等の防災施設を設置する工事においては、工事を行う場所及びその周辺において、地盤の沈下、崖崩れ、出水その他のによる災害を防止するため、他の工程に先行し防災施設を設置するものとします。

なお、太陽光発電事業に関する工事については、防災施設の設置に不備がある状態で太陽光発電事業の

開発行為が進められ、土砂流出や架台・杭基礎等の強度低下等の被害が生じている事例があることを踏まえ、施工中の災害の発生を防止するため、防災施設の先行設置を徹底します。

当該工事に該当する場合は、防災施設設置完了時に工事の実施工程表及び施設設置が分かる全景写真を提出してください。当該資料により防災施設の設置完了が確認できるまでは、その後の工程やその他の工程の施工を行うことができません。

【政令】

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第7条から第17条は、宅地造成等に関する工事についての技術的基準ですが、第18条において特定盛土等に関する工事についても政令第7条から第17条を準用することとしています。この場合において、政令第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとします。

表 5.2.1 政令・規則に規定する技術的基準

	条項	技術的基準
政 令	第7条	地盤について講ずる措置
	第8条	擁壁の設置
	第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
	第10条	練積み造の擁壁の構造
	第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
	第12条	擁壁の水抜き穴
	第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
	第14条	崖面崩壊防止施設の設置
	第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
	第16条	排水施設の設置
	第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
	第18条	特定盛土等に関する工事（第7条から第17条までの規定の準用）
	第19条	土石の堆積に関する工事
	第20条	規則への委任
規 則	第9条	技術的基準の特例
	第10条	技術的基準の付加

5.2.1 地盤に関する技術的基準

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
 - ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
 - 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
 - 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
 - 三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

政令第7条では、地盤について講ずる措置について定めています。

盛土又は切土を行うに当たっては、当該工事を行う土地の地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計してください。

措置のイメージは図 5.2.1 のとおりです。それぞれの措置の詳細については、盛土等防災マニュアル及び同解説、その他の技術指針等を参考してください。

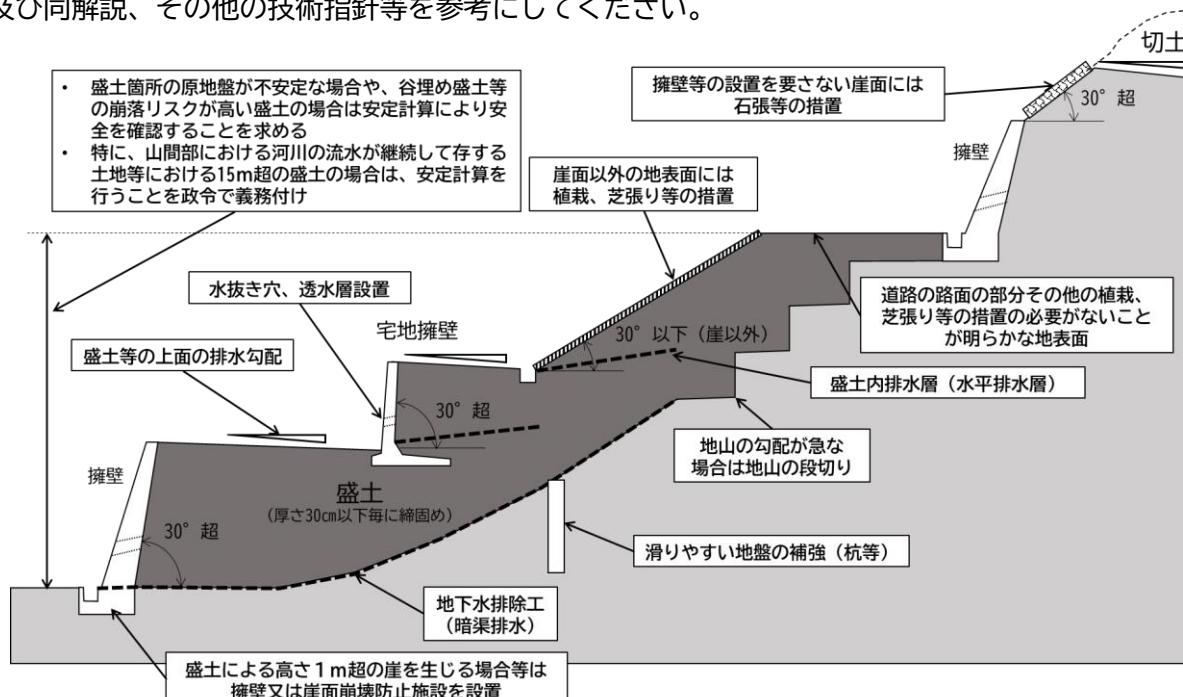


図 5.2.1 土地の形質変更に係る技術的基準全般の概念図

【盛土に関する技術的基準】

(1) 原地盤及び周辺地盤の把握

盛土の設計に際しては、地形・地質調査等を行って盛土の基礎地盤の安定性を検討することが必要です。

特に、盛土の安定性に多大な影響を及ぼす軟弱地盤、傾斜地盤、山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性が懸念される地盤については、入念に調査をしてください。また、渓流・集水地形等において、流水、湧水及び地下水の流入、遮断が懸念される場合は、周辺地盤も適宜調査してください。これらの調査を通じて盛土のり面の安定性のみならず、基礎地盤及び周辺地盤を含めた盛土全体の安定性について検討することが必要です。

(2) 排水施設等

排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により完全に地下水の排除ができるように計画することを基本とします。

① 地下水排除工

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要である。

ア 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。

イ 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

ウ 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

エ 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とする。

② 盛土内排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ることが必要である。

水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置することを基本とする。

(3) 盛土のり面の検討

① 盛土のり面の勾配

盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として 30° 以下として

ください。

なお、次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要があります。

- のり高が特に大きい場合
- 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
- 盛土箇所の原地盤が不安定な場合
- 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
- 腹付け盛土となる場合
- 締固め難い材料を盛土に用いる場合

② 盛土のり面の安定性の検討

①に列挙する「盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある場合」に該当する場合は、以下により、のり面の安定性を検討してください。

ただし、のり面勾配等の決定に当たっては、安定計算の結果に加え、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参考した上で総合的に検討してください。

ア 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とする。また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式（簡便法）によることを標準とするが、現地状況等に応じて他の適切な安定計算式を用いる。

イ 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（c）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

ウ 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。

しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。

また、渓流等においては、高さ 15m超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（u）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいが、渓流等における高さ 15m超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施する。

エ 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率 (F_s) は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。

なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25 に建築基準法施行令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

③ 盛土のり面の形状

盛土のり面の形状は、気象、地盤条件、盛土材料、盛土の安定性、施工性、維持管理等を考慮して合理的に設計してください。

なお、のり高が小さい場合には、のり面の勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、のり高 5 m 程度ごとに小段を設けることを原則とします。小段幅は 1 ~ 2 m とすることを基本とします。

また、この場合、2 つの小段にはさまれた部分は単一勾配とし、地表水が集中しないように適切に小段に排水勾配を設ける必要があります。

(4) 盛土全体の安定性の検討

盛土の規模が次に該当する場合は、盛土全体の安定性を検討する必要があります。

● 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が 3,000 m² 以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超えて、盛土の内部に浸入することが想定されるもの。

● 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20° 以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 m 以上となるもの。

検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要があります。ただし、安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参考し検討してください。

ア 安定計算

谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。ただし、渓流等における盛土は「⑤ 渓流等における盛土の基本的な考え方」を参照すること。

腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

イ 設計土質係数・間げき水圧・最小安全率 ⇒ (3) ②イ～工を参照

(5) 渓流等における盛土の基本的な考え方

渓流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に渓流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。やむを得ず、渓流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水及び地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安全性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要があります。なお、渓流等に限らず、湧水やその

痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様の措置を講ずる必要があります。
※溪流等の範囲は、溪床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とします。

ア 盛土高

- 盛土の高さは 15m 以下を基本とし、【(3) 盛土のり面の検討】に示す安定計算等の措置を行う。
ただし、盛土の高さが 15m を超える場合は、次のとおりとする。
- より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安全性を確保しなければならない。
 - 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。(【(3) ② 盛土のり面の安定性の検討】を参照)
 - 液状化判定等を実施する。(【(3) ② 盛土のり面の安定性の検討】を参照)
 - 大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等(以下「三次元解析」という。)により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければ、その精度が担保されないこと、及び結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から、二次元の変形解析や浸透流解析等(以下「二次元解析」という。)での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

イ のり面処理

- のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁等の構造物を検討するものとする。
- のり面は、必ず植生等によって処理するものとし、裸地で残してはならない。
- のり面の末端が流れに接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し十分安全を確保できる高さまで構造物で処理しなければならない。

ウ 排水施設

盛土等を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、溪流を埋め立てる場合には、本川、支川をとわず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設ければならない。

エ 工事中及び工事完了後の防災

工事中の土砂の流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈泥池等を設ける必要がある。また、工事完了後の土砂の流出を防止するため沈砂池を設けなければならない。防災ダムは、工事中に土砂の流出がない場合には、工事完了後、沈砂池として利用できる。

(6) 施工上の留意事項

盛土の施行に当たっては、次の各事項に留意する必要があります。

ア 原地盤の処理

盛土の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うことが必要です。

調査の結果、軟弱地盤として対策工が必要な場合には軟弱地盤対策、山地・森林における複雑性・

脆弱性が懸念される地盤の場合には脆弱な地盤を排除する等、適切な処理を行う必要があります。

また、渓流等の湧水や地下水が懸念される地盤の場合には、【(5) 渓流等における盛土の基本的な考え方】により適切に処理する必要があります。

普通地盤の場合でも盛土完成後の有害な沈下を防ぎ、盛土と基礎地盤のなじみをよくしたり、初期の盛土作業を円滑にしたりするために次のような原地盤の処理を行ってください。

- 伐開除根を行う。
- 暗渠排水工及び基盤排水層を単独又は合わせて設置し排水を図る。
- 極端な凹凸及び段差はできるだけ平坦にかき均す。

なお、既設の盛土に新しく腹付けして盛土を行う場合にも同様な配慮が必要であるほか、既設の盛土の安定に関しても十分な注意を払うことが必要です。

イ 傾斜地盤上の盛土

盛土基礎地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が 15°（約 1:4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように、原則として段切りを行うことが必要です。また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の盛土では、勾配にかかわらず段切りを行ってください。

ウ 盛土材料

盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認してください。また、切土からの流用土又は付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これらの現地発生材の性質を十分把握するとともに、次のような点を踏まえて適切な対策を行ってください。

- 岩塊、玉石等を多量に含む材料は、盛土下部に用いる等、使用する場所に注意する。
- 頁岩、泥岩等のスレーキングしやすい材料は用いないことを原則とするが、やむを得ず使用する場合は、その影響及び対策を十分検討する。
- 吸水性、圧縮性が高い腐植土等の材料を含まないようにする。
- 高含水比粘性土については、才に述べる含水量調節及び安定処理により入念に施工する。
- 比較的細砂で粒径のそろった砂は、地下水が存在する場合に液状化するおそれがあるので、十分に検討する。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしてください。

エ 敷均し

1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）をおおむね 30 cm 以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均してください。

オ 含水量調節及び安定処理

盛土の締固めは、盛土材料の最適含水比付近で施工することが望ましいので、実際の含水比がこれと著しく異なる場合には、バッ気又は散水を行って、その含水量を調節する必要があります。

また、盛土材料の品質によっては、盛土の締固めに先立ち、化学的な安定処理等を行ってください。

力 締固め

所定の品質の盛土を仕上げるため、盛土材料、工法等に応じ、ローラーその他これに類する建設機械を用いて適切な締固めを行ってください。

特に盛土と切土の接合部は、地盤支持力が不連続になったり、盛土部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化して完成後仕上げ面に段違いを生じたり、地震時には滑り面になったりするおそれもあることから、十分な締固めを行ってください。

キ 防災小堤

盛土施工中の造成面ののり肩には、造成面からのり面への地表水の流下を防止するため、必要に応じて、防災小堤を設置してください。

【切土に関する技術的基準】

(1) 切土のり面の勾配

切土のり面の勾配は、のり高、のり面の土質等に応じて適切に設定するものとし、その崖面は、原則として擁壁（これにより難い場合は崖面崩壊防止施設）で覆わなければなりません。（【5.2.2擁壁に関する技術的基準】参照）

(2) 安定性の検討

切土のり面の安定性の検討に当たっては、安定計算に必要な数値を土質試験等により的確に求めることが困難な場合が多いので、一般に次の事項を総合的に検討した上で、のり面の安定性を確保するよう配慮する必要があります。

ア のり高が特に大きい場合

地山は一般に複雑な地層構成をなしていることが多いので、のり高が大きくなるに伴って不安定要因が増してきます。したがって、のり高が特に大きい場合には、地山の状況に応じて次のイ～キの各事項について検討を加え、できれば余裕のあるのり面勾配にする等、のり面の安定化を図るよう配慮する必要があります。

イ のり面が割れ目が多い岩又は流れ盤である場合

地山には、地質構造上、割れ目が発達していることが多く、切土した際にこれらの割れ目に沿って崩壊が発生しやすくなっています。したがって、割れ目の発達程度、岩の破碎の度合、地層の傾斜等について調査・検討を行い、周辺の既設のり面の施工実績等も勘案の上、のり面の勾配を決定する必要があります。特に、のり面が流れ盤の場合には、滑りに対して十分留意し、のり面の勾配を決定することが大切です。

ウ のり面が風化の速い岩である場合

のり面が風化の速い岩である場合は、掘削時には硬く安定したのり面であっても、切土後の時間の経過とともに表層から風化が進み、崩壊が発生しやすくなるおそれがあります。したがって、このような場合には、のり面保護工により風化を抑制する等の配慮が必要です。

エ のり面が侵食に弱い土質である場合

砂質土からなるのり面は、表面流水による侵食に特に弱く、落石、崩壊及び土砂の流出が生じる場合が多いので、地山の固結度及び粒度に応じた適切なのり面勾配とするとともに、のり面全体の排水等に十分配慮する必要があります。

オ のり面が崩積土等である場合

崖すい等の固結度の低い崩積土からなる地山において、自然状態よりも急な勾配で切土をした場合には、のり面が不安定となって崩壊が発生するおそれがあるので、安定性の検討を十分に行い、適切なのり面勾配を設定する必要があります。

カ のり面に湧水等が多い場合

湧水の多い箇所又は地下水位の高い箇所を切土する場合には、のり面が不安定になりやすいので、のり面勾配を緩くしたり、湧水の軽減及び地下水位の低下のためののり面排水工を検討したりする必要があります。

キ のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

切土によるのり面又は崖の上端に続く地盤面に砂層、礫層等の透水性が高い地層又は破碎帯が露出するような場合には、切土後に雨水が浸透しやすくなり、崩壊の危険性が高くなるので、のり面を不透水性材料で覆う等の浸透防止対策を検討する必要があります。

(3) 切土のり面の形状

切土のり面の形状には、単一勾配のり面及び土質により勾配を変化させたのり面がありますが、その採用に当たっては、のり面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状とする必要があります。

なお、小段については、のり高5m程度ごとに幅1～2mの小段を設けることを基本とします。

(4) 切土の施工上の留意事項

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いので、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じてのり面勾配を変更する等、適切な対応を図る必要があります。

特に、次のような場合には、施工中に滑り等が生じないよう留意してください。

- 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- 土質が層状に変化している場合
- 湧水が多い場合
- 表面はく離が生じやすい土質の場合
- 積雪・寒冷地域の場合

5.2.2 擁壁に関する技術的基準

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。
- 2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一（第八条、第三十条関係）

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

【規則】

(技術的基準の特例)

第9条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第20条第1項の規定により令第8条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることができるもののは、次に掲げるものとする。

- (1) 間（けん）知石空（から）積み工
- (2) 前号の他市長が適當と認める工法

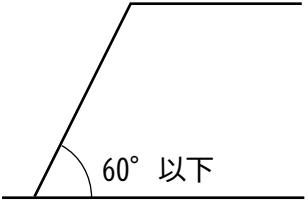
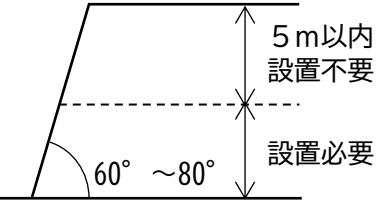
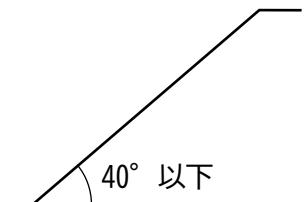
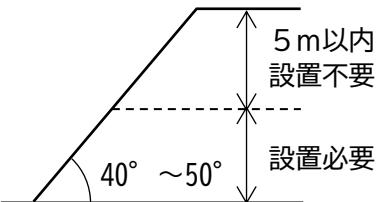
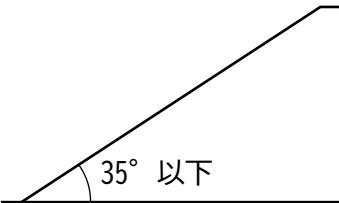
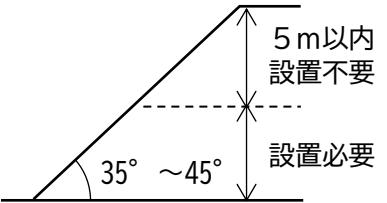
盛土又は切土により生じた崖面は、政令第8条第1項第1号イ・ロ・ハに該当する以下の場合を除き、その高さにかかわらず擁壁で覆う必要があります。また、その場合の擁壁は鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければなりません。ただし、福島市では規則において、これらの擁壁の設置に代えてとることができる他の措置を規定しています。

【擁壁を設置する必要がない崖面】

- ① 政令第3条第4号又は同条第5号に該当する土地の形質変更により生じた崖面
- ② 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質に応じ表 5.2.2 に示すいずれかに該当する場合。
- ③ 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- ④ 崖面崩壊防止施設が設置された崖面

また、上下に分離された崖の部分がある場合の考え方は図 5.2.2 のとおりです。

表 5.2.2 擁壁設置不要となる崖面（切土のり面のみ）

土質	①擁壁を要しない勾配	②崖の上端からの垂直距離が5m以内の部分に限り設置不要
軟岩（風化の著しいものを除く。）		
風化の著しい岩		
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの		

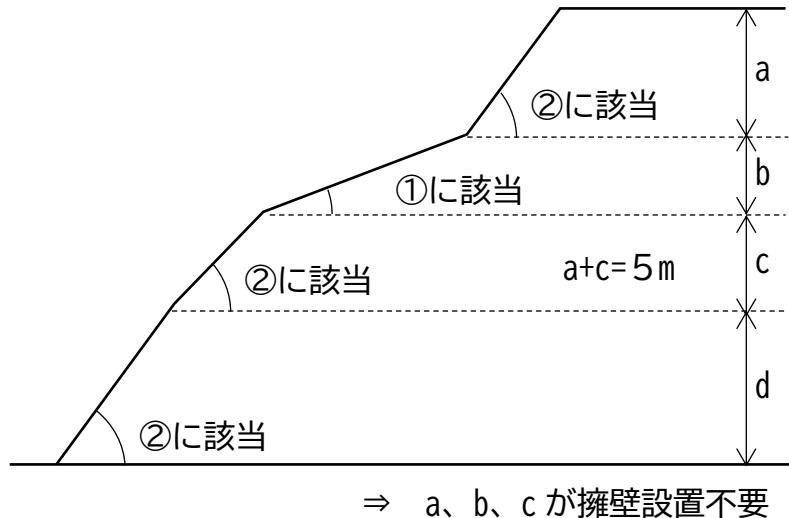


図 5.2.2 上下に分離された崖の部分がある場合の考え方

なお、それぞれの土質については以下のとおりです。

ア 「軟岩」とは、岩石を硬度によって分類した場合の軟岩で、堆積岩（水成岩）、変成岩の大部分がこれにあたります。「風化が著しいものを除く」とは、実際上の判定は容易ではありませんが、節理のあるものや、水に溶け易いものなど、風化し易い性質のものと風化し難い性質のものがあり、風化し易い性質の軟岩が露出していると風化が進行していきます。そのため、実際の判定にあたってはこのことも考慮に入れなければなりません。

以上のことから、一般的に「軟岩（風化の著しいものを除く。）」とは、頁岩（泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの）や凝灰岩（大谷石等）が考えられます。

イ 「風化が著しい岩」とは、一般的には砂岩、石灰岩等の軟岩及び地表に露出した花崗岩等の硬岩がこれにあたります。花崗岩の場合には、一部は風化して砂になったものの大部分が岩であるような状態のものもこれに含まれます。

ウ 「砂利、硬質粘土」とは、主として洪積層以前の地層の砂利（礫）を指します。また、「真砂土」とは花崗岩が風化して砂になったもので一部岩が残っている状態のものも含みます。

「その他これらに類するもの」とは、切土した場合がけ面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度のものをいいます。この場合の「同程度」とは、土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同程度のものをいいます。

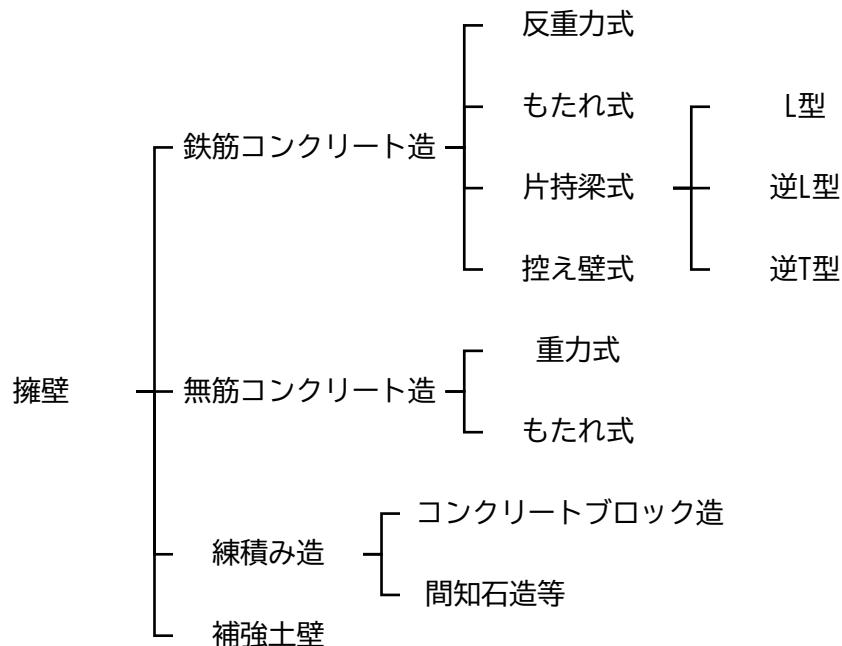


図 5.2.3 擁壁の種類

(引用：「建築基礎構造設計指針」((一社)日本建築学会、令和元年11月、一部加筆修正))

また、擁壁の勾配及び高さについては政令第1条第4号で規定しており、高さは地上高（見え高）のこととを指します。

【政令】
(定義等)
第一条
4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(1) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造

【政令】

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号口において「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
- 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。
- 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
- 四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第二（第九条、第三十条、第三十五条関係）

土 質	単位体積重量（1立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第三（第九条、第三十条、第三十五条関係）

土 質	土圧係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

【建築基準法施行令】

（鋼材等）

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

二

許容応力度種類	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	圧縮	引張り	せん断補強以外に 用いる場合	圧縮	引張り	せん断補強に用い る場合
丸鋼	F / 1.5 (当該数値が一五五を超える場合には、一五五)	F / 1.5 (当該数値が一五五を超える場合には、一五五)	F / 1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F	F	F (当該数値が二九五を超える場合には、二九五)

異形鉄筋	径二十八ミリメートルが二一五を超えるもの以下の場合には、二一五)	F／1.5 (当該数値が二一五を超える場合には、二一五)	F／1.5 (当該数値が二一五を超える場合には、二一五)	F／1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F	F	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
	径二十八ミリメートルが一九五を超えるもの場合には、一九五)	F／1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F／1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F／1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F	F	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
	鉄線の径が四ミリメートル以上の場合には、溶接金網		F／1.5	F／1.5	—	F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F

この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F／3	F／30 (Fが二一を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)	O・七 (軽量骨材を使用するものにあつては、O・六)	—	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍 (Fが二一を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。			

この表において、Fは、設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

(溶接)

第九十二条 溶接継目のど断面に対する許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

継目の形式	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
突合せ	F／1.5				$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$			
突合せ以外のもの	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$				$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$			

この表において、Fは、溶接される鋼材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める溶接部の基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

(高力ボルト接合)

第九十二条の二 高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、次の表の数値によらなければならない。

許容せん断応力度種類	長期に生ずる力に対する許容せん断応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する許容せん断応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
一面せん断	0.3T ₀	長期に生ずる力に対する許容せん断応力度の数値の一・五倍とする。
二面せん断	0.6T ₀	

この表において、T₀は、高力ボルトの品質に応じて国土交通大臣が定める基準張力（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

2 高力ボルトが引張力とせん断力を同時に受けるときの高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、前項の規定にかかわらず、次の式により計算したものとしなければならない。

$$fst = fso (1 - 6t/T_0)$$

この式において、fst、fso、6t及びT₀は、それぞれ次の数値を表すものとする。

fst この項の規定による許容せん断応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

fso 前項の規定による許容せん断応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

6t 高力ボルトに加わる外力により生ずる引張応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

T₀ 前項の表に規定する基準張力

(地盤及び基礎ぐい)

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行ひ、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	五〇〇	
土丹盤	三〇〇	
密実な礫(れき)層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤 (地震時に液状化のおそれのないものに限る。)	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

(補則)

第九十四条 第八十九条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

【建設省告示第1450号】

○コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第91条及び第97条の規定に基づき、コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第91条第1項に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる許容応力度は、次のとおりとする。

(1) 長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、鉄筋の使用位置及び令第74条第1項第2号に規定するコンクリートの設計基準強度（以下「設計基準強度」という。）に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値とする。ただし、コンクリート中に設置した異形鉄筋の引抜きに関する実験によって付着強度を確認した場合においては、当該付着強度の3分の1の数値とすることができる。

鉄筋の使用位置	設計基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）	
	22.5以下の場合	22.5を超える場合
(1) はりの上端	1/15×F	0.9+2/75×F
(2) (1)に示す位置以外の位置	1/10×F	1.35+1/25×F

この表において、Fは設計基準強度を表すものとする。

(2) 短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、前号に定める数値の2倍の数値とする。

第2 令第91条第1項に規定する設計基準強度が1平方ミリメートルにつき21ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張り又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ3分の1を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + F/100$$

この式において、Fs及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fs：コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度（単位1平方ミリメートルにつきニュートン）
F：設計基準強度（単位1平方ミリメートルにつきニュートン）

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

政令第9条は、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造に関する規定です。

これらの擁壁の設計に当たっては、土の単位体積重量、内部摩擦角等の土質条件、土圧、水圧、自重等の荷重条件及び鋼材・コンクリート等の擁壁部材の許容応力度、地盤の許容応力度等を適切に設定しなければなりません。

(2) 練積み造の擁壁の構造

【政令】

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならぬ。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十分メートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適當な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四（第八条関係）

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70 度を超える 75 度以下	2 メートル以下	40 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	50 センチメートル以上
		65 度を超える 70 度以下	2 メートル以下	40 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	45 センチメートル以上
			3 メートルを超える 4 メートル以下	50 センチメートル以上
			3 メートル以下	40 センチメートル以上
			3 メートルを超える 4 メートル以下	45 センチメートル以上
		65 度以下	4 メートルを超える 5 メートル以下	60 センチメートル以上
			2 メートル以下	50 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	70 センチメートル以上
			3 メートルを超える 4 メートル以下	45 センチメートル以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70 度を超える 75 度以下	2 メートル以下	70 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	75 センチメートル以上
		65 度を超える 70 度以下	2 メートル以下	60 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	75 センチメートル以上
			3 メートルを超える 4 メートル以下	40 センチメートル以上
			2 メートル以下	50 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	65 センチメートル以上
		65 度以下	4 メートルを超える 5 メートル以下	80 センチメートル以上
			2 メートル以下	40 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	50 センチメートル以上
			3 メートルを超える 4 メートル以下	75 センチメートル以上
第三種	その他の土質	70 度を超える 75 度以下	2 メートル以下	85 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	90 センチメートル以上
		65 度を超える 70 度以下	2 メートル以下	75 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	85 センチメートル以上
			3 メートルを超える 4 メートル以下	105 センチメートル以上
		65 度以下	2 メートル以下	70 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	80 センチメートル以上
			3 メートルを超える 4 メートル以下	95 センチメートル以上
			4 メートルを超える 5 メートル以下	120 センチメートル以上

政令第10条は、間知石練積みその他の練積み造の擁壁の構造に関する規定です。

これらの擁壁は、構造形式からは一種の重力式擁壁とみなすことができ、ある範囲においては構造耐力上の信頼性は鉄筋コンクリート造等の擁壁と同等程度と考えられますが、この構造そのものは自立性に欠けるため、理論上の安全性を最終的に確かめることができること、及びその安全性が、それを施行する現場の作業員の技術に左右されることが多いなどの点を考慮して、政令第10条においては主に経験的な観点から基準を設け、高さ5m以下に限って義務設置擁壁として認めたものです。

① 第1号は、擁壁の勾配、高さ及び厚さ等についての規定です。

擁壁上端部分及び下端部分の厚さの規定から本条で要求する擁壁は、壁自身の重量を重視するものと考えます。したがって、胴込め及び裏込めに用いられるコンクリートも軽量のものであってはなりません。

② 第2号は、擁壁に用いられる石材、その他の組積材の控え長さ及び擁壁背面の裏込めについての規定です。

③ 第3号は、第1号、第2号の規定によてもなお、擁壁にはらみ出しその他の破壊の生ずるおそれのある場合には、鉄筋コンクリート造の控え壁等を設けることを規定したものです。

また、擁壁が長く連続して設置される場合には擁壁端部、伸縮継目を設けるなどして構造上の連續性を断つた部分あるいは曲面又は折れ面をなす部分、その他背面の土質が著しく変化する箇所等にも構造上適切な措置が必要とされます。

④ 第4号は、擁壁の根入れ深さ及び基礎についての規定です。

(3) 擁壁についての建築基準法施行令の準用

【政令】

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

【建築基準法施行令】

(構造設計の原則)

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たつては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような韌（じん）性をもたすべきものとする。

(別の建築物とみなすことができる部分)

第三十六条の四 法第二十条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。

第二節 構造部材等

(構造部材の耐久)

第三十七条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

第三十八条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ十三メートル又は延べ面積三千平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積一平方メートルにつき百キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前二項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等)

第三十九条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

3 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(組積造の施工)

第五十二条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて充分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

4 組積材は、芋目地ができるないように組積しなければならない。

(コンクリートの材料)

第七十二条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり（基礎ばかりを除く。）の出すみ部分
 - 二 煙突
- 2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の二十五倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「二十五倍」とあるのは「三十倍」と、「四十倍」とあるのは「五十倍」とする。

(コンクリートの強度)

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、九ニュートン）以上であること。
 - 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合すること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

第七十五条 コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

第七十九条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては二センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては四センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

政令第11条は、第8条により設けられる擁壁は建築基準法施行令の規定を準用する旨を規定したものです。

(4) 擁壁の水抜穴

【政令】

(擁壁の水抜穴)

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

政令第12条は、水抜穴に関する規定です。

義務設置の擁壁の水抜穴は、擁壁の全面積を水抜穴の総数で除したものが3m²以内となるように規定されています。水抜穴は基本、地盤面下の壁面には設ける必要がないことから、この場合の擁壁の総面積は地表面に出ている部分をいいます。

なお、水抜穴は、擁壁の裏面の排水を目的としていることから、擁壁の下部、擁壁の裏面での湧水等のある箇所に重点的に配置されなければなりません。また、地盤面下であっても地下水等の流路に当たっている壁面には地下水等が排水できるようにしなければなりません。

(5) 任意に設ける擁壁

【政令】

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

【】施行令】

(擁壁)

第一百四十二条 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 拥壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定（第七章の八（第百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2 拥壁については、第三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二並びに第七章の八（第百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

(適用の範囲)

第五十一条 この節の規定は、れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（補強コンクリートブロック造を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の建築物又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物の組積造の構造部分に適用する。ただし、高さ十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下の建築物の部分で、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強され、かつ、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、適用しない。

(構造耐力上主要な部分等のささえ)

第六十二条 組積造である構造耐力上主要な部分又は構造耐力上主要な部分でない組積造の壁で高さが二メートルをこえるものは、木造の構造部分でささえではならない。

(適用の範囲)

第七十一条 この節の規定は、鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄筋コンクリート造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分に適用する。

(無筋コンクリート造に対する第四節及び第六節の規定の準用)

第八十条 無筋コンクリート造の建築物又は無筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物の無筋コンクリート造の構造部分については、この章の第四節（第五十二条を除く。）の規定並びに第七十一条（第七十九条に関する部分を除く。）、第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を準用する。

(構造方法に関する補則)

第八十条の二 第三節から前節までに定めるもののほか、国土交通大臣が、次の各号に掲げる建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関し、安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、それらの建築物又は建築物の構造部分は、その技術的基準に従つた構造としなければならない。

- 一 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるもの
- 二 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造以外の建築物又は建築物の構造部分

(仮囲い)

第百三十六条の二の二十 木造の建築物で高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの又は木造以外の建築物で二以上の階数を有するものについて、建築、修繕、模様替又は除却のための工事（以下この章において「建築工事等」という。）を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲にその地盤面（その地盤面が工事現場の周辺の地盤面より低い場合においては、工事現場の周辺の地盤面）からの高さが一・八メートル以上の板塀その他これに類する仮囲いを設けなければならない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は工事現場の周辺若しくは工事の状況により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

（根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止）

第百三十六条の三 建築工事等において根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事を行なう場合においては、あらかじめ、地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管及び下水道管の損壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

2 建築工事等における地階の根切り工事その他の深い根切り工事（これに伴う山留め工事を含む。）は、地盤調査による地層及び地下水の状況に応じて作成した施工図に基づいて行なわなければならない。

3 建築工事等において建築物その他の工作物に近接して根切り工事その他土地の掘削を行なう場合においては、当該工作物の基礎又は地盤を補強して構造耐力の低下を防止し、急激な排水を避ける等その傾斜又は倒壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

4 建築工事等において深さ一・五メートル以上の根切り工事を行なう場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならない。この場合において、山留めの根入れは、周辺の地盤の安定を保持するために相当な深さとしなければならない。

5 前項の規定により設ける山留めの切ばり、矢板、腹起しその他の主要な部分は、土圧に対して、次に定める方法による構造計算によつた場合に安全であることが確かめられる最低の耐力以上の耐力を有する構造としなければならない。

一 次に掲げる方法によつて土圧を計算すること。

イ 土質及び工法に応じた数値によること。ただし、深さ三メートル以内の根切り工事を行なう場合においては、土を水と仮定した場合の圧力の五十パーセントを下らない範囲でこれと異なる数値によることができる。

ロ 建築物その他の工作物に近接している部分については、イの数値に当該工作物の荷重による影響に相当する数値を加えた数値によること。

二 前号の規定によつて計算した土圧によつて山留めの主要な部分の断面に生ずる応力度を計算すること。

三 前号の規定によつて計算した応力度が、次に定める許容応力度を超えないことを確かめること。

イ 木材の場合にあつては、第八十九条（第三項を除く。）又は第九十四条の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度と短期に生ずる力に対する許容応力度との平均値。ただし、腹起しに用いる木材の許容応力度については、国土交通大臣が定める許容応力度によることができる。

ロ 鋼材又はコンクリートの場合にあつては、それぞれ第九十条若しくは第九十四条又は第九十一条の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度

6 建築工事等における根切り及び山留めについては、その工事の施工中必要に応じて点検を行ない、山留めを補強し、排水を適当に行なう等これを安全な状態に維持するための措置を講ずるとともに、矢板等の抜取りに際しては、周辺の地盤の沈下による危害を防止するための措置を講じなければならない。

（基礎工事用機械等の転倒による危害の防止）

第百三十六条の四 建築工事等において次に掲げる基礎工事用機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものに限る。）又は移動式クレーン（吊(つ)り上げ荷重が〇・五トン以上のものに限る。）を使用する場合においては、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。ただし、地盤の状況等により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

一 くい打機

二 くい抜機

三 アース・ドリル

四 リバース・サーチュレーション・ドリル

五 せん孔機（チューピングマシンを有するものに限る。）

六 アース・オーガー

七 ペーパー・ドレーン・マシン

八 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして国土交通大臣が定める基礎工事用機械

（落下物に対する防護）

第百三十六条の五 建築工事等において工事現場の境界線からの水平距離が五メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが三メートル以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合においては、ダストシユートを用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。

2 建築工事等を行なう場合において、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が五メートル以内で、かつ、地盤面から高さが七メートル以上にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によつて工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、国土交通大臣の定める基準に従つて、工事現場の周囲

その他危害防止上必要な部分を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

(工事用材料の集積)

第百三十六条の七 建築工事等における工事用材料の集積は、その倒壊、崩落等による危害の少ない場所に安全にしなければならない。

2 建築工事等において山留めの周辺又は架構の上に工事用材料を集積する場合においては、当該山留め又は架構に予定した荷重以上の荷重を与えないようにしなければならない。

(火災の防止)

第百三十六条の八 建築工事等において火気を使用する場合においては、その場所に不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じなければならない。

政令第13条は、任意に設ける擁壁に関する規定です。ここでは、義務設置擁壁以外の高さ2mを超える擁壁については、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8の準用に関する部分を除く。）の規定を準用することとしています。

(6) 認定擁壁

【政令】

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

【省令】

(擁壁認定の基準)

第十三条 國土交通大臣は、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条まで（これらの規定を令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について國土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第十七条（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。第九十条において同じ。）の規定に基づき、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものであるときは、当該擁壁については、同項の國土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

【建設省告示第1485号】

○宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件（昭和40年6月14日）

宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十七号）第十五条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第八条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

- 一 コンクリートブロックの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百八十キログラム以上であること。
- 二 胴込めに用いるコンクリートの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百五十キログラム以上であること。
- 三 コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、二・三以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面一平方メートルにつき三百五十キログラム以上であること。
- 四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによつて擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
- 五 擁壁の壁体曲げ強度は、一平方センチメートルにつき十五キログラム以上であること。
- 六 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、一平方メートルにつき五百キログラムをこえていないこと。
- 七 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 八 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 九 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること

政令第17条は、特殊な材料又は構法による擁壁に関する規定です。

義務設置の擁壁の材料又は構法に関する技術基準は、政令第9条から第12条まで規定されていますが、技術の進歩により新しく出現する材料又は構法による擁壁については、その都度國土交通大臣が認定することによって、使い得ることとしています。

また、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁については、認定擁壁として認める基準が告示により定められています。

5.2.3 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

【政令】

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

【省令】

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

政令第14条には崖面崩壊防止施設に必要な性能が規定されています。

崖面崩壊防止施設は、設置する地盤等の条件から擁壁の機能の維持が困難な場合に用いられる代替施設であり、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設をいいます。

崖面崩壊防止施設は一定の地盤の変形を許容できる場合に限り適用できるものであるため、住宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できません。

崖面崩壊防止施設の設計に当たっては、擁壁と同様に、土圧、水圧及び自重等により損壊、転倒、滑動又は沈下しないことを構造計算等で確認する必要があります。

崖面崩壊防止施設の工種には、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土圧工等があります。崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、省令第31条の規定を踏まえ適用性を慎重に判断する必要があります。

表 5.2.3 崖面崩壊防止施設の代表工種の特性概要

代表工種	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい土圧	相対的に中程度の土圧	
透水性	高い (中詰材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能)	中程度 (一般に排水施設を設置する)	

(引用：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）)

5.2.4 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

【政令】

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

政令第15条は、擁壁又は崖面崩壊防止施設によって覆われない崖面の保護に関する規定です。

盛土又は切土をした土地の部分に生じる崖のうち一定要件を満たす崖面は、政令第8条第1項の規定により擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わなければなりませんが、それによらない場合にはその崖面が風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、法面保護工により地盤面を保護する必要があります。

なお、次に掲げるのり面（崖面を除く）については、保護の必要ありません。

【保護の必要がない地盤面】

- ① 崖の反対方向に勾配を付した崖面天端
- ② 舗装された地盤面
- ③ 植物の生育が確保される地盤面

のり面保護工は、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工によるのり面の保護及びのり面排水工による地表水の排除に分けられ、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理について総合的に検討し、適切な工法を選定する必要があります。



図 5.2.4 のり面保護工の分類 (引用: 盛土等防災マニュアルの解説 (盛土等防災研究会編集、初版))

表 5.2.4 のり面保護工の種類と特徴（引用：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版））

分類	工種		目的
のり面緑化工	播種工	種子散布工 客土吹付工 植生基材吹付工（厚層基材吹付工）	植生による侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆
		植生土のう工 植生基材注入工	植生基盤の設置による植物の早期生育 厚い生育地盤の長期間安定を確保
		張芝工	芝の全面張り付けによる侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆
	植栽工	植栽工（芝等の草本、苗木等の木本）	樹木や草花による良好な景観の形成、侵食防止
		苗木設置吹付工	早期全面被覆と樹木等の生育による良好な景観の形成、侵食防止
	緑化基礎工	伏工（わら・むしろ・そだ等の自然材料や、シート・マット等の二次製品）	侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆
		筋工	斜面の雨水の分散、侵食の防止、植生の生育環境の改善
		柵工	
構造物によるのり面保護工	金網張工 繊維ネット張工	生育基盤の保持や流下水によるのり面表層部のはく落の防止	
		じゃかご工	のり面表層部の侵食や湧水による土砂流出の抑制
	モルタル・コンクリート吹付工 石張・ブロック張工	風化、侵食、表流水の侵食防止	
		プレキャスト工	中詰めの保持と侵食防止
	現場打ちコンクリート工 コンクリート張工 吹付杵工	のり面表層部の崩落防止、多少の土圧を受ける恐れがある箇所の土留め、岩盤はく落防止	
		落石防護網工 落石防護柵工	のり面表層部の崩落・落石の防止・防護
		地山補強土工 グラウンドアンカー工 杭工	滑り土塊の滑動力に対抗して崩壊を防止
のり面排水工	のり肩排水溝 縦排水溝 小段排水溝		のり面の表面排水
	暗渠排水工 水平排水孔		のり面の地下排水

5.2.5 排水施設の設置に関する技術的基準

【政令】

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができます。

三 その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法のり幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。

六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜ためが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

【規則】

第 10 条 令第 20 条第 2 項の規定により付加する必要な技術的基準として、第 16 条第 1 項第 3 号の技術的基準について、次表の左欄に掲げる事項を算定する際に、同表中欄に掲げる事項について、同表右欄に掲げる数値により計算するものとする。

排水施設の断面積を決定する場合の 計画降水量	10 分間あたりの降雨量	20 ミリメートル
	流出係数	0.8

政令第 16 条では、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときに、排水施設を設けることを規定しています。

排水施設は、同条第 1 項各号のいずれにも該当するものでなければなりません。また、同条第 2 項に規定するとおり、この技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときに、当該地下水の排除のため、当該地盤面に排水施設を設置する場合においても適用します。（第 2 号ただし書及び第 4 号を除く。）

排水施設の設置基準は以下のとおりです。

(1) 排水施設の配置

次の位置には排水施設の設置を検討してください。

- 盛土のり面及び切土のり面（擁壁又は崖崩壊防止施設で覆われたものを含む。）の下端
- のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所
- 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- 湧水又は湧水のおそれがある箇所
- 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- 溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- その他、地表水等を速やかに排除する必要のある箇所

排水施設の設置に当たっては、泥溜、集水又は清掃ができるよう、必要な箇所にます又はマンホールを設けなければなりません。

また、これらの地表水等の流末処理は、工事を行う場所が下水道法による排水区域である場合には公共下水道又は都市下水路に、その他の場合には従来その土地の地表水の放流先であった河川、池沼その他の水路に土砂を含まないものとして排除するようにしなければなりません。

（2）排水施設の規模

排水施設の規模は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるよう決定する必要があります。

福島市では規則において、排水施設の断面積を決定する場合の計画流量を算定する際の、10分間当たりの降雨量及び流出係数を規定しています。

なお、流出抑制施設として浸透施設等を設置した場合には、必要に応じて、その効果を見込んで、排水施設の規模を定めることができます。

（3）設計・施工上の留意事項

地表面が不浸透性の材料で覆われるような太陽光発電施設の開発等においては、想定以上の排水により周辺斜面を不安定化させるおそれがあることから、計画に当たっては【5.2.7太陽光発電事業に関する工事における技術基準等】を参照してください。

（4）雨水抑制施設

盛土規制法には定めがありませんが、本市では工事を行う土地の面積が1,000m²以上で、開発許可の基準等に照らし合わせて必要と認められる場合は、調整池等の雨水抑制施設の設置について指導する場合があります。

その場合の降雨強度、計画雨水量の算定、排水施設の構造等については、福島市で定める「都市計画法による開発許可制度の手引き」を準用してください。

5.2.6 土石の堆積に関する技術的基準

【政令】

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
 - 二 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地
 - 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

【省令】

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条 令第十九条第一項第四号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
 - 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

政令第19条は土石の堆積に関する工事の技術的基準について規定しています。

(1) 土石の堆積の基本的な考え方

土石の堆積においては、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適當ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とします。

堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺の安全性を確保できるよう検討する必要があります。

また、堆積した土石が崩壊した際の人的被害を防止するため、土石の堆積を行う土地へ第三者がみだり

に立ち入らないよう、柵や入り禁止を表示する掲示を設けることが規定されています。

土石の堆積に係る技術的基準全般の概念図は図 5.2.5 のとおりです。

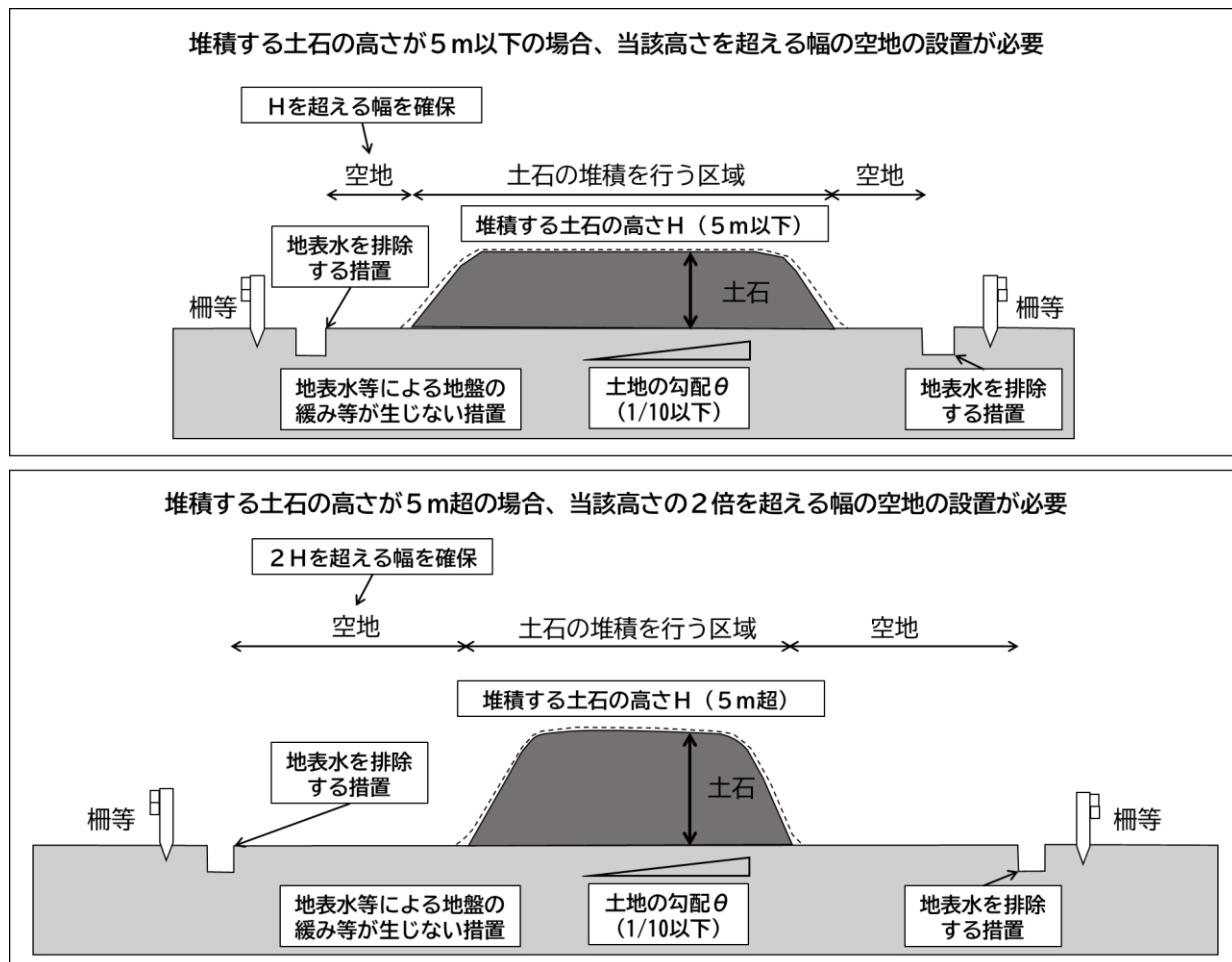


図 5.2.5 土石の堆積に係る技術的基準全般の概念図

(2) 設計・施工上の留意事項

なお、土石の堆積の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意してください。

① 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うこと。

② 計画

周辺の安全確保が可能な堆積形状や空地、土石の崩壊に伴う流出を防止する措置を計画すること。

雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等を行い、堆積した土石の安定を図ること。

堆積する土石の安全な運搬経路を確保すること。

③ 土石の受け入れ

堆積する土石を受け入れる際には、土石が計画の材質であることを確認すること。

(3) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

空地を設けない場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が 10 分の 1 を超える場合は、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置として以下の措置を講ずる必要があります。

① 地盤の勾配が 10 分の 1 を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 10 分の 1 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の措置により堆積した土石の崩壊を防止すること。（図 5.2. 6）

措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければならない。

② 空地を設けない場合の措置

ア 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。（図 5.2. 7）

イ 堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が浸入することを防ぐこと。（図 5.2. 8）

これらの措置については、工事中の安全を担保する観点から、土石の搬入前に行うことを基本とします。当該措置を実施する必要がある場合は、措置完了時に工事の実施工程表及び措置が完了したことが分かる全景写真を提出してください。なお、必要に応じて、措置の完了が確認できるまでは土石の搬入を制限することを許可の条件として付することができます。

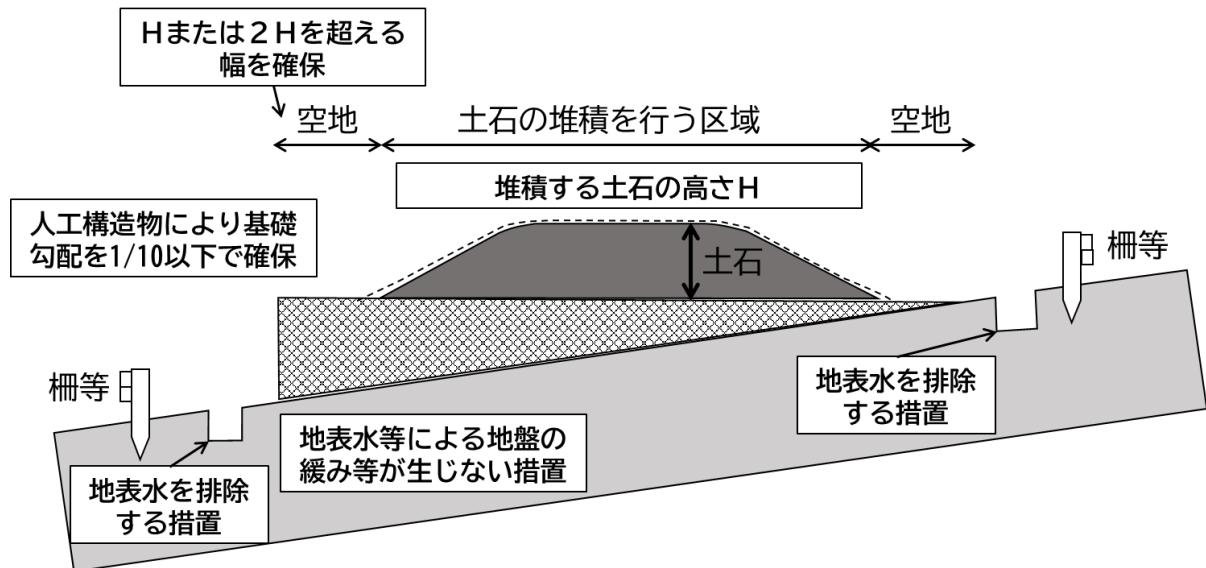


図 5.2.6 構台等の設置

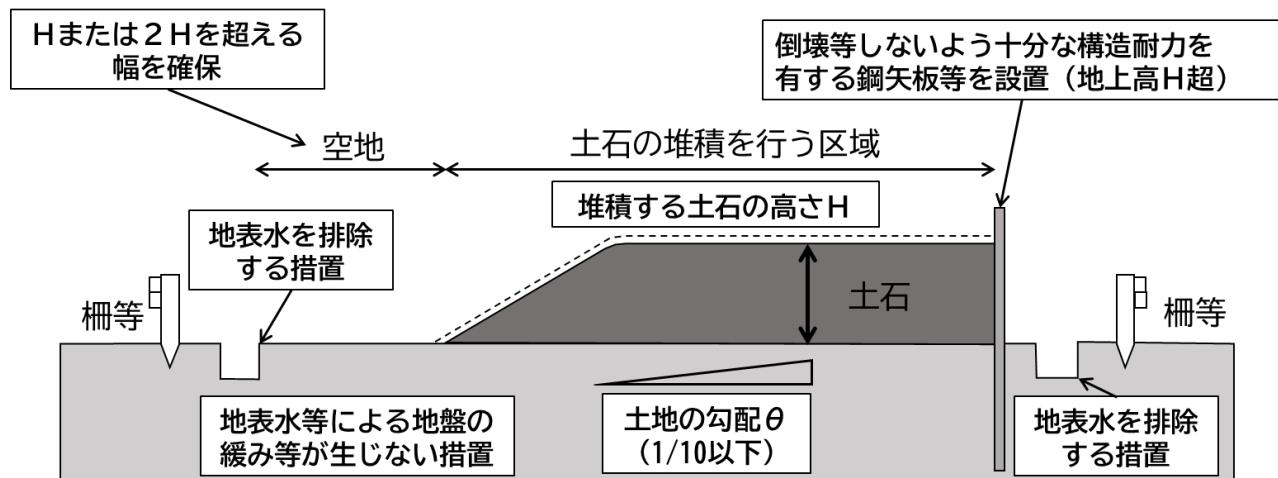


図 5.2.7 鋼矢板等の設置

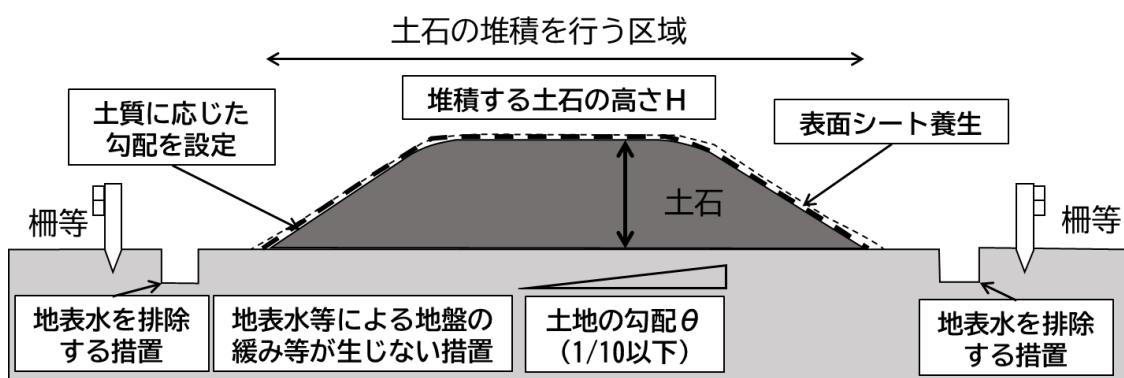


図 5.2.8 堆積勾配の規制及びシート等による保護

5.2.7 太陽光発電事業に関する工事における技術基準等

(1) 背景及び目的

太陽光発電事業については、 安全面、防災面、景観や自然環境への影響、将来の設備の廃棄、地域とのコミュニケーション不足等について、 地域の懸念があることが指摘されており、現状では、複数の関係法令ごとに、法目的に応じた許可等の対応をそれぞれ行い、関係省庁や地方公共団体が、太陽光発電事業の特性を踏まえた横串での対応を行うことが課題となっています。そのため、関係省庁において、災害や環境への影響等を踏まえた許可等の基準や運用の在り方について検討され、その結果を踏まえ、令和5年5月25日に関係省庁による申合せが発出されました。

また、各地域で進められている太陽光発電設備等の導入において、一部の現場では住民説明が不十分、土砂の流出などのトラブル等が発生し、その発生防止、地域住民の理解促進など地域との共生を図る環境の整備が課題となっております。これに対し、総務省より太陽光発電事業を所管する経済産業省へ、トラブルの未然防止に向けた措置等を的確に実施するよう令和6年3月に勧告がなされました。

本市においては、災害の発生が危惧され、誇りである景観が損なわれるような山地への大規模太陽光発電施設の設置に対する方針・意思表示として、「ノーモア メガソーラー宣言」を令和5年8月31日に行つたところです。

これらを踏まえ、上記申合せで示された許可基準の在り方を参考に、太陽光発電事業における造成行為について、以下のとおり取り扱うこととします。

(2) 太陽光発電事業の特性

太陽光発電設備は、適地の偏在性が少なく、盛土・切土等の造成による法面だけでなく、自然斜面等の現地形や農地を含む様々な環境に設置可能です。また、太陽光発電設備は、比較的簡易な施工によって設置が可能であることに加え、方角や斜面の勾配に応じ、太陽光パネルの設置角度が調整可能であり、平坦地から急傾斜地まで多様な傾斜の土地に設置される事例があることから、宅地や設備、道路の設置等の他の開発行為と異なる開発態様の特性を考慮する必要があります。

(3) 取扱基準

※太陽光発電事業の特性を踏まえ、以下に示すものとしますが、それによらないものは、盛土規制関係法令、国通知等、盛土等防災マニュアル及び同解説によるものとします。

① 現況森林の保全

森林には、樹木の根系による土壤の緊迫効果や、林地表面を覆う植生や落葉・落枝・根株等による雨滴や表面流水のエネルギーの滅殺機能があり、これによって山地の崩壊や侵食がある程度防止されている。こういった森林に覆われている自然斜面等が、太陽光発電設備設置における採光を目的とした過度の伐採や造成に伴って裸地化すると、植生による地盤面の保護機能及び保水機能がなくなり、場合によっては周辺の自然斜面等の植生にも影響して不安定な状態になる可能性があるため、太陽光発電事業により森林を開発転用する場合には、長年かかって形成された土壤を含め現況森林をできるだけ保全し、それらの機能の確保を図る。

ア 相当面積の残置森林等の配置

森林率※はおおむね 25%以上とする。(残置森林率はおおむね 15%以上)

※事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合

(林地開発許可申請の手引き参照 福島県農林水産部)

② 盛土・切土

太陽光発電設備は、規模に応じて多様な造成が可能であるが、大規模な盛土・切土を伴う土地開発を行う場合は、土砂流出又は崩壊その他の災害の要因となり得るため、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであることを基本とし、原則として、土砂の移動量は必要最小限度とする。

なお、現場に応じたきめ細やかな審査を可能とするため、地形に応じた斜面（崖面）の縦横断面図やメッッシュ図（太陽光発電の場合 5m メッシュ）の作成など、より精緻化した造成計画とすること。

なお、盛土・切土における技術基準は、【5.2.1 地盤に関する技術的基準】を参照し、順守すること。

③ 排水対策

表面が平滑であり斜度のある太陽光パネル上では雨水が集中しやすく、架台や太陽光パネルから地表に雨水が集中的に落下するため、洗掘や雨裂による土砂流出や架台・杭基礎等の強度低下のおそれがあるといった特性を有している。

太陽光パネルの表面又は支柱から地表に集中して流下する雨水による、地表面の侵食や土砂流出等の防止を目的として、傾斜地特有の斜面改変による保水能力低下や雨水の流出量及び流下速度の増大等を水理計算により評価した上で、雨水や湧水等を適切に下流に流下させるための排水施設や、必要に応じて調整池（調節池）を設置する。

雨水流出量の評価に用いる流出係数は、不浸透性の太陽光パネルや地表面の状態を考慮し、1.0 に設定する。

排水施設や調整池の容量に係る設計雨量強度の基準を設定する上では、近年の降雨形態の変化や地域の特性等を考慮するものとする。（盛土等防災マニュアルの解説参照）

雨水の適切な排水に必要な能力及び構造を有する排水施設を計画する上では、河川管理者等と協議の上、降雨強度、集水区域面積、地形及び地質、下流における流下能力等を考慮する。

地下水によって土砂の崩壊・流出が生ずるおそれのある盛土の場合には、盛土内に地下水排除工や水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除すること等により、盛土の安定を図る。

下流の流下能力を超える水量が排水されることによって災害が発生するおそれがある場合には、調整池等の設置その他の措置を適切に講じる。

他法令との指導内容と、盛土規制法許可制度の指導内容が異なる場合は、その内容を検討し他法令と調整を図った上で施設の内容を決定する。

④ 法面保護工・斜面崩壊防止策

太陽光パネルの表面又は支柱から集中して流下する雨水による洗掘や雨裂等の表面侵食防止のため、

現地の諸条件や周辺環境、施工後の維持管理等を考慮し、地表面の安定性について工学的検討を行うことが必要である。当該検討結果に基づき、太陽光パネル下の地表面の植生に関する状況も踏まえながら、表面緑化や構造物工（保護シート等）による法面保護、擁壁の設置等による斜面崩壊防止策によって、法面の安定性を確保する。

法面保護としては、斜面の雨水を分散させる柵工や筋工、降雨や凍上等から法面を保護する植生マット等の伏工等の措置を適切に講じる。

斜面崩壊防止策としては、法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段や排水施設の設置その他の措置が適切に講じられていることを原則とした上で、これによることが困難又は適当でない場合や周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の斜面崩壊防止の措置を適切に講じる。

また、開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤や沈砂池等の設置等の措置を適切に講じる。

アレイの列の雨垂れ箇所等の地表面侵食のおそれがある箇所には、雨どいやU字溝を設ける等、雨水処理を確実に行う。

⑤ 防災施設の先行設置

太陽光発電設備は、一般的に簡易な基礎工事で実施可能な場合もあり、防災施設の設置に不備がある状態で太陽光発電事業の開発行為が進められ、土砂流出や架台・杭基礎等の強度低下等の被害が生じている事例があることを踏まえ、施工中の災害の発生を防止する観点から、防災施設の先行設置を徹底することが重要である。

予め防災施設と他の開発行為の施工順序を整理の上、主要な防災施設を先行して設置し、許可権者の確認を得るまで、他の開発行為の施工を制限する。また、施設配置の計画上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施工する場合であっても、施工地全体の安全性を確保できるよう本設と同程度の機能を持つ仮設の防災施設を適切な箇所に設置することを許可条件とする。

⑥ 工事施工期間における連絡体制構築

緊急時の迅速かつ的確な連絡体制の確保について、工事着手時に、現場責任者及び関係官公署等の連絡先を記載した緊急連絡体制表を提出し、発生した問題に対して円滑に対処するため必要な措置を講じることができるよう連絡体制を確立する。

⑦ 施工後及び発電事業期間における管理の継続性

太陽光発電事業については、開発行為の施工状況に応じて各法令によって施工後の規制適用期間が異なることを考慮し、供用期間にわたって、発電設備や防災施設等の設置目的、機能、性能が維持されるよう、設置箇所の自然条件、設計条件、構造特性等を勘案し、許可の段階において、維持管理計画を提出し、緊急連絡体制及び実施体制の確認を行う。また、供用開始後は、これら計画及び体制に基づき太陽光発電設備や防災施設等が適切に維持管理されるよう必要な対策を行うことが適切である。

維持管理計画の策定に当たっては、例として下記に挙げる必要事項について定める。

- 発電事業者及び保守点検責任者等(電気事業・施設関係)を明確にした緊急連絡体制計画

- 保守点検及び維持管理のスケジュール
- 人員配置・体制計画
- 保守点検の範囲・方法
- 維持補修工事・安全対策
- 結果の記録の方法
- 土地の侵食の有無、地盤変状、湧水の変化、発電設備や防災施設の劣化・損傷・土砂の堆積状況、緑化の活着状況等の個別の調査項目

⑧ 事業終了後の措置

太陽光発電事業の廃止後については、太陽光パネル等の設備の撤去までの間、発電事業者の責任を前提としつつ、適切に維持管理するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令を遵守し、可能な限り速やかに撤去及び処分を行うことを基本とする。

5.3 資力・信用

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【規則】

(提出を求める書類)

第7条 省令第7条第1項第12号若しくは同条第2項第10号又は第63条第1項第2号若しくは同条第2項第2号の規定により工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる図書は、政令第21条各号に規定する工事に該当する場合に限る。

(1) 工事主の資力信用調書（様式第7号）、預金残高証明書、融資証明書、納税証明書（固定資産税及び都市計画税並びに法人にあっては法人税、事業所税及び法人住民税、個人にあっては所得税及び住民税に係るもの）及び事業経歴書並びに造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあっては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けていることを証する書類

工事の許可申請にあたっては、工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があることが必要です。これは、事業計画どおりに当該事業を完遂するための資金的能力があるか否かを確認し、その事業が中断・放置されることなく、適正に完遂されることを担保するためです。

なお、過去に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

5.4 工事施行者の能力

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【規則】

(提出を求める書類)

第7条 省令第7条第1項第12号若しくは同条第2項第10号又は第63条第1項第2号若しくは同条第2項第2号の規定により工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる図書は、政令第21条各号に規定する工事に該当する場合に限る。

(2) 工事施行者の工事能力調書（様式第8号）、事業経歴書及び建設業等の許可証明書並びに工事施行者の法人の登記事項証明書

工事の許可申請にあたっては、工事施行者に工事を完遂するために必要な能力が求められます。

これは、過去の事業実績等から判断して着実に許可条件等を遵守して当該事業を遂行していくことができるか否かを確認し、その事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを担保するためです。

5.5 土地所有者等の同意

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条

2 法第十二条第二項第四号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業

三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業

四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号に規定する防災街区整備事業

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの

【規則】

(全ての同意を得たことを証する書類)

第6条 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号の法第12条第2項第4号及び第30条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類は、宅地造成等工事同意書（様式第6号）及び同意した者の本人確認資料（運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）をいう。）によるものとする。

2 盛土若しくは切土をする土地の部分から他人の所有地の距離が盛土若しくは切土の高さ未満である場合にあっては、当該土地の所有者の同意を得ることとする。この場合において、同意を得たことを証する書類として前項に掲げる書類を市長に提出するものとする。

工事の許可申請にあたっては、あらかじめ、工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る必要があります。（土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者としては永小作権や地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等があります。

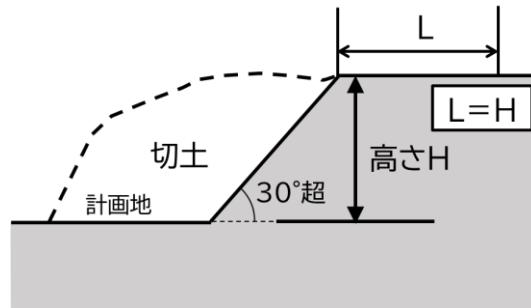
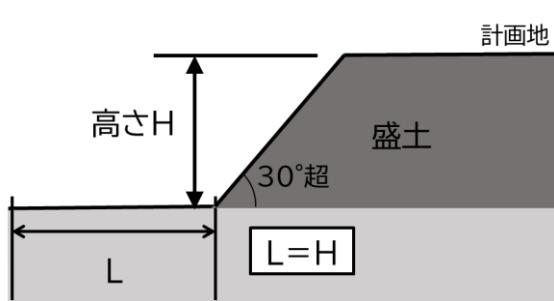
抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物件（当該土地を占有する不動産質権者を除く）については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはなりません。また、建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意も不要です。

なお、当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明により同意を得たことに代えることができます。ただし、許可申請書には、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行ったことを証する書類等の写しの添付が必要です。

また、福島市では規則第6条第2項において、盛土若しくは切土をする土地の部分から他人の所有地の距離が盛土若しくは切土の高さ未満である場合には、当該土地の所有者の同意も得ることとしています。これは、盛土若しくは切土をする部分から、その盛土若しくは切土の高さの分の離れが取れない範囲に他人の所有地がある場合に、その土地の所有者の同意を求めるものです。

なお、この規定は盛土又は切土により崖を生じる場合を想定しており、「盛土若しくは切土をする土地の部分」とは生じた崖の上下端部、「盛土若しくは切土の高さ」とは、生じた崖の高さを基本とします。範囲の考え方は次のとおりです。

L の範囲に他人の所有地がある場合、当該土地の所有者の同意が必要



5.6 設計者の資格

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 高さが五メートルを超える擁壁の設置

二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。

二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間に於いて授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。

三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。

五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者

二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【建設省告示第1005号】

○宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件
(昭和37年3月29日)

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者

二 技術士法(昭和三十二年法律第百二十四号)による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者

三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者

四 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの

五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

【規則】

(提出を求める書類)

第7条 省令第7条第1項第12号若しくは同条第2項第10号又は第63条第1項第2号若しくは同条第2項第2号の規定により工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる図書は、政令第21条各号に規定する工事に該当する場合に限る。

(3) 設計者の資格に関する申告書（様式第9号）及び設計者の資格に関する卒業証明書若しくは免許証等の写し

規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、以下の工事については表5.6.1に示す資格を有する者が設計しなければなりません。

- 高さが5mを超える擁壁の設置
- 盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

表 5.6.1 設計者の資格

設計者の資格
① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。
④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。
⑤ 主務大臣が①～④に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた以下のア～エのいずれかに該当する者であること。 ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者 イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者

エ 土木又は建築の技術に関する 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了したもの

オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

5.7 土石の堆積に関する工事の期間

【法律】

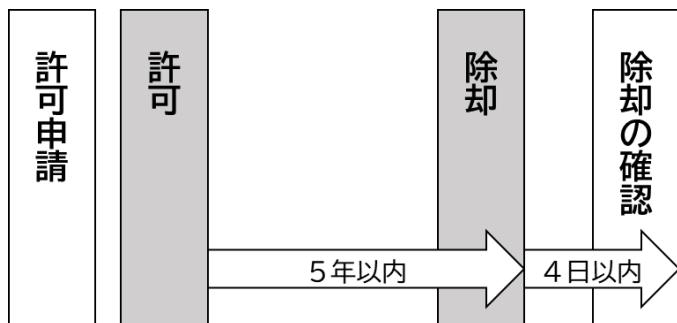
(宅地造成等に関する工事の許可)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限ります。一定期間は許可日から5年以内とします。

【土石の堆積期間のイメージ】



許可の日から5年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から5年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。

第6章 その他の手続き

6.1 規制区域指定時に行われている工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有效地に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

※特定盛土等規制区域については、第八十二条で同様に規定

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事実行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第八十四条で同様に規定

規制区域の指定の際、当該区域内において規制対象規模を超える工事に着手している場合は、指定日から 21 日以内に届け出る必要があります。

届出が受理された工事については、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地等を公表します。

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」(省令様式第 15 号) 又は「土石の堆積に関する工事の届出書」(省令様式第 16 号) に表 6.1.1 又は表 6.1.2 に示す書類等を添えて、提出してください。

表 6.1.1 土地の形質変更に関する工事の届出書に添付する書類等

No.	書類等の種類	内容及び明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとすること
3	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
4	現況写真	盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにするもの		
5	その他市長が必要と認める書類			

表 6.1.2 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する書類等

No.	書類等の種類	内容及び明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとすること
3	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	
4	現況写真	土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにするもの		
5	その他市長が必要と認める書類			

6.2 擁壁等を除却する工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【政令】

(届出をする工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十五条で同様に規定

次の工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに「擁壁等に関する工事の届出書」（省令様式第17）を提出してください。一部除却であっても届出が必要です。届出書には工事を行う土地の位置図、工事の概要が分かる資料を添付してください。

【届出が必要な工事】

- ① 規制区域内の土地において行う、高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ② 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ③ 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除却工事

なお、盛土規制法に基づく許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、「公共施設用地の転用の届出書」（省令様式第18号）を提出してください。届出書には、転用した土地の位置が分かる資料等を添付してください。

なお、盛土規制法に基づく許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

6.4 届出工事の変更届出(6.1又は6.2の届出工事の変更)

【規則】

(届出工事の変更届出)

第14条 法第21条第1項若しくは第3項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、様式第12号又は様式第13号による届出工事の変更届出書を市長に提出するものとする。

【6.1 規制区域指定時に行われている工事の届出】又は【6.2擁壁等を除却する工事の届出】について届出内容に変更がある場合は、「届出工事の変更届出書」（規則様式第12号又は規則様式第13号）により届出する必要があります。なお、変更の内容によっては、別途新規の許可が必要となる場合があります。

第7章 工事施行に係る手続き

7.1 着手の届出

【規則】

(工事着手の届出)

第 11 条 法第 12 条第 1 項本文又は第 30 条第 1 項本文の規定による許可を受けた工事主は、許可工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書（様式第 10 号）を市長に提出するものとする。

工事の許可を受けた者は、その工事に着手したときは、「工事着手届出書」（規則様式第 10 号）に、表 7.1.1 に示す書類を添えて提出してください。

表 7.1.1 工事着手届出書に添付する書類等

No.	書類の種類	内容及び明示すべき事項	備考
1	標識の設置状況を明らかにする書類	標識の設置位置図 全景写真 標識の記載事項、寸法、設置高さが分かる写真	
2	工事の工程を示す書類	防災施設の設置時期、定期報告・段階報告・中間検査の対象工程の実施時期を明示	
3	緊急連絡体制表	現場責任者及び関係官公署等の連絡先	
4	その他市長が必要と認める書類		

なお、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づく開発許可を受け、盛土規制法による許可を受けたものとみなされた工事については、福島市都市計画法施行細則に規定する工事着手届出書に上記の書類等を添付して提出することにより、これに代えることができます。

7.2 変更の許可又は届出

7.2.1 変更の許可

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第六十七条で同様に規定

【規則】

(変更の許可の申請)

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項本文又は第35条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項又は省令第67条第1項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図面を含む工事の計画の変更に伴う図書を添付し、市長に提出するものとする。この場合において、当該許可に係る工事の施工区域を工区に分けたときは、同項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項本文又は第35条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項又は省令第67条第2項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図面を含む工事の計画の変更に伴う図書を添付し、市長に提出するものとする。この場合において、当該許可に係る工事の施工区域を工区に分けたときは、同項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示するものとする。

工事の許可を受けた者は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

工事の計画を変更する場合には、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書」(省令様式7)又は、「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書」(省令様式第8)に、変更の内容及び理由等を記載し、位置図、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類等を添付して、提出してください。

なお、都市計画法第29条第1項又は第2項に基づく開発許可を受けたことにより、盛土規制法による許可を受けたものとみなされた工事について、都市計画法第35条の2第1項に基づく変更開発許可を受けたときは、盛土規制法による変更許可を受けたものとみなします。

7.2.2 変更の届出(特定盛土等規制区域における届出工事の変更)

【法律】

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

【省令】

(変更の届出)

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

【規則】

(届出工事の変更届出)

第14条 法第21条第1項若しくは第3項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、様式第12号又は様式第13号による届出工事の変更届出書を市長に提出するものとする。

特定盛土等規制区域内における工事の届出をした者は、その届出に係る工事の計画を変更しようとする場合には、変更後の工事に着手する日の30日前までに変更の届出をする必要があります。

工事の計画を変更する場合には、「特定盛土等に関する工事の変更届出書」(省令様式第21)又は「土石の堆積に関する工事の変更届出書」(省令様式第22)を提出してください。届出書には位置図、変更に関する書類等を添えて、提出してください。

なお、都市計画法第29条第1項又は第2項に基づく開発許可の申請をしたことにより、盛土規制法による届出をしたものとみなされた工事について、都市計画法第35条の2第1項に基づく変更開発許可の申請をしたときは、当該変更届出をしたものとみなします。

7.3 軽微な変更

【法律】

(変更の許可等)

第十六条

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、第六十八条で同様に規定

【規則】

(軽微な変更の届出)

第13条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、工事の変更届出書（様式第11号）により、市長に提出するものとする。

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

次の事項に該当する変更は、軽微な変更として取扱います。軽微な変更をしたときは、速やかに「工事の変更届出書」（規則様式第11号）に、変更に関する書類等を添えて提出してください。

【土地の形質変更に関する工事】

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

【土石の堆積に関する工事】

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

なお、工事主の主体を変更する場合は、変更許可ではなく新規の許可が必要となります。※

設計者、工事施行者の主体の変更は、変更許可の対象となります。※

また、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。

※一般承継の場合は軽微な変更（【7.5許可に基づく地位の承継】参照）

7.4 工事の中止等の届出

【規則】

(工事の中止等の届出)

第15条 工事主は、許可を受けた工事又は届出をした工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止（廃止・再開）届（様式第14号）を市長に提出するものとする。

許可を受けた工事を中止し、又は廃止するときは、工事の施行に伴う災害を防止するために、当該工事を中止し、又は廃止した旨を遅滞なく届け出なければなりません

なお、既に着手している工事を中止し、又は廃止するときは、工事途中の状態で放置すると災害につながる恐れがあるため、災害を防止するために必要な措置が完了している必要があります。

許可を受けた工事を中止し、又は廃止しようとするときは、工事中止（廃止・再開）届（規則様式第14号）に、中止時の工事状況及び防災措置計画を記載した書類等を添付して提出してください。

また、中止した工事を再開するときも、届出が必要です。

7.5 地位の承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに届け出してください。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事中止（廃止・再開）届（規則様式第14号）を提出してください。この場合、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させる必要があります。なお、許可を受けた工事主から工事を実行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて新規の許可を受けなければなりません。

また、届出をした工事についても同様に扱います。

※一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人（吸収合併）又は合併により新たに設立された法人（新設合併）を指します。

※特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指します。

第8章 検査等

8.1 中間検査

【法律】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合には、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合には、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

※特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十二条で同様に規定

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【省令】

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

【規則】

(工事の中間検査の手続)

第17条 法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査及び法第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項本文若しくは第30条第1項本文の規定による許可又は法第16条第1項本文若しくは第35条第1項本文の規定による変更の許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行うことができる。

政令第23条各号のいずれかに該当する工事であって、政令第24条第1項で定められた特定工程を含

む工事については、中間検査を受けなければなりません。また、中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。みなし許可の工事も中間検査の対象になります。

なお、許可又は変更許可を工区に分けて受けたときは、当該工区ごとに中間検査を行うことができます。

中間検査の対象となる工事の規模は表 8.1.1、特定工程及び特定工程後の工程は表 8.1.2のとおりです。また、中間検査の主な項目は表 8.1.3のとおりです。特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合を確認し、問題がなければ中間検査合格証を交付します。

特定工程に係る工事を終えたときは、特定工程を終えた日から4日以内に「中間検査申請書」(省令様式第13)に、表 8.2.1に示す書類を添付して提出してください。

なお、土石の堆積に関する工事は中間検査対象ではありません。

表 8.1.1 中間検査を要する工事の規模

工事種別	中間検査を要する規模
土地の形質変更	①盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m ² を超えるもの

表 8.1.2 特定工程と特定工程後の工程

特定工程	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事
特定工程後の工程	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事

表 8.1.3 中間検査項目 (引用: 盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版))

中間検査項目			着眼点
盛土工事	排水施設	暗渠排水管	①暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか。 ②暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか。 ③暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か。 ④現況地盤からの湧水は適切に処理されているか。 ⑤渓流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか。
切土工事	排水施設	暗渠排水管	①暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか。 ②暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか。 ③暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か。 ④湧水は適切に処理されているか。 ⑤溝堀りは適切に施工されているか。

表 8.1.4 中間検査申請に添付する書類等

No.	書類等の種類	内容及び明示すべき事項	備考
1	特定工程平面図	・審査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示したもの	
2	工事写真	・施工前後の全景写真 ・施工中の写真	
3	その他市長が必要と認める書類		

8.2 完了検査等

【法律】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

【省令】

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認の申請期間)

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

【規則】

(工事の完了検査の手続)

第16条 法第17条第1項又は第36条第1項の規定による工事完了の検査及び法第17条第2項又は第36条第2項の規定による検査済証の交付は、法第12条第1項本文若しくは第30条第1項本文の規定による許可又は法第16条第1項本文若しくは第35条第1項本文の規定による変更の許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行うことができる。

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に関する工事を完了したときは除却の確認を受ける必要があります。

8.2.1 土地の形質変更に関する工事における完了検査

土地の形質変更に関する工事における完了検査では、技術的基準に従い擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。検査は目視、実測、写真、書類等により行います。

なお、中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。

また、許可又は変更許可を工区に分けて受けたときは、当該工区ごとに完了検査を行うことができます。

許可を受けた工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に「完了検査申請書」（省令様式第9）に表 8.2.1に示す書類を添付して提出してください。

なお、都市計画法第29条第1項又は第2項に基づく開発許可を受け、許可を受けたものとみなされた工事は、同法第36条第1項の規定による届出（完了届出）又は同条第2項の規定により交付された検査済証をもって、盛土規制法に基づく完了検査申請又は検査済証とみなします。そのため、別途盛土規制法に規定する完了検査申請書を提出する必要はありません。盛土規制法に基づく完了検査は都市計画法に基づく完了検査と合わせて行います。

表 8.2.1 完了検査等申請に添付する書類等

No.	書類等の種類	内容及び明示すべき事項	備考
1	出来形図	・土地の平面図、断面図等	土地の形質変更の場合のみ
2	工事写真	・施工前後の全景写真 ・施工中の写真（土地の形質変更の場合のみ）	
3	工事完了後の災害発生時の緊急連絡先を示す書類		土地の形質変更の場合のみ
4	工事完了後の維持管理計画	・発電事業者及び保守点検責任者等（電気事業・施設関係）を明確にした緊急連絡体制計画 ・保守点検及び維持管理のスケジュール ・人員配置・体制計画 ・保守点検の範囲・方法 ・維持補修工事・安全対策 ・結果の記録の方法 ・土地の侵食の有無、地盤変状、湧水の変化、発電設備や防災施設の劣化・損傷・土砂の堆積状況、緑化の活着状況等の個別の調査項目	太陽光発電事業に関する工事のみ
5	その他市長が必要と認める書類		

完了検査では主に次の項目について確認します。

- 雨水等の排水処理施設が適切な配置、構造で適切に施工されていること。
- 盛土又は切土のり面の地面の安定が図られていること。
- 盛土地盤が緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締固め等の対策が講じられていること。
- 崖面は、擁壁又は崖面崩壊防止施設若しくは保護工により崩壊又は土砂が流出しないよう対策が講じられていること。
- 擁壁又は崖面崩壊防止施設が適切に施工されていること。
- 軟弱地盤等地盤条件が悪い場合は、地盤改良工事等の対策が講じられていること。
- 工事を行う土地の周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられているか。

- 他法令により、災害防止のための規制が行われている土地における工事の場合は、それぞれの法令に対応する対策が講じられているか。
- 他法令による許可の内容に適合しているか。

(参考：「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）」)

詳細な検査項目については表 8.2.2 のとおりです。

表 8.2.2 完了検査項目 (参考：「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）」)

完了検査項目			着眼点
盛土工事	排水施設	基盤排水層	基盤排水層の配置と規格は適切に施工されているか。
		水平排水層	①水平排水層の配置と規格は適切に施工されているか。 ②水平排水層の端部は適切に保護されているか。
	基礎地盤	盛土基礎地盤	①伐開・除根及び除草後の基盤処理は適切に施工されているか。 ②盛土基礎地盤の凹凸や段差は均されているか。 ③表層部に緩く堆積した崖すい堆積物や高含水比の軟弱層は適切に除去されているか。 ④傾斜地盤における段切りは適切に施工されているか。 ⑤湧水や滯水等は適切に処理されているか。 ⑥基礎地盤は所定の支持力を有しているか、また地盤改良は適切に施工されているか。
	盛土材料	盛土材料	①盛土に使用している土質の種類とその分布状況及び強度特性について計画内容と照合し、適切に選定されているか。 ②のり面の安定性を検討した盛土は、安定計算で用いられた土質と照合し、適切に選定されているか。
	敷均し・締固め	敷均し・締固め	盛土の施工状況として、敷均し・締固め、整形・仕上げ機械、巻出し厚さ（おおむね 0.30m以下）、転圧回数、締固め時の含水比、締固め度等は適切に施工されているか。
切土工事	基礎地盤	切土基礎地盤	①切土面を視認し、滑り面・亀裂・湧水の有無、のり面の安定に影響を及ぼす要因等を確認しているか。 ②掘削工施工中の地山において不適切な挙動はないか。
擁壁			①掘削・床付け状況及び背面地盤の処理は適切に施工されているか。 ②基礎地盤は所定の支持力を有しているか、また地盤調査は建築基準法で規定する方法により行われているか。 ※地盤調査結果は、施工記録として保管する。 ③擁壁種別ごとの着眼点として次の事項を確認しているか。 【現場打ち擁壁】 ・配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等は計画内容と照合しているか ・裏込め碎石又は透水マットは計画通り施工されているか 【プレキャスト擁壁】 据付完了後、裏込め碎石又は透水マットは計画どおり施工されているか。 【練積み擁壁】 基礎コンクリートは計画どおりに施工されているか。
崖面崩壊防止施設			①掘削・床付け状況及び背面地盤の処理は適切に施工されているか。 ②計画どおりの部材（中詰材、枠部材等）を用いて施工されているか。
防災措置			防災措置は適切に施工されているか。

8.2.2 土石の堆積に関する工事における除却の確認

土石の堆積に関する工事については、堆積された土石が適切に除却されていることを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

許可を受けた工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に「確認申請書」（省令様式第11号）に位置図、工事写真等を添付して提出してください。

第9章 工事状況の報告

9.1 定期報告

【法律】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十八条で同様に規定

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

【省令】

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

※特定盛土等規制区域については、第七十九条で同様に規定

表 9.1.1 に該当する規模の工事は、工事の実施の状況やその他主務省令で定める事項について、定期的な報告が必要です。定期の報告の期間は、3か月ごとです。

表 9.1.1 定期報告を要する工事の規模

工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質変更	①盛土であつて、当該盛土した土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②切土であつて、当該切土した土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であつて、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m ² を超えるもの
土石の堆積	①高さが5mを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000 m ² を超えるもの

9.1.1 定期報告事項等

【省令】

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第七十八条で同様に規定

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量

四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施工状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量

四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、第八十条で同様に規定

【規則】

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第 18 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 19 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、様式第 15 号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、省令第 48 条第 1 項又は第 78 条第 1 項に規定する図書を添付して、市長に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 19 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、様式第 16 号による土石の堆積に関する工事の定期報告書に、省令第 48 条第 2 項又は第 78 条第 2 項に規定する図書を添付して、市長に提出するものとする。

報告は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書」（規則様式第 15 号）又は「土石の堆積に関する工事の定期報告書」（規則様式第 16 号）に、工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真、工事の実施工程表、その他の書類を添付して提出することにより行ってください。

報告書に記載する事項は、表 9.1.2 のとおりです。

表 9.1.2 定期報告において報告する事項

工事種別	報告する事項
土地の形質変更	工事が施行される土地の所在地 工事の許可年月日及び許可番号 前回の報告年月日 報告の時点における盛土又は切土の高さ 報告の時点における盛土又は切土の面積 報告の時点における盛土又は切土の土量 報告の時点における擁壁等に関する工事の施工状況
土石の堆積	工事が施行される土地の所在地 工事の許可年月日及び許可番号 前回の報告年月日 報告の時点における土石の堆積の高さ 報告の時点における土石の堆積の面積 報告の時点における堆積されている土石の土量 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土壌及び除却された土石の土量

9.2 段階報告

【規則】

(工事状況の報告)

第19条 工事主は、許可工事の進捗状況が次に掲げる状況に達したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

- (1)擁壁の床掘りを完了したとき。
- (2)鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したとき。
- (3)擁壁の高さが計画高の2分の1の工程に達したとき。
- (4)排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠(きよ)、管渠(きよ)等の配置を完了したとき。

2 市長は、前項の報告に対し特に必要と認める場合は、段階検査を行うものとする。ただし、前項第4号において、法第18条第1項及び法第37条第1項に規定する中間検査の対象となるものはこの限りでない。

福島市では、工事の許可を受けた工事について、災害防止の観点及び工事の進捗状況把握のため、一定の段階ごとに報告を聴取することとしています。

工事が以下の段階に達したときは、段階報告書に工事の状況が分かる書類等を添付して速やかに提出してください。なお、この報告に対し、必要に応じ段階検査を行うことがあります。ただし、法第18条第1項又は第37条第1項に規定する中間検査の対象となるものは段階検査を行いません。

段階報告後は、段階検査の必要の有無及び検査を行った場合の結果について通知します。なお、法第18条第1項及び第37条第1項に規定する中間検査と異なり、当該工程後の工程に係る工事については、その通知の交付を待たずに行うことができます。

なお、土石の堆積に関する工事については段階報告の必要はありません。

【報告が必要な段階】

- ①擁壁の床掘りを完了したとき
- ②鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したとき。
- ③擁壁の高さが計画高の2分の1の工程に達したとき。
- ④排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠(きよ)、管渠(きよ)等の配置を完了したとき。

9.3 その他の報告

【規則】

(工事状況の報告)

第19条

3 工事主又は工事施工者は、許可工事施工中に災害等が発生したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

4 工事主又は工事施工者は、許可工事施工中に予想した土質、地盤等と著しく相違した土質、地盤等に遭遇したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

工事の許可を受けた者又は当該工事の工事施工者は、当該工事施工中に災害等が発生したときは速やかにその旨を報告する必要があります。

また、当該工事施工中に予想した土質、地盤等と著しく相違した土質、地盤等に遭遇したときも、速やかにその旨を報告してください。

資料編・様式集

法令・規則

1 宅地造成及び特定盛土等規制法	1
2 宅地造成等規制法施行令	16
3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則.....	21
4 福島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則.....	40

1 宅地造成及び特定盛土等規制法

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施工者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

第二章 基本方針及び基礎調査

（基本方針）

第三条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
 - 三 第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要な事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基礎調査）

第四条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市

(以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「指定都市」という。) 又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「中核市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第十五条第一項及び第三十四条第一項を除き、以下同じ。)は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする。

- 2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)に通知するとともに、公表しなければならない。

(基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第五十条を除き、以下同じ。)は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入るときは、その立ち入る者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第二項及び第五十八条第二号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第二項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第七条 第五条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

- 2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その

身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

- 3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第八条 都道府県は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(基礎調査に要する費用の補助)

第九条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県の行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

第三章 宅地造成等工事規制区域

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となるとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

- 4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

- 5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおがきいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

- 6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
- 二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- 三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

- 四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全

ての同意を得ていること。

- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可の特例)

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければな

らない。

- 3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

（中間検査）

- 第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
 - 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
 - 4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
 - 5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

（定期の報告）

- 第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

（監督処分）

- 第二十条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。
 - 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事
 - 二 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事
 - 三 第十三条第一項の規定に適合していない工事

四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

- 3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。
- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地
 - 二 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地
 - 三 第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地
- 四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地
- 4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講すべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないとときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
 - 二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。
 - 三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。
- 7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（工事等の届出）

- 第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なけ

ればならない。

(土地の保全等)

第二十二条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第二十三条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行ふことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

(立入検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十二条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第二十条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴取)

第二十五条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第五章 特定盛土等規制区域

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、渓流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨

を都道府県知事に申し出ることができる。

- 6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について
は、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の
計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生
のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところによ
り、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他
主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画につ
いて当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を
受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置
をとるべきことを勧告することができる。

- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を
とらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ず
ることができる。

- 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二
項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をし
たものとみなす。

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関
する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の
工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道
府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する
工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出
とみなす。

- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(住民への周知)

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところに
より、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開
催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じな
ければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土
砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第
三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該
工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で
定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の
手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可を
してはならない。

- 一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであ
ること。
- 二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があるこ
と。

- 三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定による届出をすることを要しない。
(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)
- 第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。
(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)
- 第三十二条 都道府県は、第三十条第一項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができます。
(許可証の交付又は不許可の通知)
- 第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。
(許可の特例)
- 第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第三十条第一項の許可があつたものとみなす。
- 2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。
(変更の許可等)
- 第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(完了検査等)

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

- 3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

- 4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(中間検査)

第三十七条 第三十一条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

- 4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

- 5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(定期の報告)

第三十八条 第三十一条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(監督処分)

第三十九条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで施行する工事

二 第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第三十一条第一項の規定に適合していない工事

四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地

二 第三十六条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第三十一条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三 第三十六条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積された全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないと、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

(工事等の届出)

- 第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(土地の保全等)

- 第四十一条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。
- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

- 第四十二条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行ふことを命ずることができる。
- 3 第三十九条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

(立入検査)

- 第四十三条 都道府県知事は、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項、第三十七条第一項、第三十九条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

- 2 第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴取)

- 第四十四条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該

土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第七章 造成宅地防災区域

第四十五条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。第四十七条第二項において同じ。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるもののおそれがあり、一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
- 3 第十条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

第八章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

（災害の防止のための措置）

第四十六条 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第一項の災害が生じないよう、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第一項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、その造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第四十七条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第四十五条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「造成宅地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、造成宅地所有者等以外の者の宅地造成又は特定盛土等に関する不完全な工事その他の行為によって第四十五条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

- 3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

（準用）

第四十八条 第二十四条の規定は都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第二十五条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

第九章 雜則

（標識の掲示）

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（市町村長の意見の申出）

第五十条 市町村長は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域内におけ

る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

(緊急時の指示)

第五十一条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、当該災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

(都道府県への援助)

第五十二条 主務大臣は、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づく都道府県が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第五十三条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

(政令への委任)

第五十四条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 二 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。
 - 四 第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者(設計図書を用いないで当該工事を施工し、又は設計図書に従わないで当該工事を施工したときは、当該工事施行者(当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者(次項において「工事施行者等」という。))は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主(当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者(以下この項において「工事主等」という。)の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項(第二十八条第三項において準用する場合を含む。)、第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第二十四条第一項(第四十八条において準用する場合を含む。)又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
- 二 第六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つたとき。
- 三 第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十九条 第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十五条 三億円以下の罰金刑
- 二 第五十六条第三号 一億円以下の罰金刑
- 三 第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条 各本条の罰金刑

第六十一条 第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

2 宅地造成等規制法施行令

宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）

第一章 総則

（定義等）

第一条 この政令（第三条を除く。）において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

2 この政令において、「崖がけ」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

3 崖面の水平面に対する角度を崖の勾こう配とする。

4 小段等によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

5 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

（公共の用に供する施設）

第二条 宅地造成等規制法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で国土交通省令で定めるものとする。

（宅地造成）

第三条 法第二条第二号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるものの
- 二 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

- 四 前三号のいずれにも該当しない切土又は盛土であつて、当該切土又は盛土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

第二章 宅地造成に関する工事の技術的基準

（擁壁、排水施設その他の施設）

第四条 法第九条第一項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留とする。

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第五条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次のとおりとする。

- 一 切土又は盛土（第三条第四号の切土又は盛土を除く。）をする場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。
- 二 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。
- 三 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これ

に類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。

四 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように段切りその他の措置を講ずること。

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第六条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土（第三条第四号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

□ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要ないことが確かめられた崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。

2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第七条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。

四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第八条 第六条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによ

らなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第五項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第九条 第六条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第十条 第六条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

（任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第十一条 法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定による許可を受けなければならぬ宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第六条の規定によるものを除く。）については、建築基準法施行令第百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

（崖面について講ずる措置に関する技術的基準）

第十二条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

（排水施設の設置に関する技術的基準）

第十三条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、また又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法のり幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上

適當な箇所

五 ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること。

六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜ためが設けられているものであること。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十四条 構造材料又は構造方法が第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。

(規則への委任)

第十五条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第二十二条において同じ。）は、都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。）の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第六条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、この章の規定のみによつては宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、この章に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

第三章 設計者及び届出をする工事

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第十六条 法第九条第二項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 高さが五メートルを超える擁壁の設置

二 切土又は盛土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第十七条 法第九条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。

二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。

三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。

五 土地交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(届出を要する工事)

第十八条 法第十五条第二項の政令で定める工事は、高さが二メートルを超える擁壁、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

第四章 造成宅地防災区域の指定の基準

第十九条 法第二十条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。以下この条において同じ。）の区域であることとする。

- 一 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域（盛土をした土地の区域に限る。次項第三号において同じ。）であつて、安定計算によつて、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの
 - イ 盛土をした土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超えて、盛土の内部に浸入しているもの
 - 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上であるもの
 - 二 切土又は盛土をした後の地盤の滑動、宅地造成に関する工事により設置された擁壁の沈下、切土又は盛土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域
- 2 前項第一号の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 地震力については、当該盛土の自重に、水平震度として〇・二五に建築基準法施行令第八十八条第一項に規定する乙の数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値
 - 二 自重については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量を用いて計算された数値を用いることができる。
 - 三 盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、イ又は□に掲げる一団の造成宅地の区域の区分に応じ、当該イ又は□に定める滑り面に対する抵抗力であつて、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
 - イ 前項第一号イに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、複数の円弧又は直線によつて構成されるもの
 - 前項第一号□に該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、单一の円弧によつて構成されるもの

第五章 雜則

（収用委員会の裁決申請手続）

第二十条 法第七条第三項（法第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（公告の方法）

第二十一条 法第十四条第五項（法第十七条第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、当該公報その他所定の手段による公告を行つた日から十日間、当該宅地の付近の適当な場所に掲示して行わなければならない。

（報告の徴取）

第二十二条 法第十九条の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- 三 宅地に関する工事の計画及び施行状況

（権限の委任）

第二十三条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（国土交通省令への委任）

第二十四条 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令を実施するため必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年二月二十日建設省令第三号）

（公共の用に供する施設）

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）

第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲食用水施設、水産飲食用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

（基礎調査の調査事項）

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 土地の利用状況

二 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地

三 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地における災害発生の危険性

（基礎調査の結果の通知及び公表の方法）

第三条 法第四条第二項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

2 法第四条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を平面図に明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 宅地造成等（法第十条第一項に規定する宅地造成等をいう。以下同じ。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等区域（法第十条第一項に規定する市街地等区域をいう。）

二 特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等（法第二十六条第一項に規定する居住者等をいう。次号において同じ。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域

三 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるもののが発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域

四 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第四条 令第三十六条の主務省令で定める様式は、別記様式第一とする。

（宅地造成等工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示）

第五条 法第十条第四項（法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号のいずれかの方法により宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

三 平面図

（住民への周知の方法）

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。

二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民

に配布すること。

三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法(のり)寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する	五十分の一以上	

	前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法		
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

- 二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
- 四 令第八条第一項第一号口の崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
- 五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
- 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
- イ 登記事項証明書
- 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- 九 別記様式第三の資金計画書
- 十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類
- 十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有效地に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。

土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上	
二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類			
三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類			
四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真			
五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類			
六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類			
イ 登記事項証明書			
□ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類			
七 別記様式第五の資金計画書			
八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類			
九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類			
十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類 (宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)			
第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。			
一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事			
二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事			
三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事			
四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事			
五 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事			
六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壤の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壤等の保管に係る工事			
七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事			
八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事			
イ 地方住宅供給公社			
□ 土地開発公社			
ハ 日本下水道事業団			
ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構			
ホ 独立行政法人水資源機構			

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項）

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図

二 工事の許可年月日及び許可番号

三 工事施行者の氏名又は名称

四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

（崖面崩壊防止施設）

第十二条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

第十三条 令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

（擁壁認定の基準）

第十四条 国土交通大臣は、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条まで（これらの規定を令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第十七条（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。第九十条において同じ。）の規定に基づき、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によって築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものであるときは、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

（認証）

第十五条 前条第二項の認証（以下単に「認証」という。）は、第十六条から第十八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が行うものとする。

2 認証を申請しようとする者（以下この項、第二十条第四号及び第二十八条第一項第二号において

「認証申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

- 一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る工場の名称及び所在地
- 三 その他登録認証機関が必要と認める事項
(認証の更新)

第十五条 認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間（第二十二条第九号及び第二十八条第四項において「有効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、前項の認証の更新について準用する。

(登録)

第十六条 第十四条第一項の登録（以下単に「登録」という。）は、認証の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 認証事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類
 - 登録申請者の略歴を記載した書類
 - 二 法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 八 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 三 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 四 登録申請者の行う認証が第十八条第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類
 - 五 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十七条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、認証事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録要件等)

第十八条 国土交通大臣は、第十六条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号イにおいて同じ。）において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者
 - 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、プレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造される擁壁の構造に関する専門的知識を有する者
 - ハ 建築又は土木に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者
- 二 イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者

二 前号の調査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者三名以上によつて構成される合議制の機関の議を経て、認証するかどうかを決定するものであること。

イ 学校教育法による大学において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

□ 前号口又はハに該当する者

ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の能力を有する者

2 登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び認証事務を行う役員の氏名

三 認証事務を行う事務所の名称及び所在地

四 認証事務を開始する年月日

(登録の更新)

第十九条 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(認証事務の実施に係る義務)

第二十条 登録認証機関は、公正に、かつ、第十八条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

一 特定の者を差別的に取り扱わないこと。

二 認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準（次号及び第二十二条において「認証基準」という。）を定めること。

三 認証基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表すること。

四 認証をしたときは、認証申請者に認証証明書を交付すること。

五 次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

イ 認証を受けた工場の製造工程管理が適切でないと認めるとき。

□ 不正の手段により認証を受けたとき。

六 第十八条第一項第一号の調査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとすると、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定又は変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。

七 認証、認証の更新又は認証の取消し（以下この号において「認証等」という。）を行つたときは、その旨（認証の取消しにあつては、その理由を含む。）を記載した書面を、当該認証等の日から二週間以内に、国土交通大臣に届け出ること。

八 認証事務によつて知り得た秘密の保持を行うこと。

(登録事項の変更の届出)

第二十一条 登録認証機関は、第十八条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更しようとする理由

(認証事務規程)

第二十二条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 認証事務の時間及び休日に関する事項

二 認証事務を行う事務所及び認証の実施場所に関する事項

三 認証の申請に関する事項

四 認証の手数料の額及び収納の方法に関する事項

- 五 認証基準に関する事項
- 六 認証基準の公表の方法その他の認証の実施の方法に関する事項
- 七 不正の手段により認証を受けた者又は受けようとした者の処分に関する事項
- 八 認証証明書の交付及び再交付に関する事項
- 九 認証の有効期間その他認証の更新に関する事項
- 十 認証の取消しに関する事項
- 十一 第二十八条第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項
- 十二 認証事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十三 認証事務に関する公正の確保に関する事項
- 十四 その他認証事務に関し必要な事項

(認証事務の休廃止)

第二十三条 登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする認証事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとするときは、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録認証機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（第二十八条において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作付する方法

3 前項第四号イ又は□に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第二十五条 国土交通大臣は、登録認証機関が第十八条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十六条 国土交通大臣は、登録認証機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

- 第二十七条 国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
 - 二 第二十一条から第二十三条まで、第二十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 第二十九条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

- 第二十八条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 認証の申請を受け付けた年月日
 - 二 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 認証の申請に係る工場の名称及び所在地
 - 四 認証の申請に係る工場について第十八条第一項第一号の調査を行つた年月日及び当該調査を行つた者の氏名
 - 五 認証の申請に係る工場について認証をするかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第十八条第一項第二号の合議制の機関の構成員の氏名
 - 六 認証を受けた工場にあつては、前各号に掲げる事項のほか、認証証明書の交付の年月日及び認証番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録認証機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、認証事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録認証機関は、次に掲げる書類を備え、認証の有効期間が満了した日（認証をしなかつたときは、第一項第五号に規定する日）から二年間保存しなければならない。
- 一 認証の申請書及び添付書類
 - 二 認証の判定とその結果に関する書類

(報告の徴収)

- 第二十九条 国土交通大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録認証機関に対し、認証事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

- 第三十条 国土交通大臣は、次に掲げるときは、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき又は第十九条第一項の登録の更新をしたとき。
- 二 第二十一条の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十三条の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十七条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

- 第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

- 第三十二条 令第十九条第一項第一号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条 令第十九条第一項第四号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

（土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置）

第三十四条 令第十九条第二項（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること

二 次に掲げる全ての措置

イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置

□ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

（設計者の資格）

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者

二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

（許可証の様式）

第三十六条 法第十四条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 前二項の規定は、法第十六条第三項において準用する法第十四条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、前項中「第七項第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

（変更の許可の申請）

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）
(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。
(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量

四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施工状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
(災害防止措置に係る費用負担)

第五十一条 都道府県知事は、法第二十条第六項（法第二十三条第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有效地に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方
法)

第五十三条 法第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(特定盛土等規制区域の指定等の公示)

第五十七条 法第二十六条第四項の規定による公示は、第五条に規定するところにより行うものとする。この場合において、同条中「宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域」とあるのは「特定盛土等規制区域」と読み替えるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

第五十八条 特定盛土等に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第七条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第七号及び第八号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）
 - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 第七条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第五号及び第六号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）
 - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第五十九条 法第二十七条第二項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第六十条 法第二十七条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

(変更の届出)

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(住民への周知の方法)

第六十二条 法第二十九条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第六条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあつては、同項第一号に掲げる方法により行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請)

第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類
- 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第七条第二項第一号から第九号までに掲げる書類
- 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法)

第六十四条 法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

(許可証の様式)

第六十六条 法第三十三条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 前二項の規定は、法第三十五条第三項において準用する法第三十三条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、前項中「第六十三条第二項」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

(変更の許可の申請)

第六十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第六十三条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第六十三条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第六十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項第各号に掲げるものとする。

(完了検査の申請期間)

第六十九条 法第三十六条第一項の主務省令で定める期間は、第三十九条に規定する期間とする。

(完了検査の申請)

第七十条 法第三十六条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第七十一条 法第三十六条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

第七十二条 法第三十六条第四項の主務省令で定める期間は、第四十二条に規定する期間とする。

(確認の申請)

第七十三条 法第三十六条第四項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第七十四条 法第三十六条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(中間検査の申請期間)

第七十五条 法第三十七条第一項の主務省令で定める期間は、第四十五条に規定する期間とする。

(中間検査の申請)

第七十六条 法第三十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第七十七条 法第三十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(定期の報告)

第七十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第七十九条 法第三十八条第一項の主務省令で定める期間は、第四十九条に規定する期間とする。

(定期の報告の報告事項)

第八十条 法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は、第五十条第一項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第二項各号に掲げる事項について行うものとする。

3 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第三項各号に掲げる事項について行うものとする。

(災害防止措置に係る費用負担)

第八十一条 都道府県知事は、法第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法)

第八十二条 特定盛土等に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第二項の規定を準用する。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第四項の規定を準

用する。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第八十三条 法第四十条第二項の規定による公表は、第五十三条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第八十四条 法第四十条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

(擁壁等に関する工事の届出)

第八十五条 法第四十条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第八十六条 法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(標識の様式及び記載事項)

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(権限の委任)

第八十九条 令第十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成三年六月二一日建設省令第一二号〕

この省令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律（平成三年法律第七十九号）第四条及び附則第二条の規定の施行の日（平成三年八月一日）から施行する。

附 則〔平成六年二月二三日建設省令第四号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成七年三月二八日建設省令第八号〕

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中第二編第十二章の改正規定及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成六年法律第四十九号）第一章の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

附 則〔平成一一年四月二六日建設省令第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律〔平成一〇年六月法律第一〇〇号〕の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則〔平成一二年一月一七日建設省令第九号〕

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一二年一月三一日建設省令第一〇号〕

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成一二年一一月二〇日建設省令第四一号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則〔平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号〕

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則〔平成一五年四月二三日国土交通省令第六三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一六年五月二七日国土交通省令第六七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 [略]

二 第三条及び第六条の規定 平成十七年四月一日

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行規則（以下この条において「新宅地造成等規制法施行規則」という。）第六条第一項の登録を受けようとする者は、第三条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新宅地造成等規制法施行規則第十四条の規定による認証事務規程の届出についても、同様とする。

- 2 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（以下この条において「旧宅地造成等規制法施行規則」という。）第四条の二第一項第二号の指定を受けた証明事業を実施している者は、第三条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新宅地造成等規制法施行規則第六条第一項の登録を受けているものとみなす。

- 3 第三条の規定の施行の際現に旧宅地造成等規制法施行規則第四条の二第一項第二号の証明を受けている工場は、その証明を受けた日から五年を経過する日までの間は、新宅地造成等規制法施行規則第五条第二項の認証を受けている工場とみなす。

- 4 第三条の規定の施行前に旧宅地造成等規制法施行規則第四条の三第一項第一号の指定を受けた講習を修了した者については、その者を新宅地造成等規制法施行規則第二十三条第一号に掲げる講習を修了した者とみなして同条の規定を適用する。

附 則〔平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法〔平成一七年七月法律第八六号〕の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

〔経過措置〕

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつたものとみなす。

附 則〔平成一八年九月二七日国土交通省令第九〇号〕

この省令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律〔平成一八年四月法律第三〇号〕の施行の日（平成十八年九月三十日）から施行する。

附 則〔平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号〕

沿革

令和 五年 三月三一日号外農林水産・国土交通省令第三号〔宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則三項による改正〕

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

2 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一～六 〔略〕

七 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第十八条

八～十四 〔略〕

附 則〔平成二五年九月一三日国土交通省令第七七号〕

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔平成二五年六月法律第四四号〕附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附 則〔平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律〔平成二六年五月法律第四二号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 地方自治法の一部を改正する法律附則第二条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」という。）に対する第一条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行規則第二条、第四条第一項、別記様式第二及び別記様式第四の規定の適用については、同規則第二条中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「「中核市」とあるのは「「中核市」という。」又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」と、同条及び同規則第四条第一項中「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」と、同規則別記様式第二及び別記様式第四中「都道府県知事／指定都市の長／中核市の長」とあるのは「都道府県知事／指定都市の長／中核市の長／施行時特例市の長」とする。

附 則〔令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号〕

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則〔令和三年八月三一日国土交通省令第五三号抄〕

（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則〔令和三年一二月一六日国土交通省令第七九号〕

この省令は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則〔令和五年三月三一日農林水産・国土交通省令第三号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律〔令和四年五月法律第五五号〕の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記

4 福島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

福島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和5年5月25日規則第40号）

（趣旨）

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（基礎調査のための土地への立入りの通知）

第2条 法第5条第2項の規定による土地の占有者に対する通知は、土地立入通知書（様式第1号）により行うものとする。

（基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等の許可証等）

第3条 法第6条第2項の規定による障害物又は土地の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除等通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第6条第3項後段の規定による障害物の伐除の通知は、障害物伐除通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 法第7条第1項（第24条第2項及び第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書の様式は、様式第4号とする。

4 法第7条第2項に規定する許可証の様式は、様式第5号とする。

（住民説明会開催の対象となる盛土等）

第4条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第6条ただし書の規則で定める場合は、丘陵地における工事（土石の堆積を除く。）であって、かつ盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が第8条に規定する値を超える面積が3,000平方メートルを超える場合とする。ただし、市長が不要と認める場合はこの限りではない。

（許可の申請）

第5条 法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事の施工区域を工区に分けたときは、省令第7条又は第63条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示するものとする。

2 市長は、法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の規定により宅地造成等に関する工事又は特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請を受けたときは、申請のあった日より次に掲げる期間内に当該工事の許可又は不許可の通知を文書により行うものとする。

（1） 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合 原則として30日以内

（2） 土石の堆積に関する工事の場合 原則として14日以内

（全ての同意を得たことを証する書類）

第6条 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号の法第12条第2項第4号及び第30条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類は、宅地造成等工事同意書（様式第6号）及び同意した者の本人確認資料（運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券をいう。）の写しその他のその者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）をいう。）によるものとする。

2 盛土若しくは切土をする土地の部分から他人の所有地の距離が盛土若しくは切土の高さ未満である場合にあっては、当該土地の所有者の同意を得ることとする。この場合において、同意を得たことを証する書類として前項に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（提出を求める書類）

第7条 省令第7条第1項第12号若しくは同条第2項第10号又は第63条第1項第2号若しくは同条第2項第2号の規定により工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる図書は、政令第21条各号に規定する工事に該当する場合に限る。

- (1) 工事主の資力信用調書（様式第7号）、預金残高証明書、融資証明書、納税証明書（固定資産税及び都市計画税並びに法人にあっては法人税、事業所税及び法人住民税、個人にあっては所得税及び住民税に係るもの）及び事業経歴書並びに造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあっては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けていることを証する書類
- (2) 工事施行者の工事能力調書（様式第8号）、事業経歴書及び建設業等の許可証明書並びに工事施行者の法人の登記事項証明書
- (3) 設計者の資格に関する申告書（様式第9号）及び設計者の資格に関する卒業証明書若しくは免許証等の写し
- (4) 前各号のほか市長が必要と認める書類

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第8条 省令第8条第9号及び第10号の規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。

（技術的基準の特例）

第9条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第20条第1項の規定により令第8条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることができるのは、次に掲げるものとする。

- (1) 間（けん）知石空（から）積み工
- (2) 前号の他市長が適当と認める工法

（技術的基準の付加）

第10条 令第20条第2項の規定により付加する必要な技術的基準として、第16条第1項第3号の技術的基準について、次表の左欄に掲げる事項を算定する際に、同表中欄に掲げる事項について、同表右欄に掲げる数値により計算するものとする。

排水施設の断面積を決定する場合の計画流水量の算定	10分間当たりの降雨量	20ミリメートル
	流出係数	0.8

（工事着手の届出）

第11条 法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の規定による許可を受けた工事主は、許可工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（変更の許可の申請）

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項本文又は第35条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項又は省令第67条第1項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図面を含む工事の計画の変更に伴う図書を添付し、市長に提出するものとする。この場合において、当該許可に係る工事の施工区域を工区に分けたときは、同項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項本文又は第35条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項又は省令第67条第2項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図面を含む工事の計画の変更に伴う図書を添付し、市長に提出するものとする。この場合において、当該許可に係る工事の施工区域を工区に分けたときは、同項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示するものとする。

（軽微な変更の届出）

第13条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、工事の変更届出書（様式第11号）により、市長に提出するものとする。

（届出工事の変更届出）

第14条 法第21条第1項若しくは第3項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、様式第12号又は様式第13号による届出工事の変更届出書を市長に提出するものとする。

（工事の中止等の届出）

第15条 工事主は、許可を受けた工事又は届出をした工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止（廃止・再開）届（様式第14号）を市長に提出するものとする。

（工事の完了検査の手続）

第16条 法第17条第1項又は第36条第1項の規定による工事完了の検査及び法第17条第2項又は第36条第2項の規定による検査済証の交付は、法第12条第1項本文若しくは第30条第1項本文の規定による許可又は法第16条第1項本文若しくは第35条第1項本文の規定による変更の許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行うことができる。

（工事の中間検査の手続）

第17条 法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査及び法第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項本文若しくは第30条第1項本文の規定による許可又は法第16条第1項本文若しくは第35条第1項本文の規定による変更の許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行うことができる。

（宅地造成等に関する工事の定期の報告）

第18条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、様式第15号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、省令第48条第1項又は第78条第1項に規定する図書を添付して、市長に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、様式第16号による土石の堆積に関する工事の定期報告書に、省令第48条第2項又は第78条第2項に規定する図書を添付して、市長に提出するものとする。

（工事状況の報告）

第19条 工事主は、許可工事の進捗状況が次に掲げる状況に達したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

（1）擁壁の床掘りを完了したとき。

（2）鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したとき。

（3）擁壁の高さが計画高の2分の1の工程に達したとき。

（4）排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠（きょ）、管渠（きょ）等の配置を完了したとき。

2 市長は、前項の報告に対し特に必要と認める場合は、段階検査を行うものとする。ただし、前項第4号において、法第18条第1項及び法第37条第1項に規定する中間検査の対象となるものはこの限りでない。

3 工事主又は工事施行者は、許可工事施工中に災害等が発生したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

4 工事主又は工事施行者は、許可工事施工中に予想した土質、地盤等と著しく相違した土質、地盤等に遭遇したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

（協議）

第20条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により市長と協議しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第17号）の正本及び副本に省令第7条第1項又は第63条第1項に規定する図書を添付して市長に提出するものとする。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により市長と協議しようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第18号）の正本及び副本に省令第7条第2項又は第63条第2項に規定する図書を添付して市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の協議が成立したときは、協議をした者に対し、前2項の協議書の副本に所要事項を記載した上その旨を通知する。
- 4 第1項の協議をした者は、協議が成立した宅地造成又は特定盛土等に関する工事に変更を生じたときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第19号）の正本及び副本に省令第37条第1項又は第67条第1項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、速やかに市長と協議するものとする。
- 5 第2項の協議をした者は、協議が成立した土石の堆積に関する工事に変更を生じたときは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第20号）の正本及び副本に省令第37条第2項又は第67条第2項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、速やかに市長と協議するものとする。
- 6 第11条、第13条及び第15条から前条までの規定は、協議が成立した工事について準用する。

（許可申請手数料等の免除）

第21条 福島市手数料条例（昭和49年条例第9号）第4条第7項の規則で定める災害その他特別の事由及び徴収しない手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宅地造成等（土石の堆積を除く）及び特定盛土等に関する工事が、災害を受けた者が自ら居住するために行う工事であって、当該工事の工事主が、当該災害が発生した日から6月以内に法第12条第1項本文及び第30条第1項本文又は法第16条第1項本文及び第35条第1項本文の許可を受けた者であるとき。 許可申請手数料若しくは変更許可申請手数料又は建築に関する証明手数料に相当する額
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業であるとき。 許可申請手数料若しくは変更許可申請手数料又は建築に関する証明手数料の2分の1に相当する額
- (3) 次のいずれかに該当する場合 許可申請手数料若しくは変更許可申請手数料又は建築に関する証明手数料に相当する額
 - ア 法令の規定により取り扱う場合
 - イ 官公署その他これに準ずる機関から申請があった場合
 - ウ 官公吏が職務上必要とする場合
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合

（公示及び公告）

第22条 法第10条第4項及び第26条第4項の公示並びに法第20条第5項及び法第39条第5項（法第23条第3項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）の公告は、福島市公告式規則（平成10年規則第35号）第2条に定める方法により行うものとする。

（建築等に関する証明書）

第23条 省令第88条の書面の交付を求めようとする者は、建築等に関する証明書交付申請書（様式第21号）に建築確認申請書の写し又は畜舎建築利用計画認定申請書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

様式集

1 省令（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則）	1
裁決申請書（様式第一）	1
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（様式第二）	2
資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）（様式第三）	4
土石の堆積に関する工事の許可申請書（様式第四）	6
資金計画書（土石の堆積に関する工事）（様式第五）	8
許可証（様式第六）	10
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（様式第七）	11
土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（様式第八）	13
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（様式第九）	15
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証（様式第十）	16
土石の堆積に関する工事の確認申請書（様式第十一）	17
土石の堆積に関する工事の確認済証（様式第十二）	18
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書（様式第十三）	19
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証（様式第十四）	20
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式第十五）	21
土石の堆積に関する工事の届出書（様式第十六）	22
擁壁等に関する工事の届出書（様式第十七）	23
公共施設用地の転用の届出書（様式第十八）	24
特定盛土等に関する工事の届出書（様式第十九）	25
土石の堆積に関する工事の届出書（様式第二十）	26
特定盛土等に関する工事の変更届出書（様式第二十一）	28
土石の堆積に関する工事の変更届出書（様式第二十二）	30
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識（様式第二十三）	32
土石の堆積に関する工事の標識（様式第二十四）	33
2 市規則（福島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則）	34
土地立入通知書（様式第1号）	34
障害物伐除等通知書（様式第2号）	35
障害物伐除通知書（様式第3号）	36
身分証明書（様式第4号）	37
許可証（様式第5号）	38
宅地造成等工事同意書（様式第6号）	39
資力信用調書（様式第7号）	40
工事能力調書（様式第8号）	41
設計者の資格に関する申告書（様式第9号）	42
工事着手届出書（様式第10号）	43

工事の変更届出書（様式第 11 号）	44
届出工事の変更届出書（規制区域指定時に行われている工事の届出の変更届出）（様式第 12 号）	45
届出工事の変更届出書（擁壁等を除却する工事の届出の変更届出）（様式第 13 号）	46
工事中止（廃止・再開）届（様式第 14 号）	47
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第 15 号）	48
土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第 16 号）	49
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第 17 号）	50
土石の堆積に関する工事の協議書（様式第 18 号）	52
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第 19 号）	54
土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第 20 号）	56
建築等に関する証明書交付申請書（様式第 21 号）	58
3 その他の様式	59
周知措置報告書	59
段階報告書	60
誓約書	61

1 省令(宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則)

様式第一

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所
氏名
相 手 方 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

福島市長 殿

[注意]

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <big>{第12条第1項}</big> <small>{第30条第1項}</small> の規定により、許可を申請します。		※手数料欄			
年　月　日 福島市長　　殿 申請者　氏名					
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()				
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	□ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	10 二擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	木崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ	メートル	
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面の保護の方法					

リ 工事中の危害防止 のための措置			
又 その他の措置			
ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ワ 工程の概要			
11 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名		係員氏名	
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事実行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならぬ工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

	科目	金額
収入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計	
支出	用地費 工事費 整地工事費 道路工事費 排水施設工事費 防災施設工事費 ○○○ 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

年度 科目		年度	年度		年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	○○○					
	借入償還金					
	○○○					
収 入	計					
	自己資金					
	借入金					
	○○○					
	処分収入					
	○○○					
	補助負担金					
	○○○					
	○○○					
計						
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項〕〔第30条第1項〕の規定により、許可を申請します。		※手数料欄
年　月　日 福島市長　　殿		
申請者　氏名		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	□ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
工事の概要	ト 空地の設置	番号　空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
ル その他の措置		
ヲ 工事着手予定年月日	年　月　日	
ワ 工事完了予定年月日	年　月　日	

	工 程 の 概 要		
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
支出	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
支出	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
支出	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

年度 科目		年度	年度		年度	計
支出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 借入償還金 ○○○ 計					
収入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計					
借入金の借入先						

様式第六

許可証

第 年 月 日 号

福島市長

〔第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を
宅地造成及び特定盛土等規制法〔第33条第2項（第35条第3項において準用する場合を
含む。）〕の規定により、下記の条件を付して許可する。
含む。〕

1 工事をする土地の所在地及び地番			
2 工事主住所氏名			
3 許 可 番 号	第 号		
4 許 可 対 象 行 為	宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積		
5 許 可 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
6 条 件			

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第1項〕〔第35条第1項〕の規定により、変更の許可を申請します。		※手数料欄			
年 月 日 福島市長 殿					
申請者 氏名					
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()				
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	10 二擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	木崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ	メートル	
			メートル		
ト 崖面の保護の方法					

チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法			
リ 工事中の危害防止 の た め の 措 置			
又 そ の 他 の 措 置			
ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ワ 工 程 の 概 要			
11 そ の 他 必 要 な 事 項			
12 変 更 の 理 由			
13 許 可 番 号	第 号		
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならぬ工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第1項〕〔第35条第1項〕の規定により、変更の許可を申請します。		※手数料欄	
年 月 日 福島市長 殿			
申請者 氏名			
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事の目的			
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	□ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	力 工 程 の 概 要		
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
9 変 更 の 理 由			
10 許 可 番 号		第 号	
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たつて付した条件
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第九

※ 受付欄
年月日
第号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

福島市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 **〔第17条第1項〕** の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

福島市長

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法
《第13条第1項》
《第31条第1項》の規定に適合していることを証明する。

1 許可番号	第 号
2 許可年月日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工事主住所氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 検査員職氏名	

様式第十一

※ 受付欄
年月日
第号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

福島市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 **{ 第 17 条第4項 }**、**{ 第 36 条第4項 }** の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証

第
年
月
日
号

福島市長

下記の土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法
〔第17条第4項〕〔第36条第4項〕の規定による確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたこ
とを証明する。

1 訸 可 番 号	第 号
2 訸 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の 所在 地 及 び 地 番	
4 工事主住所 氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 確 認 員 職 氏 名	

様式第十三

※受付欄
年月日
第号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年月日

福島市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 **{第18条第1項}**、**{第37条第1項}**の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事実行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番号	第 号	第 号
交付年月日	年 月 日	年 月 日	
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定期年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は4欄の工事実行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第
年
月
号
日

福島市長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法 **{ 第13条第1項
第31条第1項 }** の規定に適合していることを証明する。

1 訸 可 番 号	第 号		
2 訸 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事主住所氏名			
5 中間検査年月日	年 月 日		
6 中間検査の対象	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
7 検査員職氏名			

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

福島市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 **〔第 21 条第 1 項〕** 及び **〔第 40 条第 1 項〕** の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事実行者住所氏名			
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
3 工事をしている土地の面積	平方メートル		
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
5 盛土又は切土の高さ	メートル		
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル	
	切 土	立方メートル	
8 工事着手年月日	年	月	日
9 工事完了予定年月日	年	月	日
10 工事の進捗状況			

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事実行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

福島市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 **〔第21条第1項〕** **〔第40条第1項〕** の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事実行者住所氏名	
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事実行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

福島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 **{第21条第3項}**、**{第40条第3項}** の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在 地 及 び 地 番	
2 行おうとする工事の種類 及 び 内 容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

福島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 **{第21条第4項}** **{第40条第4項}** の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

福島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()				
2 設計者住所氏名					
3 工事施工者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	□ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	二擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	木崖崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

福島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2 設計者住所氏名		
3 工事施工者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	□ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号

チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止のための措置		
ル その他の措置		
ヲ 工事着手予定年月日	年	月
ワ 工事完了予定年月日	年	月
カ 工程の概要		
8 その他必要な事項		
〔注意〕		
1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。		
2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。		
3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。		
4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。		
5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。		
6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

福島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()				
2 設計者住所氏名					
3 工事施工者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	□ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	二擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	木崖崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチ	メートル
ト 崖面の保 護 の 方 法				
チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法				
リ 工事中の危 害 防 止 の た め の 措 置				
又 そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
12 変 更 の 理 由				
<p>注意 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事実行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年　　月　　日

福島市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号
		メートル

チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止のための措置		
ル その他の措置		
ヲ 工事着手予定年月日	年	月
ワ 工事完了予定年月日	年	月
カ 工程の概要		
8 その他必要な事項		
9 変更の理由		
<p>[注意]</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄りは、鋼矢板を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>		

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

〔宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可〕 〔特定盛土等に関する工事の届出〕 濟標識			見取図
1	工事主の住所氏名		
2	許可番号	第号	
3	許可又は届出年月日	年月日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年月日	
10	工事完了予定年月日	年月日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

50センチメートル以上

[注意]

- 1 欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見取図
1	工事主の住所氏名		
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事実行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定期限年月日	年 月 日	
10	工事完了予定期限年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

50センチメートル以上

〔注意〕

- 1 欄の工事主、4 欄の工事実行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

2 市規則(福島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則)

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

福島市長

印

土 地 立 入 通 知 書

宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により、下記のとおりあなたの占有する土地に立ち入って測量（調査）を行いますので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 立入りの目的

2 立ち入る土地の区域

3 立入りの期日 年 月 日 時から 時まで

4 立ち入ろうとする者の所属、職及び氏名

注) 不要の文字は抹消すること

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

福島市長

印

障害物伐除等通知書

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、測量（調査）を行うため、下記のとおりあなたの所有（占有）する土地に立ち入り、土地の試掘（ボーリング、障害物の伐除）を行いますので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 行為の目的

2 行為の内容

3 行為の場所

4 行為の期日 年 月 日 時から 時まで

5 行為者の所属、職及び氏名

注) 不要の文字は抹消すること

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

福島市長

印

障害物伐除通知書

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第3項の規定により、測量（調査）を行うため、下記のとおりあなたの所有（占有）する土地に立ち入り、障害物の伐除を行いましたので、同項後段の規定により通知します。

記

1 行為の目的

2 行為の内容

3 行為の場所

4 行為の期日 年 月 日 時から 時まで

5 行為者の所属、職及び氏名

注) 不要の文字は抹消すること

様式第4号（第3条関係）

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職・氏名

年 月 日生

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により、立入測量若しくは立入調査を、第6条第1項の規定により、土地の試掘等若しくは障害物の伐除を、第24条第1項及び第43条第1項の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明します。

年 月 日

福島市長

印

(裏)

注 意 事 項

(立入測量等)

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により、立入測量若しくは立入調査を、第6条第1項の規定により、土地の試掘等若しくは障害物の伐除を、第24条第1項及び第43条第1項の規定により、立入検査をするときは、この証明書を携帯しなければならないこと。
- 2 関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならないこと。
- 3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならないこと。

様式第5号（第3条関係）

第 号

許 可 証

所 属
職・氏名

年 月 日生

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、上記の者が下記のとおり土地の試掘等を行うことについて、許可します。

年 月 日

福島市長

印

記

1 行為の目的

2 行為の内容

3 行為の場所

4 行為の期日

年 月 日 時から 時まで

5 注意事項

様式第6号(第6条関係)

宅地造成等工事同意書

の施行に係る工事については、異議なく、その施行について同意します。					
対象地の所在地番	地目	権利の種類	同意の年月日	権利者の住所氏名	共有関係
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		

備考 1 同意対象となる土地について記載すること。

- 2 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、質権、賃借権及び使用貸借による権利等の種別を記入すること。
- 3 権利者の住所氏名の記載は自署とし、本人確認資料（運転免許証、個人番号カード又は旅券の写しその他の者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類））添付すること。

様式第7号(第7条第1号関係)

資 力 信 用 調 書

次のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

概要	法令による許可等			設立年月日	年 月 日
				資本金	千円
				資産総額	千円
前年度納税額	法人税又は所得税	千円	前年度事業	千円	
	事業所税	千円	従業員数	人(うち土木建築関係技術者人)	
	法人住民税	千円	取引金融機関		
工事管理者の住所及び氏名					
役員略歴	職名	氏名	年齢	在職年数	資格、免許、学歴等
宅地造成等経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積 m ²	着工・完了年月

- 備考 1 法令による許可等の欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業許可等について記載すること。
 2 前年度の納税証明書、事業経歴書及び造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあっては、宅地建物取引業法による免許を受けていることを証する書類を添付すること。

様式第8号(第7条第2号関係)

工 事 能 力 調 書

次のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

工事主の住所及び 氏 名							
概要	法 令 に よ る 許 可 等			設立年月日	年 月 日		
				資 本 金	千円		
				取引金融機関			
	前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 事業所税 法人住民税	千円 千円 千円	従業員	事 務	技 術	労 務
(建設業法第 26 条) 主 任 技 術 者 の 住 所 及 び 氏 名							
技術者略歴	職 名	氏 名	年齢	在職年数	資格、免許、学歴等		
宅地造成等経歴	注文主名	元請又は下請の別	工事施行場所		面積 m ²	着工・完了年月	

- 備考 1 法令による許可等の欄は、建設業法による許可の種類について記載すること。
 2 事業経歴書、建設業等の許可証明書及び工事施工者の法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第9号(第7条第3号関係)

設計者の資格に関する申告書

設計者の氏名 及び生年月日	年 月 日		宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 第22条の該当号	
住 所			<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 (省令第35条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号)	
勤務先の名称 及び所在地	電話			
最 終 学 歴	学校名 年 月 日 <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 中退 学科名			
資格、免許等	名 称	(イ)一級建築士	(口)技 術 士	(ハ)
	登録番号等	第 号	()部門 第 号	第 号
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
宅 地 造 成 等 に 関 す る 実 務 経 歴	工 事 及 び 実 務 の 内 容		実 務 に 従 事 し た 期 間	期 間 合 計
			年 月 から 年 月 まで(年 月)	年 月
			年 月 から 年 月 まで(年 月)	
			年 月 から 年 月 まで(年 月)	
			年 月 から 年 月 まで(年 月)	
その他必要な事項				
※ 審 査 (適 ・ 否)	福島市長 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 申告者氏名			

備考 1 卒業証書、免許等の写しを添付すること。

2 この申告書は、以下のいずれかの工事に該当する場合提出すること。

①高さが5mを超える擁壁の設置

②盛土又は切土をする土地の面積が1500m²を超える土地における排水施設の設置

3 ※印のある欄は記載しないこと。

4 □欄は、該当する箇所にレ印を付けること。

様式第10号（第11条関係）

工事着手届出書

年 月 日

福島市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

福島市宅地造成及び特定盛土規制法施行細則第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事をする土地の 所在地及び地番	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
工事施行者の住所、氏名、 電話（FAX）及び 緊急連絡先	
現場管理者の住所、氏名、 電話（FAX）及び 緊急連絡先	

注) 工程表を添付すること

様式第11号(第13条関係)
(許可を受けた工事の軽微な変更の届出)

工事の変更届出書

年 月 日

福島市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

宅地造成及び特定盛土等規制法{第16条第2項}の規定により、工事の変更について次のとおり届け出ます。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
工事をする 土地の所在地 及び地番	
工事をする 土地の面積	
変更事項	
変更理由	

注) 不要の文字は抹消すること

様式第12号（第14条関係）
(規制区域指定時に行われている工事の届出の変更届出)

届出工事の変更届出書

年　月　日

福島市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第21条第1項〕〔第40条第1項〕 の届け規定により出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

当 初 届 出 年 月 日	年　月　日
工事をしている土地の 所 在 地 及 び 地 番	
工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注) 不要の文字は抹消すること

様式第13号（第14条関係）
(擁壁等を除却する工事の届出の変更届出)

届出工事の変更届出書

年　月　日

福島市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

宅地造成及び特定盛土等規制法
第21条第3項
第40条第3項 の規定により届け出た工事を次のとおり変更
したいので、届け出ます。

当 初 届 出 年 月 日	年　月　日
工事が行われる土地 の所在地及び地番	
行おうとする工事の 種類及び内容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注) 不要の文字は抹消すること

様式第14号（第15条関係）

工事中止（廃止・再開）届

年　月　日

福島市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

福島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第15条の規定により、工事を中止（廃止・再開）したいので、次のとおり届け出ます

許可年月日及び許可番号 又は届出年月日	年　　月　　日　　第　　号
工事を中止（廃止・再開） しようとする土地の所在 地 及 び 地 番	
工事を中止（廃止・再開） しようとする年月日	年　　月　　日
工事を中止（廃止・再開） し ょ う と す る 理 由	

注) 不要の文字は抹消すること

様式第15号（第18条第1項関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年　月　日

福島市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

宅地造成及び特定盛土等規制法{ 第19条第1項 }
第38条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書を提出します。

1 工事が施行される土地の所在地				
2 工事の許可年月日及び許可番号	年　月　日 第　号			
3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
4 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施工状況				
10 拥壁の床掘りを完了したときの状況				
11 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
12 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 備考 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに7欄から10欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
 3 不要の文字は抹消すること。

様式第16号（第18条第2項関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年　月　日

福島市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

宅地造成及び特定盛土等規制法{第19条第1項
第38条第1項}の規定により、土石の堆積に関する工事
の定期報告書を提出します。

1 工事が施行される土地の所在地				
2 工事の許可年月日及び許可番号	年　月　日 第　号			
3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
4 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び削除された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに8欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
3 不要の文字は抹消すること

様式第17号（第20条第1項関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項
宅地造成及び特定盛土等規制法 第34条第1項 の規定により、協議します。

年　月　日

福島市長

申請者　住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

1 工事主住所 氏名				
2 設計者住所 氏名				
3 工事施工者住所 氏名				
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5 土地の面積	平方メートル			
6 工事着手前の土地利用状況				
7 工事完了後の土地利用				
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無			
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル		
	□ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル	
		切 土	立方メートル	
二擁壁	番 号	構 造	高 さ	
			メートル	メートル
木崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	
			メートル	メートル
八排水施設	番 号	種 類	内法寸法	
			センチ	メートル

ト 崖 面 の 保 護 の 方 法			
チ 崖 面 以 外 の 地 表 面 の 保 護 の 方 法			
リ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置			
ヌ そ の 他 の 措 置			
ル 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
ワ 工 程 の 概 要			
11 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議に当たつて付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならぬ工事を含む場合には、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>3 3欄は未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください。(複数選択可)</p> <p>6 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>8 不要の文字は抹消してください。</p>			

様式第18号（第20条第2項関係）

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 **{ 第15条第1項 }**、**{ 第34条第1項 }** の規定により、協議します。

年　　月　　日

福島市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

1 工事主住所氏名			
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事の目的			
工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	□ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅 メートル
チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置			

	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
	ル その他の措置			
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	力 工程の概要			
8 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出でください。</p> <p>3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>4 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>6 不要の文字は抹消してください。</p>				

様式第19号（第20条第4項関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法
の規定により、変更を協議します。

{第16条第3項において準用する同条第1項}
{第35条第3項において準用する同条第1項}

年　　月　　日
福島市長

申請者　住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

1 工事主住所氏名					
2 設計者住所氏名					
3 工事施工者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	二擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	木崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ハ排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ	メートル	
			メートル		

ト 崖面の保 護 の 方 法			
チ 崖面以外の地表面 の保 護 の 方 法			
リ 工事中の危 害 防止 のための措 置			
ヌ そ の 他 の 措 置			
ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ワ 工 程 の 概 要			
11 そ の 他 必 要 な 事 項			
12 変 更 の 理 由			
13 協議成立年月日及び番号	年 月 日 第 号		
※受 付 欄	※決 截 欄	※協議当たつて付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならぬ工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>8 不要の文字は抹消してください。</p>			

様式第20号（第20条第5項関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する同条第1項 }
{ 第35条第3項において準用する同条第1項 }

の規定により、変更を協議します。

年　　月　　日

福島市長

申請者　住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

1 工事主住所 氏名		
2 設計者住所 氏名		
3 工事施工者住所 氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
7 工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号
チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置		

又工事中の危害防止 のための措置			
ルその他の措置			
ヲ工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ工事完了予定年月日	年 月 日		
カ工程の概要			
8その他必要な事項			
9変更の理由			
10協議成立年月日及び番号	年 月 日 第 号		
※受付欄	※決裁欄	※協議当たつて付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出でください。 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 6 不要の文字は抹消してください。 			

様式第21号（第23条関係）

建築等に関する証明書交付申請書

年　月　日

福島市長

申請者　住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

建築基準法第6条第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)若しくは同法第6条の2第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定(同法第4条第1項の変更の認定を含む)を申請したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次のことについて宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

土地の所在地 及び地番			
土地の面積	平方メートル		
規制区域	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域	<input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域	
該当条項	<input type="checkbox"/> 第12条	<input type="checkbox"/> 第16条	<input type="checkbox"/> 第30条
適合する条項*			
盛土で生ずる崖の高さ	m	<input type="checkbox"/> 該当なし	
切土で生ずる崖の高さ	m	<input type="checkbox"/> 該当なし	
盛土又は切土をする土地の面積	m ² (うち50cmを超える面積 m ²) <input type="checkbox"/> 該当なし		
建築(建設)計画 の概要	用途	敷地面積	m ²
	工事の種別	延床(建設)面積	m ²
	その他		

*上記の建築計画については、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合することを証明します。

第 号

年　月　日

福島市長

印

- 備考 1 建築確認申請書の写しを添付すること。
 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 3 □欄は、該当する箇所にレ印を付けること。
 4 *印のある欄は政令第5条第1項及び省令第8条に規定する災害の発生するおそれがないと認められる工事に該当する場合において、適合する条項を記載すること。

3 その他の様式

周 知 措 置 報 告 書 (町内会長・周辺住民・地元支所・その他 ())

周知を行った者	
周知措置の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催（各対象者への個別対面説明を含む） <input type="checkbox"/> 書面の配布 <input type="checkbox"/> 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
周 知 期 間 ・ 説明会開催日時	
説明会開催場所	
説明会参加人数	
配 布 範 囲 ・ 掲 示 場 所	
出 さ れ た 意 見 等	
備 考	

- 備考 1 周知措置の方法により、該当する欄を記載すること。なお、複数の方法により周知を行っている場合は、その方法ごとに報告書を作成すること。
- 2 周知の対象者が分かる資料及び周知に使用した資料を添付すること。
- 3 説明会開催場所、書面の配布範囲、掲示場所等が分かる資料を添付すること。

段階報告書

年　月　日

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

福島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第19条第1項の規定に基づき、許可を受けた工事が報告対象の段階に達したため、下記のとおり報告します。

工事をしている 土地の所在地			
許可年月日 及び許可番号	年　月　日		第　号
工事実行者の住所・氏名			
工事着手年月日	年　月　日		
工事完了予定年月日	年　月　日		
報告対象段階	<input type="checkbox"/> 擁壁の床掘りを完了したとき。 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したとき。 <input type="checkbox"/> 擁壁の高さが計画高の2分の1の工程に達したとき。 <input type="checkbox"/> 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠(きよ)、管渠(きよ)等の配置を完了したとき。 ※該当する箇所にレ印を付けること。		
報告対象段階 完了年月日	年　月　日		

備考 報告対象段階の工事の状況が分かる写真、工事の実施工程表、原位置試験の結果等を添付すること。

※この太枠内は記入しないこと。				
段階検査	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要	検査年月日	年　月　日
検査所見				
決裁欄	課長	課長補佐	係長	係員

誓 約 書

福島市長 様

私は、以下イ・ロ・ハのいずれにも該当しないことをここに誓約します。

- イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ロ) 法人であって、その役員のうちにイに該当する者があるもの
- ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

また、この誓約に違反又は相違があり、宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項又は第39条第1項の規定に基づく工事の許可を取消し等の処分を受けた場合には、これに意義なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、上記イ・ロ・ハに該当する者であるか否かを確認のため、その管内を管轄する福島県警察本部の担当課へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

※法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること